

資料編



合理的配慮ハンドブック 資料編 目次

● 障害者の権利に関する条約 (抄)	99
● 障害者基本法 (抄)	104
● 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	107
● 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令	114
● 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行規則	117
● 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針	119
● 文部科学省所管事業分野における 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針	129
● 国立大学等「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」 リンク集	145
● 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告 (第一次まとめ)	153
● 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告 (第二次まとめ)	189

障害者の権利に関する条約(抄)
障害者基本法(抄)

障害者の権利に関する条約(抄)

2006年12月13日 採択

2014年1月20日 批准

2014年2月19日 発効

第一条 目的

この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む。

第二条 定義

この条約の適用上、

「意思疎通」とは、言語、文字表記、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用可能なマルチメディア並びに筆記、聴覚、平易な言葉及び朗読者による意思疎通の形態、手段及び様式並びに補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式(利用可能な情報通信技術を含む。)をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

「障害を理由とする差別」とは、障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための支援装置が必要な場合には、これを排除するものではない。

第三条 一般原則

この条約の原則は、次のとおりとする。

- (a) 固有の尊厳、個人の自律(自ら選択する自由を含む。)及び個人の自立を尊重すること。
- (b) 差別されないこと。
- (c) 社会に完全かつ効果的に参加し、及び社会に受け入れられること。
- (d) 人間の多様性及び人間性の一部として、障害者の差異を尊重し、及び障害者を受け入れること。
- (e) 機会の均等
- (f) 施設及びサービスの利用を可能にすること。
- (g) 男女の平等
- (h) 障害のある児童の発達しつつある能力を尊重し、及び障害のある児童がその同一性

を保持する権利を尊重すること。

第四条 一般的義務

- 1 締約国は、障害を理由とするいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する。このため、締約国は、次のことを約束する。
 - (a) この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置をとること。
 - (b) 障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
 - (c) すべての政策及び計画において障害者の人権の保護及び促進を考慮に入れること。
 - (d) この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの条約に従って行動することを確保すること。
 - (e) 個人、団体又は民間企業による障害を理由とする差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
 - (f) 障害者による利用可能性及び使用を促進し、並びに基準及び指針の整備に当たりユニバーサルデザインを促進するため、第二条に定めるすべての人が使用することのできる製品、サービス、設備及び施設であって、障害者に特有のニーズを満たすために可能な限り最低限の調整及び最小限の費用を要するものについての研究及び開発を約束し、又は促進すること。
 - (g) 障害者に適した新たな技術(情報通信技術、移動補助具、装置及び支援技術を含む。)であって、妥当な費用であることを優先させたものについての研究及び開発を約束し、又は促進し、並びにその新たな技術の利用可能性及び使用を促進すること。
 - (h) 移動補助具、装置及び支援技術(新たな技術を含む。)並びに他の形態の援助、支援サービス及び施設に関する情報であって、障害者にとって利用可能なものを提供すること。
 - (i) この条約において認められる権利によって保障される支援及びサービスをより良く提供するため、障害者と共に行動する専門家及び職員に対する研修を促進すること。
- 2 締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、これらの権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、また、必要な場合には国際協力の枠内で、措置をとることを約束する。ただし、この条約に定める義務であって、国際法に従って直ちに適用可能なものに影響を及ぼすものではない。
- 3 締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施に当たり、並びにその他の障害者に関する問題についての意思決定過程において、障害者(障害のある児童を含む。)を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。
- 4 この条約のいかなる規定も、締約国の法律又は締約国について効力を有する国際法に含まれる規定であって障害者の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。この条約のいずれかの締約国において法律、条約、規則又は慣習によって認められ、又は存する人権及び基本的自由については、この条約がそれらの権利若しくは自由を認めていないこと又はその認める範囲がより狭いことを理由として、それらの権利及

び自由を制限し、又は侵してはならない。

- 5 この条約は、いかなる制限又は例外もなしに、連邦国家のすべての地域について適用する。

第五条 平等及び差別されないこと

- 1 締約国は、すべての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める。
- 2 締約国は、障害を理由とするあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な法的保護を障害者に保障する。
- 3 締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 4 障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、この条約に規定する差別と解してはならない。

第七条 障害のある児童

- 1 締約国は、障害のある児童が他の児童と平等にすべての人権及び基本的自由を完全に享有することを確保するためのすべての必要な措置をとる。
- 2 障害のある児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 3 締約国は、障害のある児童が、自己に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有することを確保する。この場合において、障害のある児童の意見は、他の児童と平等に、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

第八条 意識の向上

- 1 締約国は、次のことのための即時の、効果的なかつ適当な措置をとることを約束する。
 - (a) 障害者に関する社会全体(家族を含む。)の意識を向上させ、並びに障害者の権利及び尊厳に対する尊重を育成すること。
 - (b) あらゆる活動分野における障害者に関する定型化された観念、偏見及び有害な慣行(性及び年齢を理由とするものを含む。)と戦うこと。
 - (c) 障害者の能力及び貢献に関する意識を向上させること。
- 2 このため、1の措置には、次のことを含む。
 - (a) 次のことのための効果的な公衆の意識の啓発活動を開始し、及び維持すること。
 - (1) 障害者の権利に対する理解を育てること。
 - (2) 障害者に対する肯定的認識及び一層の社会の啓発を促進すること。
 - (3) 障害者の技術、価値及び能力並びに職場及び労働市場に対する障害者の貢献についての認識を促進すること。
 - (b) 教育制度のすべての段階(幼年期からのすべての児童に対する教育制度を含む。)において、障害者の権利を尊重する態度を育成すること。
 - (c) すべてのメディア機関が、この条約の目的に適合するように障害者を描写するよう奨励すること。
 - (d) 障害者及びその権利に関する啓発のための研修計画を促進すること。

第九条 施設及びサービスの利用可能性

1 締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者と平等に、都市及び農村の双方において、自然環境、輸送機関、情報通信（情報通信技術及び情報通信システムを含む。）並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用することができることを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービスの利用可能性における障害及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。

- (a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設（学校、住居、医療施設及び職場を含む。）
 - (b) 情報、通信その他のサービス（電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。）
- 2 締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。
- (a) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスの利用可能性に関する最低基準及び指針の実施を発展させ、公表し、及び監視すること。
 - (b) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスを提供する民間の団体が、障害者にとっての施設及びサービスの利用可能性のあらゆる側面を考慮することを確保すること。
 - (c) 障害者が直面している施設及びサービスの利用可能性に係る問題についての研修を関係者に提供すること。
 - (d) 公衆に開放された建物その他の施設において、点字の標識及び読みやすく、かつ、理解しやすい形式の標識を提供すること。
 - (e) 公衆に開放された建物その他の施設の利用可能性を容易にするための生活支援及び仲介する者（案内者、朗読者及び専門の手話通訳を含む。）を提供すること。
 - (f) 障害者による情報の利用を確保するため、障害者に対する他の適当な形態の援助及び支援を促進すること。
 - (g) 障害者による新たな情報通信技術及び情報通信システム（インターネットを含む。）の利用を促進すること。
 - (h) 情報通信技術及び情報通信システムを最小限の費用で利用可能とするため、早い段階で、利用可能な情報通信技術及び情報通信システムの設計、開発、生産及び分配を促進すること。

第二十四条 教育

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度及び生涯学習を確保する。

- (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
- (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
- (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

- (a) 障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されな

- いこと。
- (b) 障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること。
 - (c) 個人に必要なとされる合理的配慮が提供されること。
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を教育制度一般の下で受けること。
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられることを確保すること。
- 3 締約国は、障害者が地域社会の構成員として教育に完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。
- (a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに適応及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。
 - (b) 手話の習得及び聴覚障害者の社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。
 - (c) 視覚障害若しくは聴覚障害又はこれらの重複障害のある者（特に児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。
- 4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育のすべての段階に従事する専門家及び職員に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。
- 5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

※この内容は「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」（平成24年12月21日）において参考資料となっているものを抜粋しております。

障害者基本法(抄)

(昭和四十五年法律第八十四号)

施行日：平成二十八年四月一日

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(地域社会における共生等)

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(差別の禁止)

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

- 3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(国際的協調)

第五条 第一条に規定する社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に図られなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則(以下「基本原則」という。)のつとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(国民の理解)

第七条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、基本原則にのつとり、第一条に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第十条 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

第二章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策

(教育)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

ならない。

※この内容は「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」(平成24年12月21日)において参考資料となっているものを抜粋しております。

障害を理由とする差別の解消の 推進に関する法律

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成二十五年法律第六十五号)

目次

- 第一章 総則(第一条—第五条)
- 第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(第六条)
- 第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置(第七条—第十三条)
- 第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置(第十四条—第二十条)
- 第五章 雑則(第二十一条—第二十四条)
- 第六章 罰則(第二十五条・第二十六条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一

項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちこの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
 - 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
 - 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
 - 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。
 - 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項に次の一号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(内閣府設置法の一部改正)

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)第六条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令

(平成二十八年政令第三十二号)

最終改正：平成二十九年政令第四号

内閣は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)第二条第四号ニ及びホ並びに第五号ロ、第二十二条並びに第二十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

(法第二条第四号ニ及びホの政令で定める機関)

第一条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「法」という。)第二条第四号ニの政令で定める特別の機関は、警察庁とする。

2 法第二条第四号ホの政令で定める特別の機関は、検察庁とする。

(法第二条第五号ロの政令で定める法人)

第二条 法第二条第五号ロの政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、放送大学学園及び預金保険機構とする。

(地方公共団体の長等が処理する事務)

第三条 法第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、事業者が行う事業であって当該主務大臣が所管するものについての報告の徴収、検査、勧告その他の監督に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関(以下この条において「地方公共団体の長等」という。)が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行うこととする。ただし、障害を理由とする差別の解消に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるときは、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

(権限の委任)

第四条 主務大臣は、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項の庁の長、国家行政組織法(昭和三十二年法律第二十号)第三条第二項の庁の長又は警察庁長官に、法第十一条及び第十二条に規定する権限のうちその所掌に係るものを委任することができる。

2 主務大臣(前項の規定によりその権限が内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長又は国家行政組織法第三条第二項の庁の長に委任された場合にあっては、その庁の長)は、内閣府設置法第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職若しくは同法第四十三条若しくは第五十七条

- の地方支分部局の長又は国家行政組織法第七条の官房、局若しくは部の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に、法第十二条に規定する権限のうちその所掌に係るものを委任することができる。
- 3 警察庁長官は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第十九条第一項の長官官房若しくは局、同条第二項の部又は同法第三十条第一項の地方機関の長に、第一項の規定により委任された法第十二条に規定する権限を委任することができる。
 - 4 金融庁長官は、事業者の事務所又は事業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、第一項の規定により委任された法第十二条に規定する権限を委任することができる。
 - 5 主務大臣、内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長、国家行政組織法第三条第二項の庁の長又は警察庁長官は、前各項の規定により権限を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任する権限及び委任の効力の発生する日を公示しなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第二条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百三十六号の二を第四百三十六号の三とし、第四百三十六号の次に次の一号を加える。

四百三十六の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）

（内閣府本府組織令の一部改正）

第三条 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中（53）を（54）とし、（47）から（52）までを（48）から（53）までとし、（46）の次に次のように加える。

（47） 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

（復興庁組織令の一部改正）

第四条 復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項の表に次のように加える。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）	第四条第二項	第五十七条の地方支分部局の長	第五十七条の地方支分部局の長、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第一項の職若しくは同法第十七条第一項の地方機関の長
--	--------	----------------	--

附 則 （平成二十八年政令第三百六十一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二十九年政令第四号）

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二十三条及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行規則 (平成二十八年内閣府令第二号)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第十八条第五項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行規則を次のように定める。

- 1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第十八条第五項の規定による公表は、障害者差別解消支援地域協議会の名称及び構成員の氏名又は名称について行うものとする。
- 2 前項の規定による公表は、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附 則

この府令は、平成二十八年四月一日から施行する。

障害を理由とする差別の解消の 推進に関する基本方針

2015年(平成27年)2月24日閣議決定

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。基本方針は、障害を理由とする差別（以下「障害者差別」という。）の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示すものである。

第1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

1 法制定の背景

近年、障害者の権利擁護に向けた取組が国際的に進展し、平成18年に国連において、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進するための包括的かつ総合的な国際条約である障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）が採択された。我が国は、平成19年に権利条約に署名し、以来、国内法の整備を始めとする取組を進めてきた。

権利条約は第2条において、「「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。」と定義し、その禁止について、締約国に全ての適当な措置を求めている。我が国においては、平成16年の障害者基本法（昭和45年法律第84号）の改正において、障害者に対する差別の禁止が基本的理念として明示され、さらに、平成23年の同法改正の際には、権利条約の趣旨を踏まえ、同法第2条第2号において、社会的障壁について、「障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されるとともに、基本原則として、同法第4条第1項に、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」こと、また、同条第2項に、「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」ことが規定された。

法は、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定された。我が国は、本法の制定を含めた一連の障害者施策に係る取組の成果を踏まえ、平成26年1月に権利条約を締結した。

2 基本的な考え方

(1) 法の考え方

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要である。このため、法は、後述する、障害者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提

供を差別と規定し、行政機関等及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促している。

特に、法に規定された合理的配慮の提供に当たる行為は、既に社会の様々な場面において日常的に実践されているものもあり、こうした取組を広く社会に示すことにより、国民一人ひとりの、障害に関する正しい知識の取得や理解が深まり、障害者との建設的対話による相互理解が促進され、取組の裾野が一層広がることを期待するものである。

(2) 基本方針と対応要領・対応指針との関係

基本方針に即して、国の行政機関の長及び独立行政法人等においては、当該機関の職員の取組に資するための対応要領を、主務大臣においては、事業者における取組に資するための対応指針を作成することとされている。地方公共団体及び公営企業型以外の地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)については、地方分権の観点から、対応要領の作成は努力義務とされているが、積極的に取り組むことが望まれる。

対応要領及び対応指針は、法に規定された不当な差別的取扱い及び合理的配慮について、具体例も盛り込みながら分かりやすく示しつつ、行政機関等の職員に徹底し、事業者の取組を促進するとともに、広く国民に周知するものとする。

(3) 条例との関係

地方公共団体においては、近年、法の制定に先駆けて、障害者差別の解消に向けた条例の制定が進められるなど、各地で障害者差別の解消に係る気運の高まりが見られるところである。法の施行後においても、地域の実情に即した既存の条例(いわゆる上乗せ・横出し条例を含む。)については引き続き効力を有し、また、新たに制定することも制限されることはなく、障害者にとって身近な地域において、条例の制定も含めた障害者差別を解消する取組の推進が望まれる。

第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

1 法の対象範囲

(1) 障害者

対象となる障害者は、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者、即ち、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」である。これは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(難病に起因する障害を含む。)のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえている。したがって、法が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。なお、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。

また、特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意する。

(2) 事業者

対象となる事業者は、商業その他の事業を行う者（地方公共団体の経営する企業及び公営企業型地方独立行政法人を含み、国、独立行政法人等、地方公共団体及び公営企業型以外の地方独立行政法人を除く。）であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者である。したがって、例えば、個人事業者や対価を得ない無報酬の事業を行う者、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となる。

(3) 対象分野

法は、日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象となる。ただし、行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、法第13条により、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによることとされている。

2 不当な差別的取扱い

(1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ア 法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。

イ したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

(2) 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。行政機関等及び事業者においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等）及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

3 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

ア 権利条約第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として

全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

イ 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「(2) 過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

現時点における一例としては、

- ・車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮
- ・筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮
- ・障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更

などが挙げられる。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。内閣府及び関係行政機関は、今後、合理的配慮の具体例を蓄積し、広く国民に提供するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

ウ 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）

等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

エ 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備（「第5」において後述）を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

(2) 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

第3 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

行政機関等においては、その事務・事業の公共性に鑑み、障害者差別の解消に率先して取り組む主体として、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供が法的義務とされており、国の行政機関の長及び独立行政法人等は、当該機関の職員による取組を確実なものとするため、対応要領を定めることとされている。行政機関等における差別禁止を確実なものとするためには、差別禁止に係る具体的取組と併せて、相談窓口の明確化、職員の研修・啓発の機会の確保等を徹底することが重要であり、対応要領においてこの旨を明記するものとする。

2 対応要領

(1) 対応要領の位置付け及び作成手続

対応要領は、行政機関等が事務・事業を行うに当たり、職員が遵守すべき服務規律の一環として定められる必要があり、国の行政機関であれば、各機関の長が定める訓令等が、また、独立行政法人等については、内部規則の様式に従って定められることが考え

られる。

国の行政機関の長及び独立行政法人等は、対応要領の作成に当たり、障害者その他の関係者を構成員に含む会議の開催、障害者団体等からのヒアリングなど、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、作成後は、対応要領を公表しなければならない。

(2) 対応要領の記載事項

対応要領の記載事項としては、以下のものが考えられる。

- 趣旨
- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方
- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例
- 相談体制の整備
- 職員への研修・啓発

3 地方公共団体等における対応要領に関する事項

地方公共団体等における対応要領の作成については、地方分権の趣旨に鑑み、法においては努力義務とされている。地方公共団体等において対応要領を作成する場合には、2(1)及び(2)に準じて行われることが望ましい。国は、地方公共団体等における対応要領の作成に関し、適時に資料・情報の提供、技術的助言など、所要の支援措置を講ずること等により協力しなければならない。

第4 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

事業者については、不当な差別的取扱いの禁止が法的義務とされる一方で、事業における障害者との関係が分野・業種・場面・状況によって様々であり、求められる配慮の内容・程度も多種多様であることから、合理的配慮の提供については、努力義務とされている。このため、各主務大臣は、所掌する分野における対応指針を作成し、事業者は、対応指針を参考として、取組を主体的に進めることが期待される。主務大臣においては、所掌する分野の特性を踏まえたきめ細かな対応を行うものとする。各事業者における取組については、障害者差別の禁止に係る具体的取組はもとより、相談窓口の整備、事業者の研修・啓発の機会の確保等も重要であり、対応指針の作成に当たっては、この旨を明記するものとする。

同種の事業が行政機関等と事業者の双方で行われる場合は、事業の類似性を踏まえつつ、事業主体の違いも考慮した上での対応に努めることが望ましい。また、公設民営の施設など、行政機関等がその事務・事業の一環として設置・実施し、事業者に運営を委託等している場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

2 対応指針

(1) 対応指針の位置付け及び作成手続

主務大臣は、個別の場面における事業者の適切な対応・判断に資するための対応指針を作成するものとされている。作成に当たっては、障害者や事業者等を構成員に含む会

議の開催、障害者団体や事業者団体等からのヒアリングなど、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、作成後は、対応指針を公表しなければならない。

なお、対応指針は、事業者の適切な判断に資するために作成されるものであり、盛り込まれる合理的配慮の具体例は、事業者に強制する性格のものではなく、また、それだけに限られるものではない。事業者においては、対応指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待される。

(2) 対応指針の記載事項

対応指針の記載事項としては、以下のものが考えられる。

- 趣旨
- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方
- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例
- 事業者における相談体制の整備
- 事業者における研修・啓発
- 国の行政機関（主務大臣）における相談窓口

3 主務大臣による行政措置

事業者における障害者差別解消に向けた取組は、主務大臣の定める対応指針を参考にして、各事業者により自主的に取組が行われることが期待される。しかしながら、事業者による自主的な取組のみによっては、その適切な履行が確保されず、例えば、事業者が法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合など、主務大臣は、特に必要があると認められるときは、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができることとされている。

こうした行政措置に至る事案を未然に防止するため、主務大臣は、事業者に対して、対応指針に係る十分な情報提供を行うとともに、事業者からの照会・相談に丁寧に対応するなどの取組を積極的に行うものとする。また、主務大臣による行政措置に当たっては、事業者における自主的な取組を尊重する法の趣旨に沿って、まず、報告徴収、助言、指導により改善を促すことを基本とする必要がある。主務大臣が事業者に対して行った助言、指導及び勧告については、取りまとめて、毎年国会に報告するものとする。

第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

1 環境の整備

法は、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（いわゆるバリアフリー法に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等）については、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとしている。新しい技術開発が環境の整備に係る投資負担の軽減をもたらすこともあることから、技術進歩の動向を踏まえた取組が期待される。また、環境の整備には、ハード面のみならず、職員に対する研修等のソフト面の対応も含まれることが重要である。

障害者差別の解消のための取組は、このような環境の整備を行うための施策と連携し

ながら進められることが重要であり、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、職員に対する研修等、環境の整備の施策を着実に進めることが必要である。

2 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

障害者差別の解消を効果的に推進するには、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に応じることが必要であり、相談等に対応する際には、障害者の性別、年齢、状態等に配慮することが重要である。法は、新たな機関は設置せず、既存の機関等の活用・充実を図ることとしており、国及び地方公共団体においては、相談窓口を明確にするとともに、相談や紛争解決などに対応する職員の業務の明確化・専門性の向上などを行うことにより、障害者差別の解消の推進に資する体制を整備するものとする。内閣府においては、相談及び紛争の防止等に関する機関の情報について収集・整理し、ホームページへの掲載等により情報提供を行うものとする。

3 啓発活動

障害者差別については、国民一人ひとりの障害に関する知識・理解の不足、意識の偏りに起因する面が大きいと考えられることから、内閣府を中心に、関係行政機関と連携して、各種啓発活動に積極的に取り組み、国民各層の障害に関する理解を促進するものとする。

(1) 行政機関等における職員に対する研修

行政機関等においては、所属する職員一人ひとりが障害者に対して適切に対応し、また、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、法の趣旨の周知徹底、障害者から話を聞く機会を設けるなどの各種研修等を実施することにより、職員の障害に関する理解の促進を図るものとする。

(2) 事業者における研修

事業者においては、障害者に対して適切に対応し、また、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、研修等を通じて、法の趣旨の普及を図るとともに、障害に関する理解の促進に努めるものとする。

(3) 地域住民等に対する啓発活動

ア 障害者差別が、本人のみならず、その家族等にも深い影響を及ぼすことを、国民一人ひとりが認識するとともに、法の趣旨について理解を深めることが不可欠であり、また、障害者からの働きかけによる建設的対話を通じた相互理解が促進されるよう、障害者も含め、広く周知・啓発を行うことが重要である。

内閣府を中心に、関係省庁、地方公共団体、事業者、障害者団体、マスメディア等の多様な主体との連携により、インターネットを活用した情報提供、ポスターの掲示、パンフレットの作成・配布、法の説明会やシンポジウム等の開催など、多様な媒体を用いた周知・啓発活動に積極的に取り組む。

イ 障害のある児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のない児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできるインクルーシブ教育システムを推進しつつ、家庭や学校を始めとする社会のあらゆる機会を活用し、子供の

頃から年齢を問わず障害に関する知識・理解を深め、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人であることを認識し、障害の有無にかかわらず共に助け合い・学び合う精神を涵養する。障害のない児童生徒の保護者に対する働きかけも重要である。

ウ 国は、グループホーム等を含む、障害者関連施設の認可等に際して、周辺住民の同意を求める必要がないことを十分に周知するとともに、地方公共団体においては、当該認可等に際して、周辺住民の同意を求める必要がないことに留意しつつ、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行うことが望ましい。

4 障害者差別解消支援地域協議会

(1) 趣旨

障害者差別の解消を効果的に推進するには、障害者にとって身近な地域において、主体的な取組がなされることが重要である。地域において日常生活、社会生活を営む障害者の活動は広範多岐にわたり、相談等を行うに当たっては、どの機関がどのような権限を有しているかは必ずしも明らかではない場合があり、また、相談等を受ける機関においても、相談内容によっては当該機関だけでは対応できない場合がある。このため、地域における様々な関係機関が、相談事例等に係る情報の共有・協議を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取組や類似事案の発生防止の取組など、地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークとして、障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができることとされている。協議会については、障害者及びその家族の参画について配慮するとともに、性別・年齢、障害種別を考慮して組織することが望ましい。内閣府においては、法施行後における協議会の設置状況等について公表するものとする。

(2) 期待される役割

協議会に期待される役割としては、関係機関から提供された相談事例等について、適切な相談窓口を有する機関の紹介、具体的事案の対応例の共有・協議、協議会の構成機関等における調停、斡旋等の様々な取組による紛争解決、複数の機関で紛争解決等に対応することへの後押し等が考えられる。

なお、都道府県において組織される協議会においては、紛争解決等に向けた取組について、市町村において組織される協議会を補完・支援する役割が期待される。また、関係機関において紛争解決に至った事例、合理的配慮の具体例、相談事案から合理的配慮に係る環境の整備を行うに至った事例などの共有・分析を通じて、構成機関等における業務改善、事案の発生防止のための取組、周知・啓発活動に係る協議等を行うことが期待される。

5 差別の解消に係る施策の推進に関する重要事項

(1) 情報の収集、整理及び提供

本法を効果的に運用していくため、内閣府においては、行政機関等による協力や協議会との連携などにより、個人情報保護等に配慮しつつ、国内における具体例や裁判例等を収集・整理するものとする。あわせて、海外の法制度や差別解消のための取組に係る調査研究等を通じ、権利条約に基づき設置された、障害者の権利に関する委員会を始めとする国際的な動向や情報の集積を図るものとする。これらの成果については、障害

者白書や内閣府ホームページ等を通じて、広く国民に提供するものとする。

(2) 基本方針、対応要領、対応指針の見直し等

技術の進展、社会情勢の変化等は、特に、合理的配慮について、その内容、程度等に大きな進展をもたらし、また、実施に伴う負担を軽減し得るものであり、法の施行後においては、こうした動向や、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例の集積等を踏まえるとともに、国際的な動向も勘案しつつ、必要に応じて、基本方針、対応要領及び対応指針を見直し、適時、充実を図るものとする。

法の施行後3年を経過した時点における法の施行状況に係る検討の際には、障害者政策委員会における障害者差別の解消も含めた障害者基本計画の実施状況に係る監視の結果も踏まえて、基本方針についても併せて所要の検討を行うものとする。基本方針の見直しに当たっては、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。対応要領、対応指針の見直しに当たっても、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

なお、各種の国家資格の取得等において障害者に不利が生じないよう、いわゆる欠格条項について、各制度の趣旨や、技術の進展、社会情勢の変化等を踏まえ、適宜、必要な見直しを検討するものとする。

文部科学省所管事業分野における 障害を理由とする差別の解消の 推進に関する対応指針

文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の 解消の推進に関する対応指針 目次

第1 趣旨

- 1 障害者差別解消法の制定の経緯
- 2 法の基本的な考え方
- 3 本指針の位置付け
- 4 留意点

第2 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

- 1 不当な差別的取扱い
 - (1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方
 - (2) 正当な理由の判断の視点
 - (3) 具体例
- 2 合理的配慮
 - (1) 合理的配慮の基本的な考え方
 - (2) 過重な負担の基本的な考え方
 - (3) 具体例

第3 関係事業者における相談体制の整備

第4 関係事業者における研修・啓発

第5 文部科学省所管事業分野に係る相談窓口

文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の 解消の推進に関する対応指針

第1 趣旨

1 障害者差別解消法の制定の経緯

我が国は、平成19年に障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）に署名して以来、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の改正をはじめとする国内法の整備等を進めてきた。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）は、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、平成25年に制定された。

2 法の基本的な考え方

- (1) 法の対象となる障害者は、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者、すなわち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものである。

これは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえている。

したがって、法が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。なお、難病に起因する障害は心身の機能の障害に含まれ、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。

- (2) 法は、日常生活及び社会生活全般に係る分野を広く対象としている。ただし、事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、法第13条の規定により、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによることとされていることから、この対応指針（以下「本指針」という。）の対象外となる。なお、同法第34条及び第35条において、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止が定められ、また、同法第36条の2及び第36条の3において、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が定められたことを認識し、同法第36条第1項及び第36条の5第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める各指針を踏まえて適切に対処することが求められることに留意する。

3 本指針の位置付け

本指針は、法第11条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、法第8条に規定する事項に関し、文部科学省が所管する分野における事業者（以下「関係事業者」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めたものである。

なお、事業者とは、商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）、すなわち、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同

種の行為を反復継続する意思をもって行う者であり、個人事業者や対価を得ない無報酬の事業を行う者、学校法人、宗教法人、非営利事業を行う社会福祉法人及び特定非営利活動法人を含む。なお、主たる事業に付随する事業、例えば、学校法人が設置する大学医学部の附属病院や宗教法人が設置する博物館等も、本指針の対象となる。このほか、本指針で使用する用語は、法第2条及び基本方針に定める定義に従う。

また、本指針は、法附則第7条の規定又は法の附帯決議に基づいて行われる法の見直し、法施行後の具体的な相談事例や裁判例の集積等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

4 留意点

本指針で「望ましい」と記載している内容は、関係事業者がそれに従わない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。

なお、関係事業者における障害者差別解消に向けた取組は、本指針を参考にして、各関係事業者により自主的に取組が行われることが期待されるが、自主的な取組のみによってはその適切な履行が確保されず、関係事業者が法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合などは、法第12条の規定により、文部科学大臣は、特に必要があると認められるときは、関係事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができることとされている。

こうした行政措置に至る事案を未然に防止するため、文部科学大臣は、関係事業者に対して、本指針に係る十分な情報提供を行うとともに、関係事業者からの照会・相談に丁寧に対応するなどの取組を積極的に行う必要があることから、文部科学省においては、第5のとおり、相談窓口を設置することとする。

第2 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

1 不当な差別的取扱い

(1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

関係事業者は、法第8条第1項の規定のとおり、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

ア 法が禁止する障害者の権利利益の侵害とは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付すことなどによる権利利益の侵害である。

なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、法第8条第1項に規定する不当な差別的取扱い（以下単に「不当な差別的取扱い」という。）ではない。

イ したがって、障害者を障害者でない者より優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）や、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱い、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、関係事業者の行う事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

(2) 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ない場合である。関係事業者においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、関係事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等）の観点から、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、抽象的に事故の危惧がある、危険が想定されるなどの一般的・抽象的な理由に基づいて、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付すなど障害者を不利に扱うことは、法の趣旨を損なうため、適当ではない。

関係事業者は、個別の事案ごとに具体的な検討を行った上で正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

(3) 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は別紙1のとおりである。

なお、1(2)で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、別紙1に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはいくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

2 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

関係事業者は、法第8条第2項の規定のとおり、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）をするように努めなければならない。

ア 権利条約第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、事業者に対し、その事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮に努めなければならないとしている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、事業者の事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること及び事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

イ 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、2(2)で示す過重な負担の基本的な考え方に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる可能性がある点は重要であることから、環境の整備に取り組むことを積極的に検討することが望ましい。

ウ 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示、身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)により伝えられる。

また、意思の表明には、障害者からの意思の表明のみでなく、知的障害や精神障害(発達障害を含む。)等により本人の意思の表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者、法定代理人その他意思の表明に関わる支援者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が家族やコミュニケーションを支援する者を伴っておらず、本人の意思の表明もコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も困難であることなどにより、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑み、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

エ 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者や日常生活・学習活動などの支援を行う支援員等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

オ 介助者や支援員等の人的支援に関しては、障害者本人と介助者や支援員等の人間関係や信頼関係の構築・維持が重要であるため、これらの関係も考慮した支援のための環境整備にも留意することが望ましい。また、支援機器の活用により、障害者と関係事業者双方の負担が軽減されることも多くあることから、支援機器の適切な活用についても配慮することが望ましい。

カ 同種の事業が行政機関等と事業者の双方で行われる場合には、事業の類似性を踏まえつつ、事業主体の違いも考慮した上での対応に努めることが望ましい。

さらに、文部科学省所管事業分野のうち学校教育分野については、障害者との関係性が長期にわたるなど固有の特徴を有することから、また、スポーツ分野についてはスポーツ基本法（平成23年法律第78号）等を踏まえて、文化芸術分野については文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）等を踏まえて、各分野の特に留意すべき点を別紙2のとおり示す。

（2） 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、関係事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、一般的・抽象的な理由に基づいて過重な負担に当たると判断することは、法の趣旨を損なうため、適当ではない。関係事業者は、個別の事案ごとに具体的な検討を行った上で過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得よう努めることが望ましい。

- ① 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- ② 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ③ 費用・負担の程度
- ④ 事務・事業規模
- ⑤ 財政・財務状況

（3） 合理的配慮の具体例

合理的配慮の具体例は別紙1のとおりである。

なお、2（1）イで示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個性の高いものであり、掲載した具体例については、

- 前提として、2（2）で示した過重な負担が存在しないこと
- 事業者に強制する性格のものではないこと
- これらはいくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではないこと

に留意する必要がある。関係事業者においては、これらの合理的配慮の具体例を含む本指針の内容を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待される。

第3 関係事業者における相談体制の整備

関係事業者においては、障害者、その家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、既存の一般の利用者等からの相談窓口等の活用や窓口の開設により相談窓口を整備することが重要である。また、ホームページ等を活用し、相談窓口等に関する情報を周知することや、相談時の配慮として、対話のほか、電話、ファックス、電子メール、筆談、読み上げ手話、点字、拡大文字、ルビ付与など、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段や情報提供手段を用意して対応することが望ましい。なお、ホームページによる周知に際しては、視覚障害者、聴覚障害者等の情報アクセシビリティに配慮し、例えば、音声読み上げ機能に対応できるよう画像には説明文を付す、動画を掲載する場合に字幕、手話等を付すなどの配慮を行うことが望ましい。

また、実際の相談事例については、プライバシーに配慮しつつ順次蓄積し、以後の合理的

配慮の提供等に活用することが望ましい。

さらに、文部科学省所管分野のうち学校教育分野については、障害者との関係性が長期にわたるなど固有の特徴を有することから、特に留意すべき点を別紙2のとおり示す。

第4 関係事業者における研修・啓発

関係事業者は、障害者に対して適切に対応し、また、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、研修等を通じて、法の趣旨の普及を図るとともに、障害に関する理解の促進を図ることが重要である。普及すべき法の趣旨には、法第1条に規定する法の目的、すなわち、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが含まれる点にも留意する。

特に学校教育分野においては、教職員の理解の在り方や指導の姿勢が幼児、児童、生徒及び学生（以下「児童生徒等」という。）に大きく影響することに十分留意し、児童生徒等の発達段階に応じた支援方法、外部からは気付きにくいこともある難病等をはじめとした病弱（身体虚弱を含む）、発達障害、高次脳機能障害等の理解、児童生徒等の間で不当な差別的取扱いが行われている場合の適切な対応方法等も含め、研修・啓発を行うことが望ましい。また、スポーツ分野や文化芸術分野においても、指導者等関係者の理解の在り方や指導の姿勢がスポーツや文化芸術活動に参加する者等に大きく影響することに十分留意した研修・啓発を行うことが望ましい。

研修・啓発においては、文部科学省や同省が所管する独立行政法人等が提供する各種情報を活用することが効果的である（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が運営する「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」や独立行政法人日本学生支援機構が作成する「大学等における障害のある学生への支援・配慮事例」、「教職員のための障害学生修学支援ガイド」等）。また、研修・啓発の内容によっては、医療、保健、福祉等の関係機関や障害者関係団体と連携して実施することも効果的である。

第5 文部科学省所管事業分野に係る相談窓口

生涯学習・社会教育分野 生涯学習政策局生涯学習推進課及び同局社会教育課
初等中等教育分野 初等中等教育局特別支援教育課
高等教育分野 高等教育局学生・留学生課
科学技術・学術分野 科学技術・学術所管部局事業所管各課室
スポーツ分野 スポーツ庁健康スポーツ課
文化芸術分野 文化庁文化所管部局事業所管各課室

不当な差別的取扱い、合理的配慮等の具体例

1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

障害のみを理由として、以下の取扱いを行うこと。

- 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、窓口対応を拒否し、又は対応の順序を後回しにすること。
- 資料の送付、パンフレットの提供、説明会やシンポジウムへの出席等を拒むこと。
- 社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等やそれらのサービスの利用をさせないこと。
- 学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと。
- 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。

2 不当な差別的取扱いに当たらない具体例

- 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者である利用者に障害の状況等を確認すること。
- 障害のある幼児、児童及び生徒のため、通級による指導を実施する場合において、また特別支援学級及び特別支援学校において、特別の教育課程を編成すること。

3 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例

(1) 物理的環境への配慮や人的支援の配慮の具体例

- ①主として物理的環境への配慮に関するもの
 - 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、災害時の警報音、緊急連絡等が聞こえにくい障害者に対し、災害時に関係事業者の管理する施設の職員が直接災害を知らせたり、緊急情報・館内放送を視覚的に受容することができる警報設備・電光表示機器等を用意したりすること。
 - 管理する施設・敷地内において、車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。
 - 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
 - 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が困難である場合に、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設けること。
 - 移動に困難のある学生等のために、通学のための駐車場を確保したり、参加する授業で使用する教室をアクセスしやすい場所に変更したりすること。
 - 聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更すること。
- ②主として人的支援の配慮に関するもの
 - 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、介助する位

- 置(左右・前後・距離等)について、障害者の希望を聞いたりすること。
- 介助等を行う学生(以下「支援学生」という。)、保護者、支援員等の教室への入室、授業や試験でのパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機を許可すること。

(2) 意思疎通の配慮の具体例

- 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字など多様なコミュニケーション手段や分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行うこと。
- 情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供(聞くことで内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料、遠くのものや動きの速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供)、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に応じた情報の提供(手のひらに文字を書いて伝える等)、知的障害に配慮した情報の提供(伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、単語や文節の区切りに空白を挟んで記述する「分かち書き」にする、なじみのない外来語は避ける等)を行うこと。また、その際、各媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用すること。
- 知的障害のある利用者等に対し、抽象的な言葉ではなく、具体的な言葉を使うこと。例えば、サービスを受ける際の「手続」や「申請」など生活上必要な言葉等の意味を具体的に説明して、当該利用者等が理解しているかを確認すること。
- 子供である障害者又は知的障害、発達障害、言語障害等により言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な障害者に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等のICT機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりすること。
- 比喩表現等の理解が困難な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明すること。

(3) ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、事務手続の際に、職員や教員、支援学生等が必要書類の代筆を行うこと。
- 障害者が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意すること。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張のため、不随意の発声等がある場合、緊張を緩和するため、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室を用意すること。
- 学校、文化施設等において、板書やスクリーン等がよく見えるように、黒板等に近い席を確保すること。
- スポーツ施設、文化施設等において、移動に困難のある障害者を早めに入場させ席に誘導したり、車椅子を使用する障害者の希望に応じて、決められた車椅子用以外の客席も使用できるようにしたりすること。
- 入学試験や検定試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可すること。
- 点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する児童生徒等のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳又は拡大したものやテキストデータを事前に渡すこと。

- 聞こえにくさのある児童生徒等に対し、外国語のヒアリングの際に、音質・音量を調整したり、文字による代替問題を用意したりすること。
- 知的発達の遅れにより学習内容の習得が困難な児童生徒等に対し、理解の程度に応じて、視覚的に分かりやすい教材を用意すること。
- 肢体不自由のある児童生徒等に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る距離を短くしたり、スポーツ用車椅子の使用を許可したりすること。
- 日常的に医療的ケアを要する児童生徒等に対し、本人が対応可能な場合もあることなどを含め、配慮を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関や本人が日常的に支援を受けている介助者等と連携を図り、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をしないようにすること。
- 慢性的な病気等のために他の児童生徒等と同じように運動ができない児童生徒等に対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりするなど、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除をすることなく、参加するための工夫をすること。
- 治療等のため学習できない期間が生じる児童生徒等に対し、補講を行うなど、学習機会を確保する方法を工夫すること。
- 読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること。
- 発達障害等のため、人前での発表が困難な児童生徒等に対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりすること。
- 学校生活全般において、適切な対人関係の形成に困難がある児童生徒等のために、能動的な学習活動などにおいてグループを編成する時には、事前に伝えたり、場合によっては本人の意向を確認したりすること。また、こだわりのある児童生徒等のために、話し合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を要する可能性があることを考慮して、時間を十分に確保したり個別に対応したりすること。
- 理工系の実験、地質調査のフィールドワークなどでグループワークができない学生等や、実験の手順や試薬を混同するなど、作業が危険な学生等に対し、個別の実験時間や実習課題を設定したり、個別のティーチング・アシスタント等を付けたりすること。

分野別の留意点

学校教育分野

1 総論

権利条約のうち、教育分野について規定した第24条は、教育についての障害者の権利を認めることを明言し、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、障害者を包容する教育制度)及び生涯学習の確保を締約国に求めている。

これらは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されること等が必要とされている。

障害者基本法においては、第4条第1項において「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と、また、同条第2項において「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」とされている。さらに、国及び地方公共団体は、教育基本法(平成18年法律第120号)第4条第2項において「障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」とされているほか、障害者基本法第16条第1項において「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない」とされている。

学校教育分野においては、これらの規定も踏まえて既に権利条約等への対応のための取組が進められており、合理的配慮等の考え方も、中央教育審議会初等中等教育分科会が平成24年7月に取りまとめた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(以下「報告」という。)及び文部科学省高等教育局長決定により開催された「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」が平成24年12月に取りまとめた「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」により示されている。

教育基本法第4条第2項による義務を負うのは国及び地方公共団体であるが、障害者基本法第4条及び同条を具体化する法の理念を踏まえ、学校教育を行う事業者においても、これらの有識者会議により示された考え方を参考とし、取組を一層推進することが必要である。また、専修学校及び各種学校を設置する事業者においては、後述する初等中等教育段階又は高等教育段階のうち相当する教育段階の留意点を参考として対応することが望ましい。

なお、有識者会議により示された考え方は、特別支援教育及び障害のある学生の修学支援の全体に関するものであり、現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明を受けて行う合理的配慮の提供にとどまらず、これらに基づく取組を推進することにより、当該意思の表明がない場合にも、適切と思われる配慮に関する建設的対話を働きかけるなどの自主的な取組も推進され、自ら意思を表明することが必ずしも容易ではない児童生徒等も差別を受けることのない環境の醸成につながることを期待される。

2 初等中等教育段階

(1) 合理的配慮に関する留意点

障害のある幼児、児童及び生徒に対する合理的配慮の提供については、中央教育審議会初等中等教育分科会の報告に示された合理的配慮の考え方を踏まえて対応することが適当である。具体的には、主として以下の点に留意する。

- ア 合理的配慮の合意形成に当たっては、権利条約第24条第1項にある、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要である。
- イ 合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じ、設置者・学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）をいう。以下同じ。）及び本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ合意形成を図った上で提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが重要である。
- ウ 合理的配慮の合意形成後も、幼児、児童及び生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要である。
- エ 合理的配慮は、障害者がその能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの理念に照らし、その障害のある幼児、児童及び生徒が十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要である。例えば、個別の教育支援計画や個別の指導計画について、各学校において計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直すなど、PDCAサイクルを確立させていくことが重要である。
- オ 進学等の移行時においても途切れることのない一貫した支援を提供するため、個別の教育支援計画の引継ぎ、学校間や関係機関も含めた情報交換等により、合理的配慮の引継ぎを行うことが必要である。

なお、学校教育分野において、障害のある幼児、児童及び生徒の将来的な自立と社会参加を見据えた障害の早期発見・早期支援の必要性及びインクルーシブ教育システムの理念に鑑み、幼児教育段階や小学校入学時点において、意思の表明の有無に関わらず、幼児及び児童に対して適切と思われる支援を検討するため、幼児及び児童の障害の状態等の把握に努めることが望ましい。具体的には、保護者と連携し、プライバシーにも留意しつつ、地方公共団体が実施する乳幼児健診の結果や就学前の療育の状況、就学相談の内容を参考とすること、後述する校内委員会において幼児及び児童の支援のニーズ等に関する実態把握を適切に行うこと等が考えられる。

(2) 合理的配慮の具体例

別紙1のほか、報告において整理された合理的配慮の観点や障害種別の例及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が運営する「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」や「特別支援教育教材ポータルサイト」も参考とすることが効果的である。

なお、これらに示されているもの以外は提供する必要がないということではなく、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが望ましい。

(3) 相談体制の整備に関する留意点

学校教育法第81条第1項の規定により、私立学校を含め、障害により教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒が在籍する全ての学校において、特別支援教育を実施することとされている。

学校の校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育の実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、特別支援学校のセンター的機能等も活用しながら、次の体制の整備を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

ア 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、2（3）イに述べる校内委員会や校内研修の企画・運営、関係諸機関や関係する学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付ける。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが合理的配慮の合意形成、提供、評価、引継ぎ等の一連の過程において重要な役割を担うことに十分留意し、学校において組織的に機能するよう努める。

イ 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、障害のある又はその可能性があり特別な支援を必要としている幼児、児童及び生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する校内委員会を設置する。

校内委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級による指導担当教員、特別支援学級担当教員、養護教諭、対象の幼児、児童及び生徒の学級担任、学年主任、その他必要と認められる者などで構成する。

学校においては、主として学級担任や特別支援教育コーディネーター等が、幼児、児童及び生徒・保護者等からの相談及び現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明を最初に受け付けることが想定される。各学校は、相談等を受けた学級担任や特別支援教育コーディネーター等と本人・保護者との対話による合意形成が困難である場合には、校内委員会を含む校内体制への接続が確実に行われるようにし、校長のリーダーシップの下、合意形成に向けた検討を組織的に行うことが必要である。

このような校内体制を用いてもなお合意形成が難しい場合は、設置者である学校法人等が、法的知見を有する専門家等の助言を得るなどしつつ、法の趣旨に即して適切に対応することが必要である。

（4）研修・啓発に関する留意点

基本方針は、地域住民等に対する啓発活動として、「障害者差別が、本人のみならず、その家族等にも深い影響を及ぼすことを、国民一人ひとりが認識するとともに、法の趣旨について理解を深めることが不可欠であり、また、障害者からの働きかけによる建設的対話を通じた相互理解が促進されるよう、障害者も含め、広く周知・啓発を行うことが重要である」としている。

この周知・啓発において学校教育が果たす役割は大きく、例えば、障害者基本法第16条第3項にも規定されている障害のある幼児、児童及び生徒と障害のない幼児、児童及び生徒の交流及び共同学習は、障害のない幼児、児童及び生徒が障害のある幼児、児童及び生徒と特別支援教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さ

を学ぶ場である。また、障害のある幼児、児童及び生徒の保護者、障害のない幼児、児童及び生徒の保護者ともに、このような学校教育に関わることにより、障害者に対する理解を深めていくことができる。

学校においては、学校教育が担う重要な役割を認識し、幼児、児童及び生徒の指導や保護者との連絡に携わる教職員一人一人が、研修等を通じて、法の趣旨を理解するとともに、障害に関する理解を深めることが重要である。

3 高等教育段階

(1) 合理的配慮に関する留意点

障害のある学生に対する合理的配慮の提供については、大学等（大学及び高等専門学校をいう。以下同じ。）が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個性が高いものである。合理的配慮を提供するに当たり、大学等が指針とすべき考え方を項目別に以下のように整理した。ここで示すもの以外は合理的配慮として提供する必要がないというものではなく、個々の学生の障害の状態・特性や教育的ニーズ等に応じて配慮されることが望まれる。

- ① 機会の確保：障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保すること、また、高い教養と専門的能力を培えるよう、教育の質を維持すること。
- ② 情報公開：障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すこと。
- ③ 決定過程：権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うこと。
- ④ 教育方法等：情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮を行うこと。
- ⑤ 支援体制：大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めること。
- ⑥ 施設・設備：安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮すること。

(2) 合理的配慮の具体例

別紙1のほか、独立行政法人日本学生支援機構が作成する「大学等における障害のある学生への支援・配慮事例」や「教職員のための障害学生修学支援ガイド」も参考とすることが効果的である。

なお、これらに示されているもの以外は提供する必要がないということではなく、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが望ましい。

(3) 相談体制の整備に関する留意点

大学等の学長（校長を含む。以下同じ。）は、リーダーシップを発揮し、大学等全体として、学生から相談を受けた時の体制整備を含む次のような支援体制を確保することが重要である。

ア 担当部署の設置及び適切な人的配置

支援体制を整備するに当たり、必要に応じ、障害のある学生の支援を専門に行う担当部署の設置及び適切な人的配置（専門性のある専任教職員、コーディネーター、相談員、手話通訳等の専門技術を有する支援者等）を行うほか、学内（学生相談に関する部署・施設、保健管理に関する部署・施設、学習支援に関する部署・施設、障害に関する様々な専門性を持つ教職員）との役割を明確にした上で、関係部署・施設との連携を図る。

なお、障害のある学生の所属学部や学科、担当教職員により提供する支援の内容が著しく異なるなどの状況が発生した場合は、学長及び障害のある学生の支援を専門に行う担当部署を中心に、これらの事案の内容を十分に確認した上で、必要な調整を図り、さらに再発防止のための措置を講じることが望ましい。

また、障害のある学生と大学等との間で提供する合理的配慮の内容の決定が困難な場合は、第三者的視点に立ち調整を行う組織が必要となるため、このような組織を学内に設置することが望ましい。

これらの調整の結果、なお合意形成が難しい場合は、大学等の設置者である学校法人等が、法的知見を有する専門家等の助言を得るなどしつつ、法の趣旨に即して適切に対応することが必要である。

イ 外部資源の活用

障害は多岐にわたり、各大学等内の資源のみでは十分な対応が困難な場合があることから、必要に応じ、学外（地方公共団体、NPO、他の大学等、特別支援学校など）の教育資源の活用や障害者関係団体、医療、福祉、労働関係機関等との連携についても検討する。

ウ 周囲の学生の支援者としての活用

障害のある学生の日常的な支援には、多数の人材が必要となる場合が多いことから、周囲の学生を支援者として活用することも一つの方法である。

一方で、これらの学生の支援者としての活用に当たっては、一部の学生に過度な負担が掛かることや支援に携わる学生と障害のある学生の間関係に問題が生じる場合があることから、これらに十分留意するとともに、障害の知識や対応方法、守秘義務の徹底等、事前に十分な研修を行い、支援の質を担保した上で実施することが重要である。

(4) 学生・教職員の理解促進・意識啓発を図るための配慮

障害のある学生からの様々な相談は、必ずしも担当部署に対して行われるとは限らず、障害のある学生の身近にいる学生や教職員に対して行われることも多いと考えられる。それらに適切に対応するためには、障害により日常生活や学習場面において様々な困難が生じることについて、周囲の学生や教職員が理解していることが望ましく、その理解促進・意識啓発を図ることが重要である。

(5) 情報公開

各大学等は、障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を明確に示すことが重要である。

また、各大学等が明確にすべき受入れ姿勢・方針は、入学試験における障害のある受験者への配慮の内容、大学構内のバリアフリーの状況、入学後の支援内容・支援体制（支援に関する窓口の設置状況、授業や試験等における支援体制、教材の保障等）、受入れ実績（入学者数、在学者数、卒業・修了者数、就職者数等）など、可能な限り具体的に明示することが望ましく、それらの情報をホームページ等に掲載するなど、広く情報を公開することが重要である。なお、ホームページ等に掲載する情報は、障害のある者が利用できるように情報アクセシビリティに配慮することが望まれる。

スポーツ・文化芸術分野

スポーツ分野については、スポーツ基本法第2条第5項において、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」と規定されている。スポーツに関する施設及びサービス等を提供する事業者においては、障害の有無にかかわらず誰もが楽しく安全にスポーツに親しむことができる環境を整備し、障害者がスポーツに参加する機会の拡充を図るとの基本的な考え方を踏まえて対応することが適当である。

文化芸術分野について、文化芸術振興基本法の前文は、「我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的な施策を推進していくことが不可欠である」との理念を掲げている。文化芸術分野の事業者においては、この理念に基づき、障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術活動に親しむことができるよう、適切に対応することが重要である。

具体的には、以下の点に留意する。

- 合理的配慮は、一人一人の障害の状態や必要な支援、活動内容等に応じて決定されるものである。本人・保護者等とよく相談し、可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましい。
- 障害者が使用する用具等が施設の管理・維持に与える影響の程度については、具体的場面や状況により異なるものであるため、当該場面や状況に応じて、柔軟に対応することが重要である。

国立大学等 「障害を理由とする差別の解消の 推進に関する対応要領」リンク集

(平成30年3月現在)

本リンク集に掲載されているURLは各国立大学等が作成した対応要領へのリンクとなっております。対応要領の名称については各国立大学等の定めるところにより異なる名称となっていることがあります。

国立大学等「対応要領」リンク先

01 北海道大学

<https://www.hokudai.ac.jp/pr/20160401taioyoryo.pdf>

02 北海道教育大学

<http://education.joureikun.jp/hokkyodai/act/frame/frame110000240.htm>

03 室蘭工業大学

<http://www.muroran-it.ac.jp/guidance/about/yakusyokuintaiou.html>

04 小樽商科大学

<http://www.otaru-uc.ac.jp/info/shougai/fukushi/sabetsukaisho.html>

05 帯広畜産大学

<http://www.obihiro.ac.jp/~joureisv/JoureiV5HTMLContents/act/frame/frame110000526.htm>

06 旭川医科大学

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000686.html

07 北見工業大学

<http://www.kitami-it.ac.jp/wp-content/uploads/2014/12/taioyouryou280324.pdf>

08 弘前大学

<http://www.hirosaki-u.ac.jp/information/soshiki/kaisho.html>

09 岩手大学

<http://www.iwate-u.ac.jp/unei/sozai/syougaitaiou.pdf>

10 東北大学

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/jinji/open/syogai/syogai.htm>

11 宮城教育大学

http://www.miyakyo-u.ac.jp/su/regulation/kiteis/2-25_syougaiworiyutosuru-sabetu-kaisyousuisinn.pdf

12 秋田大学

<http://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/pdf/open/05.pdf>

- 13 山形大学
<http://www.yamagata-u.ac.jp/jp/life/advice/propulsion/>
- 14 福島大学
<https://www.fukushima-u.ac.jp/guidance/guide/info/img/taiou.pdf>
- 15 茨城大学
<http://www.ibaraki.ac.jp/collegelife/consultation/shougai/>
- 16 筑波大学
<https://www.tsukuba.ac.jp/public/publicity.html>
- 17 筑波技術大学
<http://www.tsukuba-tech.ac.jp/assets/files/soumu/hojin/pdf/taiouryouyou280315.pdf>
- 18 宇都宮大学
http://education.joureikun.jp/utsunomiya_univ/act/frame/frame110000132.htm
- 19 群馬大学
<http://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2015/06/280331sabetukaishoyouryou.pdf>
- 20 埼玉大学
<http://www.saitama-u.ac.jp/houki/houki-n/reg-n/2-6-22.pdf>
- 21 千葉大学
http://www.chiba-u.ac.jp/general/disclosure/announce/files/announce/shougai_1.pdf
- 22 東京大学
http://ds.adm.u-tokyo.ac.jp/overview/disability_discriminations.html
- 23 東京医科歯科大学
<http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/3hen/2shou/3setsu/nai32312sabetsukaisyou.pdf>
- 24 東京外国語大学
http://www.tufs.ac.jp/common/is/soumu/kitei/05_05_19shougai_sabetsu_kaisyou_taiouryouyou.pdf
- 25 東京学芸大学
<http://www.u-gakugei.ac.jp/~houkis/h280317ryr0002.html>

- 26** 東京農工大学
<http://www.tuat.ac.jp/documents/tuat/outline/jyouhoukoukai/houjin/shougai/201603301851251102511001.pdf>
- 27** 東京芸術大学
<https://www.geidai.ac.jp/wp-content/uploads/2016/03/AffirmativeAction20160219.pdf>
- 28** 東京工業大学
https://www.titech.ac.jp/about/disclosure/pdf/barrierfree_1.pdf
- 29** 東京海洋大学
https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/corporateeffort/guidelines/post_12.html
- 30** お茶の水女子大学
http://www.ocha.ac.jp/archive/introduction/sabetsu_kaishou.pdf
- 31** 電気通信大学
<http://www.uec.ac.jp/campus/specialneeds/pdf/2015B035.pdf>
- 32** 一橋大学
http://www.hit-u.ac.jp/guide/information/pdf/sabetsu_kaisyo.pdf
- 33** 政策研究大学院大学
http://www.grips.ac.jp/jp/about/disclose/houteikoukaijouhou_3
- 34** 横浜国立大学
<http://somu-somu.ynu.ac.jp/gakugai/kisoku/act/frame/frame110000712.htm>
- 35** 総合研究大学院大学
<http://kitei.soken.ac.jp/doc/gakugai/rule/358.html>
- 36** 新潟大学
<http://www.iess.niigata-u.ac.jp/ssc/support.html>
- 37** 長岡技術科学大学
<http://www.nagaokaut.ac.jp/j/gakubu/syougai.html>
- 38** 上越教育大学
http://www.juen.ac.jp/050about/010info/files/syougai_taisaku.pdf

- 39** 富山大学
<http://www.u-toyama.ac.jp/outline/public/normalization/index.html>
- 40** 金沢大学
https://www.kanazawa-u.ac.jp/university/corporation/syougai_kaisyou
- 41** 北陸先端科学技術大学院大学
<http://www.jaist.ac.jp/studentlife/data/yakusyokuin-taiou.pdf>
- 42** 福井大学
https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/disclosure/management11/discrimination/
- 43** 山梨大学
<https://www.yamanashi.ac.jp/about/4473>
- 44** 信州大学
<http://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/regulations/act/frame/frame110000969.htm>
- 45** 岐阜大学
https://www.gifu-u.ac.jp/about/information/public_subject/syogai_1.pdf
- 46** 静岡大学
<http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000561.htm>
- 47** 浜松医科大学
<http://www.hama-med.ac.jp/campus-life/syougai.html>
- 48** 名古屋大学
http://www.nagoya-u.ac.jp/info/20160331_b.html
- 49** 愛知教育大学
<https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/sabetsukaisyou.html>
- 50** 名古屋工業大学
https://www.nitech.ac.jp/campus/counsel/files/sabetu_youkou.pdf
- 51** 豊橋技術科学大学
<http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/453.html>

- 52** 三重大学
<http://www.mie-u.ac.jp/disclosure/shogaisabetsukaisho.html>
- 53** 滋賀大学
http://www.shiga-u.ac.jp/information/info_public-info/legal-public-information/legal-public-information_syogaisya/
- 54** 滋賀医科大学
<http://www.shiga-med.ac.jp/introduction/social-contribution>
- 55** 京都大学
<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/shogai>
- 56** 京都教育大学
<https://jimuhp.kyokyo-u.ac.jp/kitei/04/04-index.htm>
- 57** 京都工芸繊維大学
https://www.kit.ac.jp/uni_index/solve-guideline/
- 58** 大阪大学
<http://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/information/others/sabetsukaisho>
- 59** 大阪教育大学
<http://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/rule/670.html>
- 60** 兵庫教育大学
<http://www.hyogo-u.ac.jp/files/kyousyokuintaiouyouryo2017.pdf>
- 61** 神戸大学
<http://www.kobe-u.ac.jp/info/project/elimination/index.html>
- 62** 奈良教育大学
http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/SECRETARY/kisoku_files/28-013.pdf
- 63** 奈良女子大学
http://koto.nara-wu.ac.jp/kitei_file/140010010090.pdf
- 64** 奈良先端科学技術大学院大学
<http://www.naist.jp/corporate/files/syougaisyataiou.pdf>

65 和歌山大学

http://www.wakayama-u.ac.jp/_files/00130875/taiou29.pdf

66 鳥取大学

<https://www.tottori-u.ac.jp/secure/14088/taiouyouryou.pdf>

67 島根大学

http://www.disability.shimane-u.ac.jp/_files/00244343/H29-3-21-sabetukaisyoukisoku.pdf

68 岡山大学

https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/cancellation_discrimination.html

69 広島大学

<https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/initiatives/sabekai>

70 山口大学

<http://ssr.ssc.oue.yamaguchi-u.ac.jp/document/ruleNo52.html>

71 徳島大学

http://www.tokushima-u.ac.jp/legal/reiki_honbun/x383RG00000685.html

72 鳴門教育大学

http://www.naruto-u.ac.jp/_files/00101646/255.pdf

73 香川大学

<https://www.kagawa-u.ac.jp/public/foundation/17321/>

74 愛媛大学

<https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2016/02/kisoku48.pdf>

75 高知大学

https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00083324/160422sabetsu_kaisho_taiou.pdf

76 福岡教育大学

http://ww1.fukuoka-edu.ac.jp/shien/pdf/taiouyouryou_ari.pdf

77 九州大学

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/handicapped-support/>

- 78** 九州工業大学
<http://www.kyutech.ac.jp/whats-new/topics/entry-3445.html>
- 79** 佐賀大学
<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/1007.html>
- 80** 長崎大学
http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000765.html
- 81** 熊本大学
<http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/katudou/sabetu-kaisyouhou/index>
- 82** 大分大学
<http://www.oita-u.ac.jp/01oshirase/sabetsukaisyo.html>
- 83** 宮崎大学
<http://www.miyazaki-u.ac.jp/accessibility/about/kitei>
- 84** 鹿児島大学
<https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/post-38.html>
- 85** 鹿屋体育大学
<http://www.nifs-k.ac.jp/upload/taiouyouryo28.03.24.pdf>
- 86** 琉球大学
http://www.u-ryukyu.ac.jp/diversity/Gender_pdf/teacher2016062301.pdf
- 87** 国立高等専門学校機構
http://www.kosen-k.go.jp/information/shougai_rubinashi.pdf

障がいのある学生の修学支援に
関する検討会報告
(第一次まとめ)

(文部科学省)

障がいのある学生の修学支援に関する検討会
報告（第一次まとめ）

平成24年12月21日

《目次》

1. はじめに	2
2. 大学等における障害のある学生の現状	3
3. 本検討会における検討の対象範囲	4
4. 本検討会における合理的配慮の定義	5
5. 大学等における合理的配慮	6
(1) 機会の確保	6
(2) 情報公開	7
(3) 決定過程	7
(4) 教育方法等	8
(5) 支援体制	9
(6) 施設・設備	10
6. 国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき事項	11
(1) 短期的課題	
① 各大学等における情報公開及び相談窓口の整備の促進	11
② 拠点校及び大学間ネットワークの形成	11
(2) 中・長期的課題	
① 大学入試の改善	12
② 高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化	12
③ 通学上の困難の改善	13
④ 教材の確保	13
⑤ 通信教育の活用	14
⑥ 就職支援等	14
⑦ 専門的人材の養成	14
⑧ 調査研究、情報提供、研修等の充実	14
⑨ 財政支援	15
7. おわりに	15

《参考資料》

- 資料1 障がいのある学生の修学支援に関する検討会の開催について（開催要項）
- 資料2 障がいのある学生の修学支援に関する検討会の開催状況
- 資料3 高等教育段階における障害のある学生の現状
- 資料4 障害者の権利に関する条約（抄）
- 資料5 障害者基本法（抄）
- 資料6 発達障害者支援法

※資料4についてはP99に、資料5についてはP104に掲載しております。

1. はじめに

- 我が国の高等教育段階においては、大学等¹における障害のある学生の在籍者数が急増しており、各大学等は今まで以上に、障害のある学生の受入れや修学支援体制の整備が急務となっている。
- 障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」という。）が平成18年12月に国連総会で採択され、平成20年5月に発効した。我が国は平成19年9月に同条約に署名しており、平成23年8月に障害者基本法の改正を行うなど、締結に向けた取組が進められているところである。
- 障害者権利条約では、一般的義務として、「障害を理由とするいかなる差別²もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する」（第4条第1項）とともに、「平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮³が提供されることを確保するためのすべての適当な措置をとる」（第5条第3項）、「障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、この条約に規定する差別と解してはならない」（第5条第4項）と定めている。
- 特に、教育分野については、「教育についての障害者の権利を認める」（第24条第1項）とし、「障害者が、差別なしに、かつ、他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する」（第24条第5項）と定めている。
- また、障害者基本法においては、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」（第4条第1項）、「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がなされなければならない」（第4条第2項）としている。
- このほか、発達障害者支援法においては、「大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする」（第8条第2項）と定めている。
- こうした中、今後、全ての大学等において、障害のある学生に対する合理的配慮の提供が求められることを踏まえ、文部科学省高等教育局長の下に、検討会を設置し、（1）大学等における合理的配慮の対象範囲を検討するとともに、（2）同合理的配慮の考え方、（3）国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき①短期的課題、②中・長期的課

1 別に注記のない限り、「大学等」は大学（大学院を含む）、短期大学及び高等専門学校をいい、「大学等」には通信教育課程を含む。

2 「障害を理由とする差別」とは、障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。（障害者権利条約第2条）

3 「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であつて、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。（障害者権利条約第2条）

題などについて、大学や関係企業からのヒアリングを含め、計9回にわたり検討を重ね、今般、その検討結果を第一次まとめとしてまとめた。

2. 大学等における障害のある学生の現状

- 平成17年より独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）が実施している「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」⁴によると、障害のある学生の在籍者数は、平成23年は10,236人となっており、5年前の平成18年の4,937人と比較するとほぼ倍増している。
- 障害種別にみると、障害のある学生の在籍者数は、全ての障害種別で増加している。平成23年では、視覚障害681人（対平成18年比171人増）、聴覚・言語障害1,556人（同356人増）、肢体不自由2,491人（同740人増）、病弱・虚弱2,047人（同1,170人増）、重複170人（同77人増）、発達障害（診断書有）1,453人（同1,326人増）、その他1,838人（同1,459人増）となっており、特に、発達障害及びその他の障害⁵の増加が著しい。
- 大学等における障害のある学生の在籍率については、平成23年では、全学生数3,235,575人に占める障害学生数10,236人の割合は0.32%となっている。また、学校に支援の申し出があり、それに対し学校が何らかの支援を行っている障害のある学生（以下、「支援障害学生」という。）は5,897人となっており、支援障害学生の在籍率は0.18%となっている。
- 障害のある学生が在籍する学校数については、平成23年度では、全学校数1,206校中807校であり、66.9%となっている。また、支援障害学生の在籍する学校数は649校であり、全学校数の53.8%（障害のある学生が在籍する学校数に対しては80.4%）となっている。
- 支援障害学生が在籍する大学の割合について、大学の規模別で見ると、1人でも支援障害学生が在籍する大学の割合は、学生数の規模が小さくなるにつれて低くなっている。学生数が10,000人以上の大学では98.6%とほぼ全大学に在籍している一方、499人以下の大学では22.4%となっている。
- 入試における状況については、平成23年度入学者選抜（平成23年度入学者を対象）において特別措置を行った受験者数は2,325人となっており、そのうち合格者は947人、入学者は710人となっている。
- また、平成23年度に機構が実施した「障害のある学生の就業力の支援に関する調査」⁶によると、障害のある学生の修学支援を担当している部署は、事務局が最も多く470校、次いで学生相談室228校、保健管理センター159校、障害学生支援委員会（類似部署含む）68校、障害学生支援室（類似部署含む）54校となっている。

4 毎年5月1日現在を基準とし、国公私立の大学、短期大学及び高等専門学校約1,200校を対象とした悉皆調査。（回答率：平成17年90.5%、平成18年93.8%、平成19年以降100%）

5 視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、病弱・虚弱、重複及び発達障害に該当しない障害があり、医師の診断書がある者。または、健康診断等において上記の障害があることが明らかになった者をいい、知的障害、精神障害、精神疾患等はこの区分に計上することとしている。

6 平成22年5月1日現在を調査期日とし、国公私立の大学、短期大学及び高等専門学校1,202校を対象とした悉皆調査。（回答校数914校、回答率76.0%）

- 担当部署に専属の教員が配置されている大学等は111校(回答校数914校のうち、12.1%)となっている。また、専属職員(コーディネーター等)が配置されている大学等は139校(同15.2%)であり、そのうち正職員が配置されている大学等は64校、非常勤職員が61校、契約職員が25校、派遣職員が5校となっている。
- 担当部署における専門スキルを持つ支援者については、回答校数914校のうち、手話通訳者がいる大学等は16校、点字通訳者がいる大学等は9校、その他の専門スキルを持つ支援者がいる大学等は57校となっている。「その他」として挙げられた支援者は、看護師、臨床心理士、カウンセラー、社会福祉士、精神科医、特別支援教育の経験を持つ教員等となっている。

3. 本検討会における検討の対象範囲

(検討対象とする「学生」の範囲)

- 本検討会において検討対象とする「学生」の範囲は、「我が国における、大学等に入学を希望する者及び在籍する学生とし、学生には、科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含む」ものとした。

(検討対象とする「障害のある学生」の範囲)

- 改正後の障害者基本法第2条において、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しており、社会的障壁とは「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義している。
- したがって、本検討会において検討対象とする「障害のある学生」の範囲は、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生」を対象とした。

(検討対象とする学生の活動の範囲)

- 平成24年9月に障害者政策委員会差別禁止部会がまとめた「「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見」では、教育の分野において差別が禁止されるべき事項は、「入学、学級編成、転学、除籍、復学、卒業に加え、授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項」としている。
- 本検討会において「教育上の合理的配慮等」を検討する上で対象とする学生の活動の範囲は、「授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項」を対象とした。一方、教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮については、一般的な合理的配慮として本検討会における検討の対象外とした。
- 特に、通学支援については、移動に障害のある学生の教育機会を保障するための重要な検討課題であるが、現状においては、制度の谷間として議論されているところでもあり、学校やその設置者がなすべき合理的配慮であるのか、行政による福祉サービスであるのかなど、政府において引き続き真剣に検討を行う必要がある。
- 一方、学内移動やフィールドワーク、教育実習等での移動については、課外授業や学校

行事への参加に含まれるものとした。

4. 本検討会における合理的配慮の定義

(障害者権利条約における位置付け)

- 障害者権利条約第24条(教育)において、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容する教育制度(インクルーシブ教育システム；inclusive education system)等を確保することとし、その権利の実現に当たり確保するものの一つとして、「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること」とされている。
- 第2条(定義)においては、合理的配慮とは「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」とされている。なお、「負担」については、「変更及び調整」を行う主体に課される負担を指すとされている。
- さらに、同条において、「障害を理由とする差別」とは、「障害を理由とするあらゆる差別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む」とされている。
- また、前述のとおり、第5条においては、「平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するためのすべての適当な措置をとる」(第3項)、「障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、この条約に規定する差別と解してはならない」(第4項)とされている。

(障害者基本法における位置付け)

- 障害者基本法第4条においては、「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。」と規定している。

(初等中等教育段階における位置付け)

- 初等中等教育段階については、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(中央教育審議会初等中等教育分科会(報告))」(以下、「分科会報告」という。)において、「合理的配慮」を定義している。
- 分科会報告において、合理的配慮とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義している。

(本検討会における位置付け)

- 上記に照らし、大学等における合理的配慮とは、「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とした。

5. 大学等における合理的配慮

- 合理的配慮は、大学等が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個別性が高いものであることから、合理的配慮の内容全てを網羅して示すことは困難なため、本検討会においては、大学等において提供すべき合理的配慮の考え方について、項目別に以下のとおり整理した。
- なお、ここで示すもの以外は合理的配慮として提供する必要がないというものではなく、個々の学生の障害の状態・特性や教育的ニーズ等に応じて配慮されることが望まれる。
- また、本検討会においては、教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮については、大学等において提供すべき合理的配慮の対象ではないものとしたが、以下の整理を踏まえて、各大学等において判断することが望まれる。

(1) 機会の確保

(基本的な考え方)

- 大学等においては、障害のある学生が障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保することが重要である。
- また、高等教育を提供することに鑑み、高い教養と専門的能力を培えるよう、教育の質を維持することが重要である。
- そのため、学生の受入れに当たっては、障害に基づき差別することがないように、入学者選抜において、大学の学修に必要な能力・適性等について、障害のない学生と公平に判定するための機会を提供することを原則とする。
- 受入れ後は、個々の学生の障害の状態・特性等に応じて、学生が得られる機会への平等な参加を保障するよう配慮する。

(学生が得られる機会への平等な参加を保障する配慮)

- 大学等は、学生に提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、合理的配慮を行う。
ただし、高等教育を提供することに鑑み、教育の本質や評価基準を変えてしまうことや他の学生に教育上多大の影響を及ぼすような教育スケジュールの変更や調整を行うことを求めるものではない。
- 様々な機会にあたるものとして、講義や実験、実習や演習、通信教育課程におけるスクーリング、大学院における研究指導等の正課教育(予習・復習・課題への対応等の自主学習を含む)、図書館や情報処理室、学生寮等の学生支援関係施設の利用、大学等が主催する

入学式やオリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての学校行事、学生相談や就職指導・修学指導などの正課外教育、これらの機会に参加するための学内移動やフィールドワーク、教育実習等における移動及びこれらに密接に関連する入試・履修登録・試験・休講等の各種情報の入手・奨学金の申請などが挙げられる。

(2) 情報公開

- 各大学等は、障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を明確に示すことが重要である。
- また、各大学等が明確にすべき受入れ姿勢・方針は、入試における障害のある入学者への配慮の内容、大学構内のバリアフリーの状況、入学後の支援内容・支援体制（支援に関する窓口の設置状況、授業等における支援体制、教材の保障等）、受入れ実績（入学者数、在学者数、卒業・修了者数、就職者数等）等、可能な限り具体的に明示することが望ましく、それらの情報をホームページ等に掲載するなど、広く情報を公開することが重要である。なお、ホームページ等に掲載する情報は、障害のある者が利用できるようにアクセシブルにすることが望まれる。

(3) 決定過程

- 合理的配慮の決定過程においては、障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するという合理的配慮の目的に照らし、権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うことが重要である。大学等は、学生本人の教育的ニーズと意思を可能な限り尊重しつつ、大学等の体制面、財政面を勘案し、「均衡を失しない」又は「過度ではない」負担について、個別に判断することになる。

(合理的配慮の合意形成過程)

- 合理的配慮の合意形成過程において、学生本人の教育的ニーズと意思を把握する際には、障害のため学生が単独で大学等との意思疎通を行うことが困難な場合があることなどにも留意し、必要に応じ、障害に関する専門家の同席を促したり、学内外のリソースや支援に関する情報を整理して学生に示すなど、意思表示のプロセスを支援することが重要である。
- その際、大学等、授業担当教員、支援担当者による過度な干渉やハラスメント（苦痛を与えるような行為）が行われることのないよう十分留意する。

(合理的配慮の決定)

- 大学等が合理的配慮を決定するに当たっては、学生本人の教育的ニーズと意思を尊重した配慮ができない場合の合理的理由を含め、学生本人を含む関係者間において、可能な限り合意形成・共通理解を図った上で決定し、提供されることが望まれる。
- 特に、通学については、大学等が学生本人に通学が可能であることを確認するとともに、必要に応じ、自治体やNPO等による地域の支援が受けられるかを確認し、学生に対し情報を提供することが重要である。
- また、合理的配慮の決定は、各大学等の責任において行うこととなるが、その決定過程においては、必要に応じ、学外の専門家等の第三者による意見を参照することも重要

である。

- なお、合理的配慮の決定に当たっては、他の学生との公平性の観点から、学生に対し根拠資料（障害者手帳、診断書、心理検査の結果、学内外の専門家の所見、高等学校等の大学入学前の支援状況に関する資料等）の提出を求め、それに基づく配慮の決定を行うことが重要である。

（組織体制の構築）

- 関係者間で合理的配慮内容の合意を得るためには、そのための組織体制を構築する必要がある。具体的には、障害学生支援についての専門知識を有する教職員が学生本人のニーズをヒアリングし、これに基づいて迅速に配慮内容を決定できるような体制整備が求められる。加えて、この決定に対する学生本人からの異議申し立てを受け付ける窓口やその対応プロセスを学内に整備することが望まれる。

（時間的な経緯の考慮）

- 障害のある学生は、障害の状態・特性等が多様なだけでなく、障害を併せ有する場合や、障害の状態や病状が変化する場合もあることから、時間的な経緯や休学・復学等により必要な支援が変化することに留意する必要がある。

（４）教育方法等

（情報保障⁷）

- 大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、必要かつ適切な情報保障を行うことが重要である。

（コミュニケーション上の配慮）

- あわせて、ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生のために必要なコミュニケーション上の配慮を行うことが重要である。

（教材の配慮）

- シラバスや使用される教科書・教材に学生がアクセスできるように配慮し、またその際の支援技術の活用についても配慮することが望まれる。あわせて、高等教育における学習においては、予習・復習・課題への対応等の自主学習が重要な役割を果たしていることに鑑み、自宅等での教材の利用が出来るよう促進することも望まれる。
- 授業のために教員が使用する資料については、学生が受講する際、事前に一読したり、学生自身が読みやすい形式に変換するなどの作業が必要となる場合があることから、学生の障害の状態・特性等に応じ、事前に提供することが望まれる。

（学習空白への配慮）

- 治療等のため学習空白が生じる学生等に対し、補講を行うなど、学習機会を確保する方法を工夫することが望まれる。

7 本報告においては、身体の障害やコミュニケーションの違いなどにより情報が伝わらない状況に対して、代替手段（手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、点字、拡大文字等）を用いて情報を伝え、場への参加を保障することをいう。

(学外における実習やインターンシップにおける配慮)

- 障害のある学生が資格の取得やインターンシップ等のため、学外の諸機関での実習を希望する場合においても、可能な限り機会を確保するよう努める。

これらの実施に当たっては、実習先機関の利用者への影響を考慮しつつ、実習の教育目標を達成するための合理的配慮が提供されるよう、大学等は実習先機関と密接に情報交換を行うことが重要である。

(公平な試験の配慮)

- 入試や単位認定等のための試験においては、点字や拡大文字等による情報保障、試験時間の延長や別室受験、支援技術の利用等により、障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生と公平に試験を受けられるよう配慮する。

(公平な成績評価)

- 成績評価においては、障害のある学生の学習の成果等を適切に評価することが必要である。このため、学生が教育目標を達成していることを柔軟な方法で評価しつつも、教育目標や公平性を損なうような評価基準の変更や合格基準を下げるなどの対応は行わないよう留意する必要がある。

(心理面・健康面の配慮)

- 障害のある学生が周囲と適切な人間関係を構築するためには、集団におけるコミュニケーションについて配慮するとともに、他の学生や教職員が障害について理解を深めることが重要である。

また、学習の見通しが立てられるようにすることや周囲の状況を判断できるようにすることで、学生の心理的不安を取り除くことが可能となる。

このほか、健康状態に応じて学習内容・方法を柔軟に調整し、障害に起因した不安感や孤独感を解消することにより、自己肯定感を高めることが期待されることから、心理面・健康面への配慮が望まれる。

(5) 支援体制

(専門性のある支援体制の整備)

- 学長がリーダーシップを発揮し、大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要である。例えば、学習の場面等を考慮した学内の役割分担を明確にすることが考えられる。

(担当部署の設置及び適切な人的配置)

- 支援体制を整備するに当たり、必要に応じ、障害学生の支援を専門に行う担当部署の設置及び適切な人的配置(専門性のある専任教職員、コーディネーター、相談員、手話通訳等の専門技術を有する支援者等)を行うほか、学内(学生相談に関する部署・施設、保健管理に関する部署・施設、学習支援に関わる部署・施設、障害に関する様々な専門性を持つ教職員)との連携を図る。

(外部資源の活用)

- また、障害は多岐にわたり、各大学内の資源のみでは十分な対応が困難な場合があることから、必要に応じ、学外(自治体、NPO、他大学等、特別支援学校など)の教育資源の活用や医療、福祉、労働関係機関等との連携についても検討する。

(学生、教職員の理解促進・意識啓発を図るための配慮)

- 障害により、日常生活や学習場面において様々な困難が生じることについて、周囲の学生や教職員の理解促進・意識啓発を図る。
また、障害のある学生の集団参加の方法について、障害のない学生や教職員が考え実践する機会や、障害のある学生自身が障害について周囲の人に理解を広げる方法等を考え実践する機会を設定することが望まれる。

(災害時等の支援体制の整備)

- 災害時等の対応について、学生の障害の状態・特性等を考慮し、危機の予測、避難方法、災害時の人的体制等、災害時体制マニュアルを整備する。また、災害時等における対応が十分にできるよう、避難訓練等の取組に当たっても、個々の障害の状態・特性等を考慮する。

(学生の支援者の活用)

- 障害のある学生の日常的な支援には、多数の人材が必要となる場合が多いことから、学生を支援者として活用することも一つの方法である。
- 一方で、学生の支援者の活用に当たっては、一部の学生に過度な負担がかかることや支援に携わる学生と障害のある学生の間関係に問題が生じる場合があることから、これらに十分留意するとともに、障害の知識や対応方法、守秘義務の徹底等、事前に十分な研修を行い、支援の質を担保した上で実施することが重要である。

(6) 施設・設備

(学内環境のバリアフリー化)

- 障害のある学生が安全かつ円滑に学生生活を送ることができるよう、障害の状態・特性等に応じた環境にするために、スロープや手すり、トイレ、出入口、エレベーター、案内・サイン設置等について施設の整備を計画する際に配慮する。
また、既存の大学等施設のバリアフリー化についても、障害のある学生の在籍状況等を踏まえ、大学等施設に関する合理的な整備計画を策定し、計画的にバリアフリー化を推進できるように配慮する。なお、施設・設備を新設する場合には、障害のある学生の在籍状況にかかわらず、ユニバーサル・デザインの観点を重視することが望まれる。

(バリアフリーの状況の情報提供)

- 障害者が大学等施設のバリアフリーの状況を把握しやすいよう、バリアフリーマップを作成し提供するなど、情報提供を行う。

(障害の状態・特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮)

- 個々の学生が障害の状態・特性等に応じ、図書館やコンピュータ室、実験・実習室、運動・体育施設、学生寮等の共同利用施設・設備について、他の学生と同様に利用できるよう、必要に応じて様々な教育機器・支援技術等の導入、人的支援体制の整備や利用方法の指導、施設の整備、配慮の提供を行う。
また、個々の学生の障害の状態・特性等に応じ、その持てる能力を最大限活用して自主的、自発的に学習や生活ができるよう、各教室等の施設・設備について、分かりやすさなどに配慮するとともに、日照、室温、音の影響等に配慮する。

(災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮)

- 災害時等への対応のため、障害の状態・特性等に応じた施設・設備を整備する。

6. 国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき事項

- 大学等が障害のある学生に合理的配慮を提供するためには、大学等のみならず、国や独立行政法人等の関係機関による取組が必要不可欠である。今後、障害のある学生が学びやすい環境を整備し、修学機会を確保するために関係機関が取り組むべき事項について検討し、短期的課題、中・長期的課題として以下のとおり整理した。

(1) 短期的課題

①各大学等における情報公開及び相談窓口の整備の促進

- 各大学等における障害者の修学に関する情報公開について、現状では大学等により情報提供内容は様々である。また、各大学等に相談する際も、窓口が統一されていないなど、学生にとって利用しづらい状況が見受けられる。

- そのため、障害者が大学等への進学を検討するに当たり、必要な情報が得られない大学を修学先の選択肢から除外せざるを得ず、本人の学びたい分野ではなく、学べる保障のある大学等を選択したり、必要な情報が得られないことにより進学自体を断念せざるを得ないなど、その情報の獲得に苦慮している。

- 各大学等は、受入れ姿勢・方針を明確に示し、それに加え、入試における配慮の内容、大学構内のバリアフリーの状況、入学後の支援内容・支援体制（支援に関する窓口の設置状況、授業等における支援体制、教材の保障等）、受入れ実績（入学者数、在学者数、卒業・修了者数、就職者数等）をホームページ等に掲載するなど、情報アクセシビリティに配慮しつつ、広く情報を公開することが必要である。

また、利用者の利便性の面等から相談窓口の統一や障害学生支援担当部署を設置することが必要である。

- 国は、より多くの大学等でこれらの取組が行われるよう促進すべきである。また、国のこうした促進策を踏まえ、大学の認証評価においても、各大学等における情報公開及び相談窓口の整備状況について考慮されることが望まれる。

②拠点校及び大学間ネットワークの形成

- 各大学等に在籍する障害のある学生数は様々であり、個々の大学の取組のみでは、支援のノウハウが不足している状況にある。

- 大学等における障害のある学生の修学支援機能の充実を図るためには、ノウハウの不足している大学等に対し十分な情報提供を行うとともに、障害のある学生への修学支援に関する各大学等の新たな取組や研究を促進する動機付けを行うことが重要である。

- そのため、国は、障害のある学生への修学支援に関する優れた取組を実施するとともに、近隣地域の大学の支援体制向上に積極的に寄与する大学等を地域における拠点校⁸として整備し、その取組を重点的に支援していくことが重要である。

8 本報告における「拠点校」は、地域において連携等の取組を行う拠点となる大学等をいい、機構が実施している「障害学生修学支援ネットワーク事業」の拠点校とは異なるものを指す。

- また、これら拠点校の取組や、拠点校及び各大学等の個別支援事例を一元的に集約・蓄積し、各大学等に還元することにより、障害のある学生の支援の底上げや教職員等に対する理解促進・意識啓発を図ることが可能となる。
- これらの情報の集約・蓄積及び各大学等への還元にあたっては、拠点校間におけるネットワーク形成並びに自治体やNPO、民間団体、医療福祉機関、高校及び特別支援学校等と拠点校が連携した地域におけるネットワーク形成が重要である。
- また、拠点校による地域におけるネットワークの形成にあたっては、大学等からの相談だけでなく、大学等への進学を希望する障害のある生徒や保護者及びその担当教員等からの相談にも応じられる体制を構築することが望まれる。

(2) 中・長期的課題

① 大学入試の改善

(配慮の内容の公開)

- 現在、大学入試センター試験における受験時の障害のある学生への配慮の実施状況等については、独立行政法人大学入試センター（以下、「センター」という。）が特別措置の実施状況として、その数を障害区分毎に公表している。
- 障害種別が同一でもその程度が異なれば、実施すべき配慮の内容は異なり、重複障害の場合もあることから、センターにおいては、今後、障害のある受験生に実施した配慮毎にその内容を公開することが望まれる。プライバシーに配慮しつつも、障害の種類・程度・重複の有無と、これらに基づいた配慮の内容がセンターにおいて公開されることにより、障害のある受験生やその指導教員が、その情報を基に想定される配慮の内容を知ることが可能となる。
- また、各大学等においても、センターと同様に障害のある学生に実施した配慮毎にその内容を公開することが望まれる。

(配慮の決定の改善)

- 入試における障害のある受験生への配慮の決定に際して、現状では、センター試験の場合、障害等の種類・程度に応じて類型化された特別措置の内容から特別措置申請者が希望するものを選択することを基本としつつも、それ以外の措置についても希望するものを聴取した上で、それぞれの配慮の必要性を専門家が判定をしている。また、各大学等では、センターの決定方法や決定内容を参考に配慮の内容を決定している。
- 今後、入試における具体的な配慮の決定にあたっては、障害のある申請者の個々の困難の程度に応じた柔軟な対応に努めるとともに、センター試験及び各大学等の受験を予定している障害者一人一人のニーズに応じた配慮がなされるよう、一層の改善が図られるべきである。

② 高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化

- 高校及び特別支援学校と大学等の接続の円滑化の推進が必要である。障害のある進学希望者においては、高校に通う障害のある生徒や特別支援学校に通う生徒のほか、自らの障害に無自覚のまま高校に通っている生徒が存在する。

- また、本人が障害を認識している場合でも、一般の高校に通っている場合、担任や進路指導の教員が、障害のある生徒が大学等に進学する場合の支援について知見がないこともあり、これらの生徒をサポートすることが難しい場合がある。
- そのため、大学等への進学を希望する障害のある生徒や保護者及びその担当教員等からの相談に対応できるよう、拠点校における専門的人材の配置を充実するとともに、大学等への進学を希望する障害のある生徒や保護者及び担当教員等が地域の自治体や特別支援学校等に相談し、これらの関係機関同士が連携して、生徒の進学支援にあたるようネットワークを形成し、情報の共有化を図ることも検討すべきである。特別支援学校においては、地域のセンターとして、大学等への進学を希望する生徒への支援等をこれまで以上に行うことが期待される。
- なお、高校等から大学等への移行過程においては、障害のある生徒本人が自らの困難を理解し、必要な支援を把握し、本人の意思決定に基づき周囲に支援を求めることが可能となるよう、自立を目指したサポートを行うことが望まれる。

③通学上の困難の改善

- 現状では、大学等における通学支援については、各大学等の判断に任されている。一方で、障害者自立支援法の移動支援において、通学支援を行うかについては、各自治体の判断に任されている。
- そのため、通学における移動が困難な障害者は、大学等や自治体からの通学支援が得られない場合、移動費用を自己負担するか、進学自体を諦めざるを得ない場合がある。
- 移動に障害のある学生の教育機会を保障するため、例えば、大学等と自治体、NPO等が連携を図り対応していくことも考えられ、現状においても、大学等が費用を負担して地域の介護事業所に委託し、通学介助や学内介助を行っている事例がある。
通学における困難の改善に向けた検討に資するため、こうした事例や地域における支援の状況に関する情報を収集し、提供することが重要である。

④教材の確保

- 視覚障害や読字障害のため文字が見えにくい、読みにくい、肢体不自由のため書籍のページめくりや持ち運びが難しいなどといった「印刷物障害」に含まれる障害のある学生は、教科書や副読本、各種資料といった様々な教材の利用が困難である。また、聴覚障害のある学生は、音声の聞き取りや理解が難しく、動画等の視聴覚教材の利用が困難であり、大学等での学習機会への参加が難しい現状がある。
- これらの学生の学習機会への参加を保障するためには障害に応じ必要な教材を確保することが重要であり、各大学等の保有する点訳教材、字幕教材及びテキストデータ化した教材等の様々な教材や支援技術製品の一覧を作成し学内外で情報を共有することや、さらに、大学等間での共用や貸し借りを行う仕組みを検討することなど、利便性を高めるための方策を検討することが望まれる。
- また、電子化された教材は、学生本人にとって見やすい体裁への変更・調整や支援技術製品（音声読み上げソフトウェア等）の活用が容易となることから、その充実のため、大学等や図書館、出版社との連携の促進について検討することが望まれる。

⑤通信教育の活用

- 障害のある学生の中には医療行為、社会復帰の訓練等により通学が困難となり、修業期間の延長や休学・復学を繰り返しながら修学を継続する学生が存在するほか、中にはそのために進学や修学を断念する者も存在する。
- 近年、インターネットなどの通信技術の発達により、家や病院に居ながらにして学習をすることが可能な状況となっている。例えば、放送大学においては、テレビ、ラジオ、インターネットを活用した教育を実施しており、さらに、放送及びインターネットによる授業の字幕付与、テキストデータ化した印刷教材の提供及び点訳教材を作成するボランティアの紹介等の支援を行っている。その他の通信制大学等においても、同様の配慮を行っている場合がある。各大学等がこれらの通信制大学等と連携を図るなど、通信教育の活用の推進について検討することが望まれる。
- このほか、通信制大学等で学ぶ障害のある学生は、障害によりスクーリングが困難な場合もあることなどを踏まえた検討を行うことが重要である。

⑥就職支援等

- 障害のある学生の就職に関する支援については、就職が障害者の自立や社会参加にとって極めて重要であることから、ハローワークをはじめとする労働関係機関や地域の社会福祉施設、NPO等と連携してきめ細やかな就職支援を行うことが必要である。
- 特に、発達障害のある学生については、学生個々の障害の程度や本人の希望により、一般の雇用と障害者雇用のいずれが望ましいか、慎重に検討することが必要であることから、その具体的な支援方策等について、今後検討を進めていく必要がある。
- また、出口である就職支援のみならず、キャリア教育やインターンシップにおける支援について検討することも重要である。

⑦専門的人材の養成

- 障害のある学生に対し、的確で有効な支援を提供するためには、各大学に障害に対する専門的知識や技術を有する専門的人材（専門性のある専任教職員、コーディネーター、相談員、手話通訳等の専門技術を有する支援者等）を適切に配置することが重要である。
- また、障害のある学生の教育的ニーズを的確に把握し、個々の障害の状態・特性等に応じた支援の提供や、様々な教育機会に対応して十分な情報保障等の支援を行うためには、専門的人材を養成することが必要となる。
- これらの専門的人材を効果的に養成するため、現在各大学等で行われている人材養成や研修等の一層の充実を図るとともに、例えば、拠点校による人材養成プログラムの開発や様々な研修の機会を確保するなど、その方策について検討することが重要である。
- 加えて、支援の専門的知識や技術、経験の継承の観点から、これらの専門的人材が各大学等において、安定的な雇用が保障されるよう検討を行うことが望まれる。

⑧調査研究、情報提供、研修等の充実

- 大学等における全ての学生や教職員に対し、障害のある学生の支援について理解促

進・普及啓発を行っていくためには、各大学等の取組のみならず、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等を充実することが必要である。

- これまで、機構においては、障害のある学生が円滑に大学等に修学するため、障害のある学生の修学支援に関する実態調査や「教職員のための障害学生修学支援ガイド」の作成、研修会の開催など、各大学等に対し様々な支援を行ってきたところであり、引き続き、これらの取組について充実することが重要である。
- また、今後、全国の大学等における障害学生支援についての専門的人材が、その専門性の更なる向上を図ることができるよう、相互に知識や技術、経験を共有するための全国規模での情報交換の機会が設けられることが望まれる。

⑨財政支援

- バリアフリー化のための施設・設備の整備や専門的人材の配置については、各大学等において計画的に充実させていくことが望ましいが、国においても、障害のある学生が学びやすい環境を整備し、修学機会を確保するため、各大学等における合理的配慮に対し、必要な財政支援を行うことが重要である。
- また、機構が行う奨学金事業については、障害のある学生に対して貸与基準を弾力的に取り扱うことや返還猶予等について一定の配慮を行っている。このような制度について障害のある学生への理解が計られるよう更なる周知に努めるとともに、より利用しやすくなるよう検討を行うことが望まれる。

7. おわりに

- 本検討会では、
 - ・ 障害のある学生が障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保することが重要である。
 - ・ また、高等教育であることに鑑み、高い教養と専門的能力を培えるよう、教育の質を維持することが重要である。
 - ・ 他方、現状においては、大学等に障害のある学生の在籍者数が増加している中、各大学等の受入れ体制には温度差があり、今後、全ての大学等において合理的配慮の提供が求められることから、各大学等が現実に対応可能な内容かどうかを考慮しつつ、大学等における合理的配慮についての整理が必要である。という認識のもと、議論を重ねてきた。
- 我が国の大学等においては、障害のある学生の修学支援について検討の途に就いた段階であるが、高等教育への修学機会を確保するためには、第一に、全ての学生や教職員への理解促進・意識啓発を行うことにより、各大学等の受入れ体制の温度差をなくすことが重要であることから、現時点における一つの指針として活用されるよう、本報告をまとめたところである。
- そのため、中・長期的課題として整理した内容等については、具体的な方策に踏み込んでいないものがあるため、今後の各大学等の状況等を踏まえ、大学等における種々の事例・知見を蓄積しつつ、さらに具体的な検討を進めていくことが必要である。

- また、本報告において整理した各大学等における合理的配慮の考え方についても、高等教育以外の他の分野における状況や支援技術の進展に応じ、見直しを図っていくことが必要である。
- このほか、①通学時の移動、食事やトイレ等の介助等の生活面に対する支援、②医療的ケア⁹が必要な場合の対応、③障害のある教職員に対する配慮、④合理的配慮を決定する際、学生と大学等の間で合意がされない場合の解決手段については、障害のある学生が大学等への修学を検討する上で密接に関係する重要な課題である。これらについて、引き続き検討されることが望まれる。
- 障害のある学生に対する修学支援は、障害のある学生のみならず、全ての学生にとって学びやすい環境の整備や多様な者と共生していくことへの理解に繋がる取組である。
本報告を踏まえ、各大学等において障害のある学生の修学支援の充実が図られるとともに、全ての大学等において障害のある学生の修学機会が確保されることを期待する。

9 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、平成24年4月1日より、医療従事者以外でも所定の研修を受けた者が、一定の条件の下でたんの吸引等の行為を実施できることとなっている。

障がいのある学生の修学支援に関する検討会の開催について

平成24年6月6日
高等教育局長決定

1. 趣旨

平成20年5月に障害者の権利に関する条約が発効され、これまで、我が国においては、障害者基本法の改正(平成23年8月公布・施行)等の制度整備を行ってきた。

一方、各大学等においては、障がいのある学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に、受け入れや修学支援体制の整備が急務となっている。

こうした状況を踏まえ、これまでの取組に加え、今後の高等教育段階における障がいのある学生の修学支援の在り方について検討を行う。

この検討に当たり、障がいのある学生の修学支援に関する検討会(以下、「検討会」という。)を以下の要領にて開催する。

2. 検討事項

- ①高等教育段階における障がいのある学生の修学支援の在り方(短期的取組課題、長期的課題の整理)
- ②その他の必要な事項

3. 実施方法

- ①検討会は別紙に定める有識者により構成する。
- ②検討会は必要に応じて他の関係者よりヒアリング等を行うことができる。

4. 設置期間

平成24年6月6日から平成25年3月31日までとする。

5. 庶務

検討会に関する庶務は、関係局課の協力を得つつ、高等教育局学生・留学生課において処理する。

障がいのある学生の修学支援に関する検討会 構成員

石川 准	静岡県立大学国際関係学部 教授
巖淵 守	DO-IT Japan 事務局長
大島 友子	日本マイクロソフト株式会社技術統括室 マネージャー
近藤 武夫	東京大学先端科学技術研究センター 講師
白澤 麻弓	筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター 准教授
鈴木 慶太	株式会社Kaizen 代表取締役
高橋 知音	信州大学教育学部 教授
◎竹田 一則	筑波大学大学院人間総合科学研究科 教授
殿岡 翼	全国障害学生支援センター 代表
中野 泰志	慶応大学経済学部 教授
広瀬 洋子	放送大学学園 教授
福永 博俊	長崎大学工学部電気電子工学科 教授
松尾 秀樹	佐世保工業高等専門学校 教授
吉永 崇史	富山大学学生支援センター 特命准教授
渡辺 崇史	日本福祉大学健康科学部 准教授

※ 五十音順

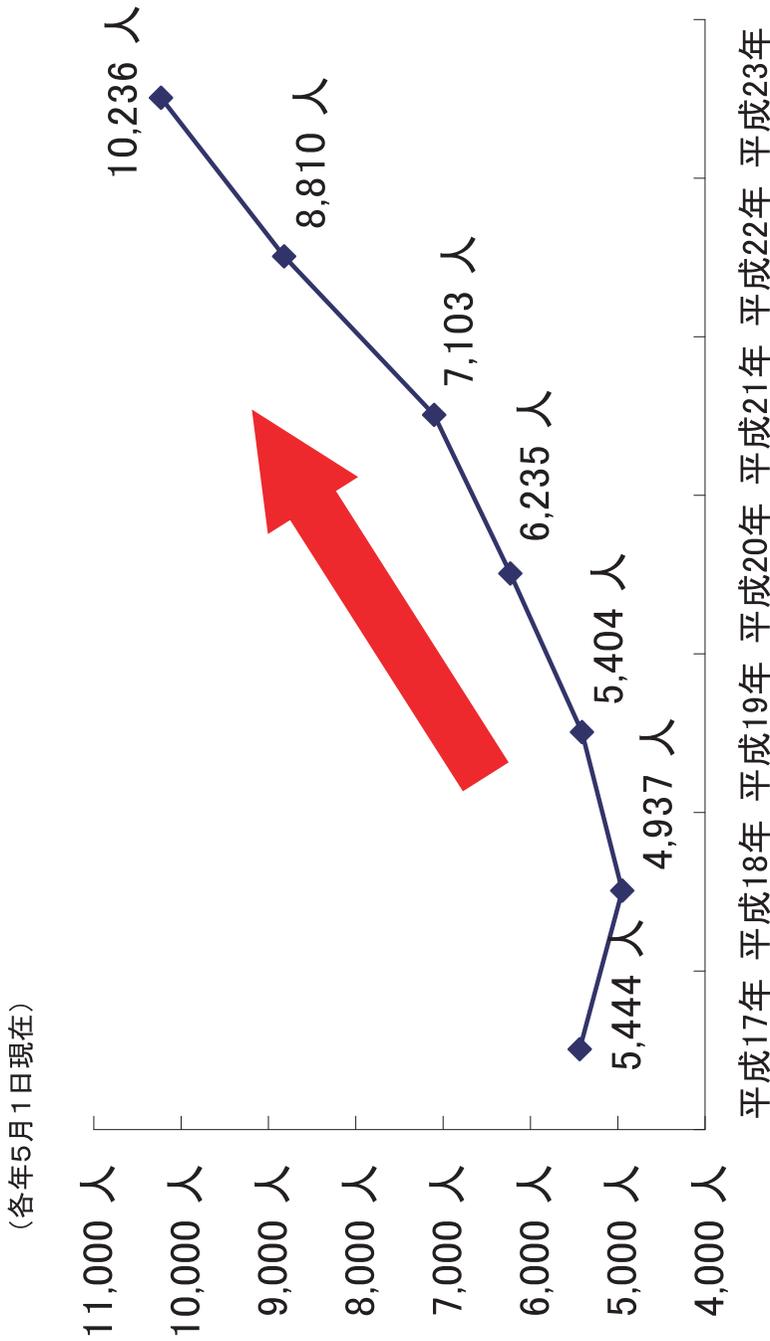
※ ◎は座長

障がいのある学生の修学支援に関する検討会の開催状況

- 第1回 平成24年6月 6日(水) 14:00~16:00
 - ・全体説明
- 第2回 平成24年6月27日(水) 16:00~18:00
 - ・委員からの報告
 - ・合理的配慮について
- 第3回 平成24年7月20日(金) 14:00~16:00
 - ・今後取り組むべき課題について
- 第4回 平成24年8月 8日(水) 15:00~17:00
 - ・今後取り組むべき課題について
- 第5回 平成24年8月22日(水) 15:00~17:00
 - ・関係者からのヒアリング
株式会社ミライロ代表取締役社長 垣内俊哉 氏
広島女学院大学障がい学生高等教育支援研究所長 山下京子 氏
 - ・合理的配慮について
- 第6回 平成24年9月18日(火) 14:00~17:00
 - ・合理的配慮について
- 第7回 平成24年10月16日(火) 14:00~17:00
 - ・報告書(第1次まとめ)原案の検討
- 第8回 平成24年11月20日(火) 14:00~17:00
 - ・報告書(第1次まとめ)案の検討
- 第9回 平成24年12月18日(火) 15:00~17:00
 - ・報告書(第1次まとめ)のとりまとめ

高等教育段階における 障害のある学生の現状

障害学生の在籍者数(全体推移)



※1本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。

※2グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。
 (出典：平成23年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))

大学における障害学生の在籍者数(内訳)

大学

(平成23年5月1日現在)

区分	学生数	障害学生数	障害学生 在籍率(※2)	支援障害 学生数(※3)	支援障害学生 在籍率	障害学生 支援率(※4)
学部(通学)	2,563,927	7,502	0.29%	4,374	0.17%	58.3%
学部(通信)	179,982	1,300	0.72%	722	0.40%	55.5%
大学院(通学)	267,085	563	0.21%	319	0.12%	56.7%
大学院(通信)	3,603	37	1.03%	15	0.42%	40.5%
専攻科	2,034	2	0.10%	2	0.10%	100.0%
計	3,016,631	9,404	0.31%	5,432	0.18%	57.8%

※1本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。

※2 障害学生在籍率：障害学生数÷学生数×100(%)

※3 「支援障害学生」とは、学校に支援の申し出があり、かつ、何らかの支援を行っている者

※4 障害学生支援率：支援障害学生数÷障害学生数×100(%)

(出典：平成23年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))

障害学生の在籍学校数

(平成23年5月1日現在)

学校種別	学校数	障害学生 在籍学校数	障害学生 在籍率 (※1)	支援障害学生 在籍学校数 (※2)	支援障害 学生 在籍率	障害学生 支援率 (※3)
大学	776	597	76.9%	506	65.2%	84.8%
短期大学	373	158	42.4%	99	26.5%	62.7%
高等専門学校	57	52	91.2%	44	77.2%	84.6%
計	1,206	807	66.9%	649	53.8%	80.4%

※1 障害学生在籍率：障害学生
在籍学校数 ÷ 学校数 × 100 (%)

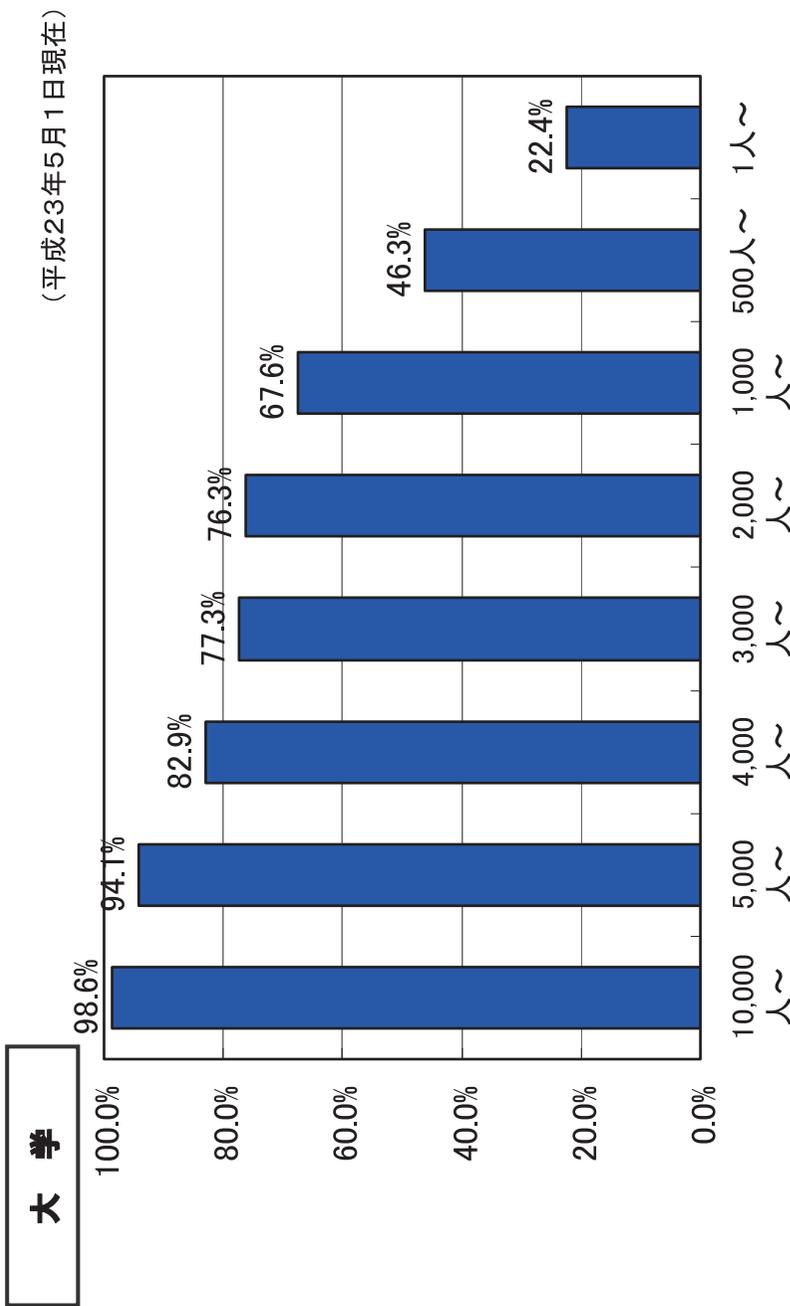
※2 「支援障害学生」とは、学校に支援の申し出があり、かつ、何らかの支援を行っている者

※3 障害学生支援率：支援障害学生
在籍学校数 ÷ 障害学生
在籍学校数 × 100 (%)

(出典：平成23年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))

支援障害学生が在籍する大学の割合(規模別)

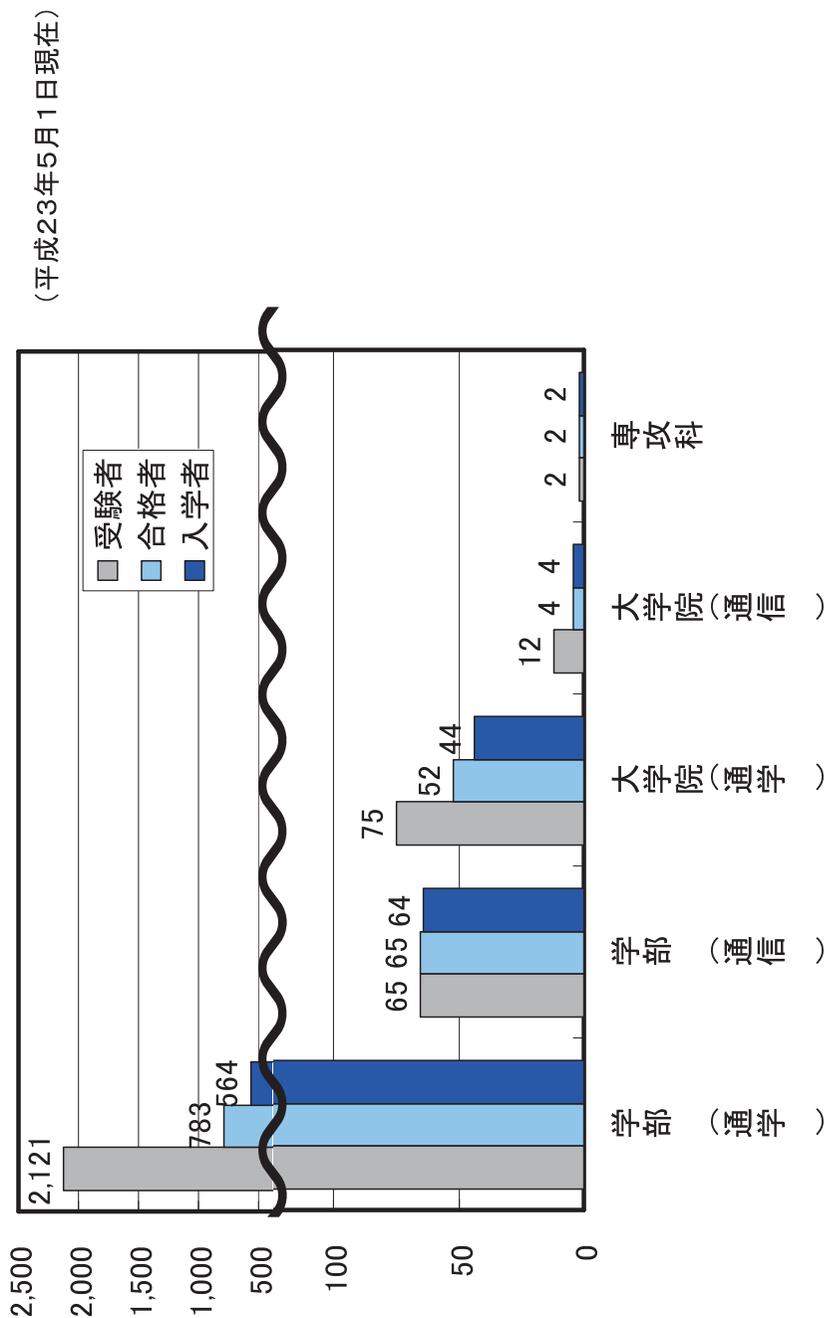
1人でも支援障害学生が在籍する大学の割合は、学生数の規模が小さくなるにつれて低くなってきている状況。学生数が10,000人以上の大学は、98.6%とほぼ全大学が受入れている一方、499人以下の22.4%と、4分の1未満となっている。



(出典:平成23年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))

受験時に特別措置を行った入学者数等

平成23年度入学者のための入試において、特別措置を行った受験者数は、全体で2,325人、そのうち合格者は947人、入学者は710人。



(出典：平成23年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査（日本学生支援機構）)

授業支援の状況(大学数)

(平成23年5月1日現在)

(なんらかの授業支援を行っていると回答した学校:490校中)

区分	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	病弱・虚弱	重複	発達障害
点訳・墨訳	49	0	0	0	4	0
教材の拡大	86	4	15	0	9	0
教材のテキスト・データ化	58	12	7	0	8	2
読み上げソフト使用	44	3	0	0	7	0
ノートテイク	17	169	31	0	5	7
手話通訳	1	72	1	0	2	1
教室内座席配慮	71	125	192	28	23	50
実技・実習配慮	59	68	148	53	21	71
試験時間延長・別室受験	83	22	111	13	22	31
解答方法配慮	75	20	74	6	16	23

(出典:平成23年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))

障害学生修学支援担当部署

区分		国立	公立	私立	計
大学	(1) 事務局	36	37	260	333
	(2) 学生相談室	9	8	108	125
	(3) 健康管理センター	22	7	83	112
	(4) 障害学生支援室 (類似部署含む)	16	0	29	45
	(5) 障害学生支援委員会 (類似部署含む)	8	1	38	47
	(6) その他	30	17	130	177
短期大学 (部)	(1) 事務局	-	7	123	130
	(2) 学生相談室	-	2	67	69
	(3) 健康管理センター	-	0	38	38
	(4) 障害学生支援室 (類似部署含む)	-	0	7	7
	(5) 障害学生支援委員会 (類似部署含む)	-	1	12	13
	(6) その他	-	8	88	96
高等専門学校	(1) 事務局	5	1	1	7
	(2) 学生相談室	32	2	0	34
	(3) 健康管理センター	9	0	0	9
	(4) 障害学生支援室 (類似部署含む)	2	0	0	2
	(5) 障害学生支援委員会 (類似部署含む)	8	0	0	8
	(6) その他	17	1	1	19
計	(1) 事務局	41	45	384	470
	(2) 学生相談室	41	12	175	228
	(3) 健康管理センター	31	7	121	159
	(4) 障害学生支援室 (類似部署含む)	18	0	36	54
	(5) 障害学生支援委員会 (類似部署含む)	16	2	50	68
	(6) その他	47	26	219	292

※複数回答あり

(出典：平成23年度障害のある学生の就業力の支援に関する調査(日本学生支援機構))

障害学生修学支援担当部署への専属教職員の配置

(単位:校)

区分	国立		公立		私立		計		
	教員	職員	教員	職員	教員	職員	教員	職員	
大学		13	22	2	5	61	81	76	108
	正職員	-	3	-	2	-	46	-	51
	非常勤職員	-	14	-	3	-	28	-	45
	契約・派遣職員	-	2	-	2	-	23	-	27
	その他	-	4	-	0	-	13	-	17
短期大学(部)		-	-	2	1	28	22	30	23
	正職員	-	-	-	0	-	11	-	11
	非常勤職員	-	-	-	1	-	10	-	11
	契約・派遣職員	-	-	-	0	-	2	-	2
	その他	-	-	-	0	-	2	-	2
高等専門学校		3	5	2	1	0	2	5	8
	正職員	-	0	-	1	-	1	-	2
	非常勤職員	-	4	-	1	-	0	-	5
	契約・派遣職員	-	1	-	0	-	0	-	1
	その他	-	0	-	0	-	1	-	1
計		16	27	6	7	89	105	111	139
	正職員	-	3	-	3	-	58	-	64
	非常勤職員	-	18	-	5	-	38	-	61
	契約・派遣職員	-	3	-	2	-	25	-	30
	その他	-	4	-	0	-	16	-	20

※複数回答あり

(出典:平成23年度障害のある学生の就業力の支援に関する調査(日本学生支援機構))

障害学生修学支援担当部署における専門スキルを持つ支援者

(単位:校)

区分	国立			公立			私立			計			
	1人以上	2~4人	5人以上										
大学	6	3	0	0	0	0	9	5	4	0	15	8	0
手話通訳者	4	2	0	1	0	0	2	1	1	0	7	4	0
点字通訳者	7	3	2	2	1	0	34	17	9	8	43	21	10
その他													
いない		59			53			407				519	
短期大学部(部)	-	-	-	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0
手話通訳者	-	-	-	0	0	0	2	1	1	0	2	1	0
点字通訳者	-	-	-	0	0	0	12	4	5	3	12	4	5
その他													
いない		-			16			231				247	
高等専門学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
手話通訳者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
点字通訳者	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0	2	1	0
その他													
いない		46			2			1				49	
手話通訳者	6	3	3	0	0	0	10	6	4	0	16	9	7
点字通訳者	4	2	2	0	1	0	4	2	2	0	9	5	4
その他	8	4	2	2	2	1	47	21	15	11	57	26	18
いない		105			71			639				815	
計													

※その他には、看護師、臨床心理士、カウンセラー、社会福祉士、精神科医、特別支援教育の経験を持ち教員等を含む

※複数回答あり

(出典:平成23年度障害のある学生の就業力の支援に関する調査(日本学生支援機構))

発達障害者支援法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

3 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。

2 国及び地方公共団体は、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

3 発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）の意思ができる限り尊重されなければならないものとする。

4 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、発達障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、発達障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策 (児童の発達障害の早期発見等)

第五条 市町村は、母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第十二条及び第十三条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

- 2 市町村の教育委員会は、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。
- 3 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童についての継続的な相談を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、第十四条第一項の発達障害者支援センター、第十九条の規定により都道府県が確保した医療機関その他の機関（次条第一項において「センター等」という。）を紹介し、又は助言を行うものとする。
- 4 市町村は、前三項の措置を講じるに当たっては、当該措置の対象となる児童及び保護者の意思を尊重するとともに、必要な配慮をしなければならない。
- 5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。

(早期の発達支援)

第六条 市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。

- 2 前条第四項の規定は、前項の措置を講じる場合について準用する。
- 3 都道府県は、発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対して行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措置を講じるものとする。

(保育)

第七条 市町村は、保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。

(教育)

第八条 国及び地方公共団体は、発達障害児（十八歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在学する者を含む。）がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。

- 2 大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をす

るものとする。

(放課後児童健全育成事業の利用)

第九条 市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。

(就労の支援)

第十条 都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項第三号の地域障害者職業センターをいう。）、障害者就業・生活支援センター（同法第二十七条第一項の規定による指定を受けた者をいう。）、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、必要に応じ、発達障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講じるものとする。

(地域での生活支援)

第十一条 市町村は、発達障害者が、その希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるようにするため、発達障害者に対し、社会生活への適応のために必要な訓練を受ける機会の確保、共同生活を営むべき住居その他の地域において生活を営むべき住居の確保その他必要な支援に努めなければならない。

(権利擁護)

第十二条 国及び地方公共団体は、発達障害者が、その発達障害のために差別されること等権利利益を害されることがないようにするため、権利擁護のために必要な支援を行うものとする。

(発達障害者の家族への支援)

第十三条 都道府県及び市町村は、発達障害児の保護者が適切な監護をすることができるようにすること等を通じて発達障害者の福祉の増進に寄与するため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族に対し、相談及び助言その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

第三章 発達障害者支援センター等

(発達障害者支援センター等)

第十四条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（以下「発達障害者支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができる。

- 一 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は助言を行うこと。
- 二 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。
- 三 医療、保健、福祉、教育等に関する業務（次号において「医療等の業務」という。）を行

う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報提供及び研修を行うこと。

四 発達障害に関して、医療等の業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

(秘密保持義務)

第十五条 発達障害者支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならない。

(報告の徴収等)

第十六条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該発達障害者支援センターの事業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第十七条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十八条 都道府県知事は、発達障害者支援センターが第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、その業務の状況の把握に著しい支障が生じたとき、又は発達障害者支援センターが前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(専門的な医療機関の確保等)

第十九条 都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができると認める病院又は診療所を確保しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

第四章 補則

(民間団体への支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、発達障害者を支援するために行う民間団体の活動の活性化を図るよう配慮するものとする。

(国民に対する普及及び啓発)

第二十一条 国及び地方公共団体は、発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(医療又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発)

第二十二条 国及び地方公共団体は、医療又は保健の業務に従事する者に対し、発達障害の発見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならない。

(専門的知識を有する人材の確保等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、発達障害者に対する支援を適切に行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。

(調査研究)

第二十四条 国は、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、発達障害の原因の究明、発達障害の診断及び治療、発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行うものとする。

(大都市等の特例)

第二十五条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

障害のある学生の修学支援に
関する検討会報告
(第二次まとめ)

(文部科学省)

障害のある学生の修学支援に関する検討会
報告（第二次まとめ）

平成29年3月

《目次》

1. はじめに	1
2. 大学等における障害のある学生の現状	
(1) 障害のある学生数・大学等が支援を行なっている障害のある学生数	3
(2) 支援の実施状況	3
(3) 障害のある生徒の受入に関する配慮及び入学者数	4
(4) 特別支援学校高等部からの進学状況	4
(5) 障害のある学生の卒業後の進路	4
(6) 諸外国の状況	4
3. 第一次まとめで取り組むべきとされた事項の進捗状況	
(1) 短期的課題	5
(2) 中長期的課題	6
4. 本検討会における検討の対象範囲	8
5. 障害者差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する考え方と対処	
(1) 基本的な考え方	9
(2) 大学等における実施体制	11
(3) 合理的配慮の内容の決定の手順	12
(4) 紛争解決のための第三者組織	14
6. 各大学等が取り組むべき主要課題とその内容	
(1) 教育環境の調整	14
(2) 初等中等教育段階から大学等への移行(進学)	16
(3) 大学等から就労への移行(就職)	17
(4) 大学間連携を含む関係機関との連携	18
(5) 障害のある学生への支援を行なう人材の養成・配置	19
(6) 研修・理解促進	19
(7) 情報公開	20
7. 社会で活躍する障害学生支援センター(仮称)の形成	
(1) センター形成の趣旨	20
(2) センターの体制イメージ	21
(3) センターにおける取組例	21
8. おわりに	21

《別紙》

別紙1 障害のある学生の現状

別紙2 障害のある学生支援に関するネットワークや機関

別紙3 障害のある学生支援に関する特色ある取組や支援・配慮事例

《参考資料》

参考資料1 障害のある学生の修学支援に関する検討会の開催について(開催要領)

参考資料2 障害のある学生の修学支援に関する検討会の開催状況

参考資料3 関連する法律等

1. はじめに

平成28年4月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」¹（以下、「障害者差別解消法」という。）が施行された。これにより、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が、法的に義務ないし努力義務とされ、大学²・短期大学・高等専門学校（以下、「大学等」³という。）においても一定の取組が求められることとなった。

このような動きは、平成18年、国連総会で「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」という。）が採択されたことに端を発する。我が国は、平成19年に同条約に署名し、平成23年の「障害者基本法」の改正や平成25年の障害者差別解消法の策定等、関連の国内法の整備を進めてきた。また、文部科学省においては、平成24年に「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」を開催し、障害のある学生に対する修学支援の在り方と具体的な方策について検討を行い、「第一次まとめ」として取りまとめた。同時に、平成28年の障害者差別解消法の施行に備え、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成27年2月24日閣議決定）（以下、「基本方針」という。）を踏まえ、平成27年に「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（以下、「文部科学省対応指針」という。）を策定する等の対応を行ってきた。

一方、障害のある学生の在籍者数は急激に増加している。多くの大学等の現場においては、求められる修学支援を行なうための知見や経験、施設・設備、人員が極めて不足している。そのため、合理的配慮の内容をどのように決定するのか、どの程度まで行なう必要があるのか、内容について不服申立てがあった場合の対応はどのようにするのかなど、判断に窮する場面が多々生じている。

合理的配慮を含む障害のある学生への支援は、個別の対応が必要である。しかし、そのためには基盤となる一定の考え方が必要であり、障害のある学生への支援に関わる全ての関係者はこれを共有していくことが重要である。特に、大学等においては学長や校長（以下、「学長等」という。）等の経営トップを含む教職員全員がこの考え方を理解することが不可欠であり、また、障害のない学生や保護者、自治体等関係機関の理解も得ていく必要がある。そして、このような基礎理解を共

1 参考資料3に関連する法律等についてのHPの情報を記載。

2 大学院を含む。

3 通信教育課程を含む。

有した上で、実際にどのような手立てを講じていくのかが問われている。

本検討会⁴は、以上のような状況に鑑み、共有すべき基本的な考え方と具体的な対応について議論するとともに、大学等の現場において適切な修学支援が行われるために必要な事項について検討すべく、平成28年4月から開催してきた。検討に当たっては、大学や企業、行政機関からのヒアリングを行なうとともに、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)や教育再生実行会議「すべての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ(第九次提言)」(平成28年5月20日)の趣旨を踏まえ、在学中のみならず、進学時や就労時の支援までを視野に入れた。そして、計9回⁵にわたる検討の結果をまとめたのが、この「第二次まとめ」である。

本まとめでは、学長等をはじめとする大学等における全ての教職員が障害のある学生の支援に関する理解を深め、適切な支援を行なうために取り組むべき事項や考え方について参照できるよう、できる限り具体的かつ体系的に記述するよう努めた。また、障害のある学生本人及びその関係者(保護者、介助者等)、大学等が行なう支援を補助する学生(以下、「支援補助学生」という。)、障害のない学生、高等学校や特別支援学校等の初等中等教育機関関係者、専修学校関係者、ハローワーク等の就職支援機関関係者、企業関係者、民間の障害学生支援団体関係者等が参照することも想定した。

第一次まとめ及び文部科学省対応指針と合わせて、この第二次まとめにより、これらの全ての関係者における共通理解と連携が強化され、大学等を始めとする我が国の関係機関における障害のある学生への修学支援のための取組が飛躍的に進展することを強く期待する。

4 開催要領や委員名簿は参考資料1を参照。

5 開催状況は参考資料2を参照。

2. 大学等における障害のある学生の現状⁶

(1) 障害のある学生⁷数・大学等が支援を行なっている障害のある学生⁸数

独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）の調査によれば、平成27年5月1日現在、21,721人の障害のある学生が大学等に在籍しており、これは全学生の0.68%に当たる。平成22年の調査では8,810人、平成17年の調査では5,444人であり、この10年で障害のある学生数は約4倍と急増している。特に増加が著しいのは、病弱・虚弱、発達障害、精神障害である。これらの急増の要因の一つとしては、障害についての知見が広まり、大学等における障害のある学生の把握が進んだことが大きいと推察される。大学等が支援を行なっている障害のある学生は11,507人で、全体の学生数の0.36%に当たり、障害のある学生のうち53.0%がなんらかの支援を受けている。

なお、障害のある学生が在籍する学校数は880校であり、これは全学校数の74.5%に当たる。

以下に主な支援の実施状況等について示す。これらの詳細は別紙1に記載する。

(2) 支援の実施状況

① 授業支援

障害のある学生への授業支援実施校数は686校（全体の58.0%）であり、最も多くの大学等で実施されているのは「教室内座席配慮」416校（35.2%）、次いで「配慮依頼文書の配付」390校（33.0%）、「実技・実習配慮」306校（25.9%）となっている。

② 授業以外の支援

授業以外の支援実施校数は619校（52.4%）であり、最も多くの学校で実施されているのは「専門家によるカウンセリング」386校（32.7%）、次いで「休憩室・治療室の確保等」253校（21.4%）、「対人関係配慮」237校（20.1%）となっている。

③ 発達障害のある学生への支援状況

発達障害のある学生又は発達障害のあることが推察される学生に支援を行なっている学校数は602校（50.9%）である。授業支援で最も多いのは「配

6 別に注記のない限り、本文及び別紙のデータは独立行政法人日本学生支援機構が平成17年度から実施する「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」から引用。同調査は毎年5月1日を基準とし、国公私立の大学及び短期大学、高等専門学校、約1,200校を対象とした悉皆調査。回答率は平成19年度調査以降、100%となっている。

7 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳を有している学生又は健康診断等において障害があることが明らかになった学生。

8 大学等に支援の申し出があり、それに対して大学等が何らかの支援を行なっている（当該年度内の支援予定を含む）障害のある学生。

慮依頼文書の配付」246校(20.8%)、次いで「学習指導」181校(15.3%)、「履修支援」180校(15.2%)となっている。授業以外の支援で最も多いのは「専門家によるカウンセリング」392校(33.2%)、次いで「対人関係配慮」270校(22.8%)、「自己管理指導」231校(19.5%)、「居場所の確保」198校(16.8%)である。

(3) 障害のある生徒の受入れに関する配慮及び入学者数

平成27年度入学者選抜において障害のある入学者数は1,658人、受験上の配慮を実施した受験者数は3,072人となっている。また、受験上の配慮のうち「車椅子の持参使用」(79.3%)、「松葉杖の持参使用」(79.3%)、「別室を設定」(76.0%)、「試験場への車での入構許可」(75.2%)、「トイレに近接する試験室に指定」(72.4%)、「窓側の明るい席の指定」(71.7%)、「補聴器の持参使用」(71.4%)について全体の70%以上の大学等が実施可能と回答している。

(4) 特別支援学校高等部⁹からの進学状況

特別支援学校高等部の平成28年3月卒業者20,882人のうち、大学への進学者が207人、短期大学への進学者が11名、大学・短期大学の通信教育部への進学者が8名(計226名(1.1%))となっている。226人の内訳は、視覚障害39人(17.3%)、聴覚障害114人(50.4%)、知的障害2人(0.9%)、肢体不自由47人(20.8%)、病弱・身体虚弱24人(10.6%)となっている。

(5) 障害のある学生の卒業後の進路

全大学等のうち平成26年5月1日現在、通学制の最高年次に在籍していた障害のある学生は4,608人で、平成26年度卒業者数は2,930人となっている。卒業生の進路状況は、進学が349人(卒業者数の11.9%)で就職が1,470人(50.2%)、進学者の内、既に就職している者7人を加えた全就職者数は1,477人(50.4%)となっている。

(6) 諸外国の状況

① 米国

米国では、1973年に成立した「リハビリテーション法(Rehabilitation Act of 1973)」504条で、政府の資金提供を受けている教育機関における障害者差別が禁止された。また、1990年に成立した「障害のあるアメリカ人法(Americans with Disabilities Act of 1990, ADA)」では、更に広範に、州及び地方公共団体の資金提供を受ける教育機関及び私立教育機関においても障害者差別が禁止されるようになった。

9 特別支援学校高等部卒業者は、学校教育法第90条第1項に規定する「大学に入学することのできる者」のうち、「通常の課程による十二年の学校教育を修了した者」に該当し、大学入学資格を有する。

米国内の高等教育機関に在籍する障害のある学部生数¹⁰は、約256万人で学部生全体の11.1%となっている(2011-2012年)。

② 英国

1995年に成立した「障害者差別禁止法(Disability Discrimination Act, DDA)」は、高等教育での差別禁止を対象範囲としていなかった。しかし、2001年の「特別な教育的ニーズと障害法(Special Educational Needs and Disability Act)」成立により、高等教育機関に合理的調整(Reasonable adjustment)が義務づけられた。さらに、2005年DDA改正では、高等教育機関を含む公的機関に障害平等義務が課せられ、これらの規定内容はすべて、「2010年平等法(Equality Act 2010)」の中に組み込まれた。また、2010年平等法はDDAと比べて、より強力な障害者差別の禁止規定を設け、障害者が法的保護をより受けやすくなっている。

英国内の高等教育機関の1年次に在籍する障害のある学生数¹¹は、約8万3千人で、1年次の学生全体の11.0%となっている(2014-2015年)。

3. 第一次まとめで取り組むべきとされた事項の進捗状況

以下に示すとおり、短期的課題・中長期的課題ともに、すべての課題において、一定の進捗が見られる。しかし、障害者にとって非常に重要である情報アクセシビリティに関し、ホームページで支援情報を公開する大学等は3割に満たず、支援の相談窓口を設置する学校が6割弱であるなど、いまだ不十分な状況であると言わざるを得ない。また、9割以上の大学等が支援を組織的に実施する体制にあるが、専門の部署を置いている大学等は11.7%に留まるとともに、専任スタッフを配置する大学等も12.5%であるなど、一層の体制整備や専門人材の養成が必要な状況である。これらの状況把握については機構の調査をもとにしているが、さらに、実態や課題を正確に把握するため、追加や見直しが必要と思われる項目がある。また、各大学や学協会等においても、これらの事項を踏まえた状況把握が望まれる。

(1) 短期的課題

① 情報公開の状況

平成27年度にホームページで障害のある学生への修学支援情報を公開している学校数は308校(26.1%)で、平成24年度(113校(9.4%))より195校16.7ポイント増加している。また、平成27年度入学者選抜において、障害を理由とする配慮について入試要項及びホームページに記載した大学等は636校(53.8%)で、平成24年度(499校(41.7%))より137校12.1ポイント増加している。

② 窓口の設置

平成27年度に障害のある学生による支援の申出等の相談を受け付ける

10 U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics. (2016) .Digest of Education Statistics, 2014 (2016-006), Chapter 3.

11 Higher Education Statistics Agency, 2016

窓口を設置している大学等は700校(59.2%)で、平成26年度(650校(54.9%))より50校4.3ポイント増加している。

③ 体制の整備(委員会、支援部署、施設・設備等)

平成27年度に障害のある学生の支援に関する専門委員会を設置している大学等は250校(21.2%)で、他の委員会が対応している大学等685校(58.0%)を合わせた935校(79.2%)で組織的な対応をしており、平成24年度の783校(65.4%)より13.8ポイント増加している。障害のある学生への支援担当部署では、専門部署・機関を設置している大学等が138校(11.7%)で、他の部署・機関が対応している大学等948校(80.2%)を合わせた1,086校(91.9%)で組織的な対応をしており、平成24年度の995校(83.1%)より8.8ポイント増加している。

④ 拠点校及び大学間ネットワークの形成

第一次まとめに記載の拠点校に求められた機能のうち、各大学等の支援事例の集約・蓄積と、それらの大学等への還元については、平成26年度に機構が「大学等における障害のある学生への支援・配慮事例」を作成・公表している他、下記(2)⑧に記載しているような調査研究、情報提供、研修を行なっている。また、平成18年度から実施している機構の「障害学生修学支援ネットワーク事業」において、大学等からの障害のある学生への支援に関する相談を受け付けている。文部科学省及び機構においては、これらの取組をとおして、拠点校の整備により期待される効果が実現されるよう努めている。

(2) 中長期的課題

① 大学入試の改善

平成27年度入学者選抜において、大学等が受験上の配慮を行なった受験者数は3,072人で、平成24年度(2,748人)より324人増加している。

② 高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化

平成26年度に出身高校及び特別支援学校高等部との連携を行なった大学等は180校(15.2%)で、平成24年度の116校(9.7%)から64校5.5ポイント増加している。

③ 通学上の困難の改善

平成27年度に通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)を行なった大学等は207校(17.5%)で、平成25年度の180校(15.1%)から27校2.4ポイント増加している。

④ 教材の確保

平成27年度に実施した授業支援のうち、点訳・墨訳は48校(4.1%)、教材のテキストデータ化は84校(7.1%)、教材の拡大は117校(9.9%)、ビデオ教材への字幕付けは69校(5.8%)となっている。平成24年度と比較すると、点訳・墨訳が46校(3.8%)で2校0.3ポイント増加、教材のテキストデータ化が66校(5.5%)で18校1.6ポイントの増加、教材の拡大が106校(8.8%)で11校1.1ポイントの増加、ビデオ教材への字幕付けが60校(5.0%)で9校0.8ポイントの増加となっている。

⑤ 通信教育の活用

平成27年度に大学等の通信教育課程に在籍する障害のある学生数は1,932人(全体の障害のある学生数の8.9%)で、大学が1,905人(大学全体の9.7%)、短期大学が27人(短期大学全体の2.2%)となっている。平成24年度(1,541人(13.1%))と比較するとおよそ人数は1.3倍の増加、割合では4.2ポイントの減少となっている。

⑥ 就職支援

平成27年度における進路指導・就職支援(障害のある学生向けの就職ガイダンスやセミナーの実施、ハローワーク等の学外機関との連携等)の実施校数は567校で全体の48.0%となっている。平成25年度の443校(37.2%)と比較すると124校、10.8ポイントの増加となっている。

⑦ 専門的人材の養成

平成27年度に障害のある学生支援に関する研修・啓発活動を実施した大学等は930校(78.7%)で、平成24年度の702校(58.6%)から228校20.1ポイント増加している。このうち、学内における教職員向けの各種研修(FD、SD¹²研修等)を実施した大学等は296校(25.0%)で、平成24年度の162校(13.4%)から134校11.6ポイントの増加、学外における各種研修等への教職員の派遣は573校(48.5%)で、平成24年度の258校(21.6%)から315校26.9ポイント増加している。

また、平成27年度に障害のある学生への支援に関するコーディネーター、カウンセラー、点訳、手話通訳等の支援技術を持つ教職員等の専任スタッフを配置している大学等は148校(12.5%)、兼任スタッフを配置している大学等は1,050校(60.3%)となっている。平成24年度の配置状況と比較すると、専任スタッフ配置校は90校(7.5%)から58校5.0ポイント増加しており、兼任スタッフ配置校は791校(66.0%)から78校5.7ポイント減少している。

⑧ 調査研究、情報提供、研修等の充実

調査研究については、平成27年度より文部科学省の支援¹³により、筑波大学が「発達障害学生支援プロジェクト」を開始し、今後の増加が見込まれる発達障害のある学生の支援モデルの構築を目指し、研究・実践活動を行っている。また、東京大学においても、平成19年度から、多様な障害のある児童生徒の高等教育への進学と、その後の障害のある学生の就労への移行を支援する「DO-IT Japanプロジェクト」を実施しており、第1次まとめも踏まえた支援の実践を通じて得られた知見を蓄積している。

機構において、平成17年度から「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」(平成27年度調査の対象校は1,182校(回収率100%))を毎年度実施するとともに、平成26年度に

12 FD (Faculty Development) : 大学の教育の内容及び方法の改善を図るための教員の組織的な研修等

SD (Staff Development) : 管理運営や教育・研究支援までを含めた、教職員の資質向上のための組織的な取組

13 国立大学法人運営費交付金の特別経費による。

においては、それまでの調査（平成17年度～平成25年度）の内容を障害種別や学校種別等で分析し、その結果を公開した。また、平成26年度には、近年増加が顕著な精神障害について新たな章立てを行なうなどの改訂を行なった「教職員のための障害学生修学支援ガイド」を公表した。

さらに、機構において、各地の大学の協力を得て、「全国障害学生支援セミナー」を開催する（平成28年度は全国9会場で実施）とともに、大学等においても例えば「全国高等教育障害学生支援協議会（AHEAD JAPAN）」や「日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）」、「DO-IT Japan」、「関西障害学生支援担当者懇談会（KSSK）」などが様々な会合・研修会を実施し、障害のある学生支援に関する最新の動きや事例の紹介等を行なうなど、大学等における関係者の理解促進・啓発を進めている。なお、これらを含む関連するネットワークや機関については別紙2に記載する。

⑨ 財政支援

平成25年度より、国立大学法人運営費交付金において「障害者向け情報発信促進等経費」として、障害のある学生への支援を専門的に担当する部署を設置し、専属の教職員を配置している大学に対する教員経費を計上するとともに、私立大学等経常費補助金においては、障害のある学生の受入れ等に積極的に取り組んでいる私立大学等に対する支援を拡充するなど、財政支援の充実を図っている。

4. 本検討会における検討の対象範囲

第一次まとめの記載事項との継続性を考慮し、基本的にはその対象範囲を踏襲するが、これに加え、第一次まとめでは十分に議論できなかった「教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮」についても、障害のある学生への支援にとって重要かつ大学等において考えるべき課題であることを委員間で共有した。

ただし、「3.（2）」で示したデータでは、これらの教育以外の部分について、実態の把握が必ずしも十分でない状況にあり、また、対応の在り方について様々な考え方にに基づき模索が始まったばかりというのが現状である。このことを踏まえ、教育以外の部分については、我が国全体での検討・対応が加速されることを目指し、今後の参考になると考えられる特色ある取組や支援・配慮事例¹⁴（例：通学や学内介助（食事、トイレ等）に関するもの）をまとめる（別紙3参照）こととした。

14 これらはいくまでも実際に行われた特色ある事例であり、今後の取組を検討する際の参考資料として提供するもの。実際の取組の実施に当たっては、各大学等と障害のある学生、個々の状況に応じた対応が必要である。また、個人情報等に配慮して、記載内容は一般化している。

以上のことを前提とし、今回の検討の対象範囲は以下のとおりとした。

(検討対象とする「学生」の範囲)

我が国における、大学等に入学を希望する者及び在籍する学生とし、学生には、科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含む(第一次まとめと同じ取扱い)

(検討対象とする「障害のある学生」の範囲)

障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生(第一次まとめと同じ取扱い)

(検討対象とする学生の活動の範囲)

入学、学級編成、転学、除籍、復学、卒業に加え、授業、課外授業、学校行事、課外活動(サークル活動等を含む)への参加、就職活動等、教育に関する全ての事項

上記とは直接に関係しない学生の活動や生活面への配慮(通学、学内介助(食事、トイレ等)、寮生活等)に関する事項

(その他)

学生に関係する保護者や介助者(支援補助学生を含む)等への配慮に関する事項

なお、障害者差別解消法等において、大学等に不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮等の提供が求められている障害者の範囲は、障害のある学生以外の、例えば、大学等が主催するシンポジウムや学会への参加者、附属学校に在籍する児童生徒、病院等の附属施設への訪問者等、大学等が提供する事業に参加するすべての者が含まれ、本検討会の対象範囲よりも広がっている。このため、実際には本まとめの内容よりも広い範囲での対応が求められることに十分留意することが必要である。

5. 障害者差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する考え方と対処

(1) 基本的な考え方

まず、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供は、大学等において、組織として当然に行わなければならないことと位置づけられていることを強

く認識することが必要である。これらのことはコンプライアンスの観点からも非常に重要であり、対外的な説明も求められるものである。このため、関連の取組を進めるに当たって、学長等のイニシアティブの発揮と特定の教職員任せにならない組織としての取組が強く求められる。

その上で、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮」の基本的な考え方を以下に示す。

なお、障害のある学生への支援は、これらの不当な差別的取扱いと合理的配慮の観点からのみ行なわれるものではなく、障害の有無に関わらず、大学等として学生に対して当然行うべき様々な支援が不可欠である。

① 不当な差別的取扱い

文部科学省対応指針を踏まえると、障害のある学生への不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害を理由として各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯を制限するなど、障害のない学生に対しては付さない条件を付すことと位置付けられる。

正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、障害のある学生及び第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等）の観点から、判断することが必要である。事故の危惧がある、危険が想定されるなどの一般的・抽象的な理由に基づいての対応は適当ではない。

これらの不当な差別的取扱いは、入学前の相談から、入試、授業（講義、実習、演習、実技、実験）、研究室の選択、試験、評価、単位認定、留学、インターンシップ、課外活動への参加等まで、大学等が関係するあらゆる場面で発生するという認識が不可欠である。

また、これらの不当な差別的取扱いに関連して、障害を理由としたハラスメントが発生することがあるので、このことを防止するための取組の徹底も重要である。

② 合理的配慮

第一次まとめにおいては、「大学等における合理的配慮とは、「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行なうことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とした」と定義されている。

また、障害者差別解消法においては、障害者が受ける制限は、障害のみ起因するものではなく、社会における様々な障壁（社会的障壁）と相対

することによって生ずるものという、いわゆる「社会モデル」の考え方を取り入れており、この社会的障壁を除去するために合理的配慮が行われるとしている。

大学等においては、これらの考え方を理解し、障害のある学生への合理的配慮の提供のための取組を進めることが不可欠である。

(2) 大学等における実施体制

不当な差別的取扱いを防ぎ、必要な合理的配慮をできる限り円滑かつ迅速・適切に決定・提供するためには、それぞれの大学等の状況を踏まえた体制整備が不可欠である。これらの体制整備に必要な観点や手順を以下に示す。なお、体制整備に当たっては、それぞれの大学等の規模や特色、取組の状況を踏まえるとともに、単独の大学等での整備が困難な場合は、複数の大学等で資源の共有を図るなどの工夫が重要である。

① 事前改善措置

不特定多数の障害者のニーズを念頭に、あらかじめ、施設・設備のバリアフリー化や、以下の学内規程、組織等を含むハード面・ソフト面での環境の整備（事前改善措置）を行なうことが有効である。これらの環境整備は、障害のある学生の心理的負担に加え、合理的配慮等、個別の支援の申出や問合せに対応する負担を軽減することが期待される。また、必要なコストの削減・効率化にもつながる可能性があることから積極的な推進が望まれる。特に、施設の整備については、中長期的な計画・取組が重要である。

② 学内規程

全ての国立の大学や高等専門学校においては、障害者差別解消法に基づき、平成27年度までに国等職員対応要領が策定・公表されている。これらの要領の作成・公表は公立大学等においても努力義務となっており、私立大学等においても、公的な性格を持つ教育機関という位置づけに鑑み、国立大学等と同様の対応が望まれる。また、これらの職員対応要領は所属の職員が遵守すべき服務規律の一環として定められるものであるが、これに限らず、障害のある学生への支援についての姿勢・方針、関連する様々なルール作成・公表が望まれる。

③ 組織

i 委員会

大学等における障害のある学生への支援に関する意思決定を行なう機関。

ii 障害学生支援室等の専門部署・相談窓口

支援の申出や問合せに一元的に対応する部署・窓口。これらの部署が中心となり、学内の専門部署や障害のある学生の所属部局・担当教員が連携して支援を行なう。

障害のある学生への支援を主な職務とする教職員（コーディネーターやカウンセラー、手話通訳等の専門知識や技術を有する者）を配置することが望ましい（6.（5）参照）。

iii 紛争解決のための第三者組織

障害のある学生と大学等の間で提供する支援の内容の決定が困難な場合に、第三者的視点に立ち調整を行なう組織。類似の組織としてはハラスメント防止委員会等が挙げられる（5.（4）参照）。

（3）合理的配慮の内容の決定の手順

合理的配慮の内容を決定する際の主な手順を以下に記載する。これらの手順は一方向のものではなく、障害の状況の変化や学年進行、不断の建設的対話（障害のある学生本人の意思を尊重しながら、本人と大学等が互いの現状を共有・認識し、双方でより適切な合理的配慮の内容を決定するための話し合い）・モニタリングの内容を踏まえて、その都度繰り返されるものである。

なお、これらの手順は障害学生支援室等が組織として正式に提供する合理的配慮について示したものであるが、実際にはこれらの専門部署が関与せず、学内の様々な場面・手順で、合理的配慮の提供が求められる場合があることに留意する。

① 障害のある学生からの申出

- i 原則として、障害のある学生本人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、大学等は社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮を行なう。
- ii 本人からの申出ができない場合においても、当該学生が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑み、大学等側から当該学生に対して働きかけることが望ましい。例えば、適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけることや、日頃から学生個々の（障害）特性やニーズの把握に努めること、障害のある学生自ら社会的障壁を認識して正当な権利を主張し、意思決定や必要な申出ができるように、必要な情報や自己選択・決定の機会を提供することなどに取り組むことが望ましい。
- iii 原則として、障害のある学生の申出に際しては、個々の学生の障害の

状況を適切に把握するため、学生から障害の状況に関する根拠資料の提出があることが必要である。根拠資料としては、障害者手帳の種別・等級・区分認定、適切な医学的診断基準に基づいた診断書、標準化された心理検査等の結果、学内外の専門家の所見、高等学校・特別支援学校等の大学等入学前の支援状況に関する資料等が挙げられる。また、適切な配慮内容決定のためには、本人が自らの障害の状況を客観的に把握・分析した説明資料等も有効である。これらのうち、利用できる根拠資料を複合的に勘案して、個々の学生の障害の状況を適切に把握する必要がある。

- iv ただし、障害の内容によっては、これらの資料の提出が困難な場合があることに留意し、障害のある学生が根拠資料を取得する上での支援を行なうことや、下記の建設的対話等を通じて、本人に社会的障壁の除去の必要性が明白であることが現認できる場合には、資料の有無に関わらず、合理的配慮の提供について検討することが重要である。
- ② 障害のある学生と大学等による建設的対話
 - i 障害のある学生本人と大学等（担当教員、所属学部・研究科、障害学生支援室等）による建設的対話を行ない、合理的配慮の内容を決定する。
 - ii 建設的対話においては、本人の意思決定を重視し、この意思確認が不在のまま、一方的に合理的配慮の内容の決定が行われることは避けなければならない。
 - iii なお、この際、本人が自ら求める支援内容の説明や、意思決定を行なうことが困難である場合等は、必要に応じて本人が保護者や支援者の援助を受けることができるようにすることが重要である。
 - ③ 内容決定の際の留意事項
 - i 合理的配慮の申出の内容が教育に関わるものの場合、まず、当該場面における教育の目的・内容・評価の本質（カリキュラムで習得を求めている能力や授業の受講、入学に必要とされる要件）に不当な差別的取扱いに当たるものや社会的障壁が存在し、それらが障害のある学生を排除するものになっていないかを個別かつ客観的に確認する必要がある。その上で、この本質を変えずに、過重な負担にならない範囲において、教育の提供方法を柔軟に調整する。
 - ii 合理的配慮の検討過程において、大学等が過重な負担に当たると判断した場合、障害のある学生にその理由を説明し、理解を得るように努めるとともに、他の実現可能な措置を提案する。
 - ④ 決定された内容のモニタリング
合理的配慮の内容の妥当性や、その後の状況を把握するために、提供し

た支援についてのモニタリングを行ない、必要がある場合には内容の調整を行なう。

(4) 紛争解決のための第三者組織

障害のある学生が、大学等から不当な差別的取扱いを受けていると考えた場合、また合理的配慮を含む障害のある学生への支援の内容やその決定過程に対して不服がある場合に備え、大学等は、本人からの不服申立てを受理し、紛争解決のための調整を行なう学内組織を整備することが望ましい。その際に留意すべき観点を以下に示す。

- ① 障害のある学生への支援を行なう部署や委員会等に対して、中立的な立場で調停ができる組織とすること。これらの委員会には障害者が参加していることが望ましい。
- ② 学内に第三者組織が整備されていない場合や、第三者組織で調停ができなかった場合でも、障害者差別解消法に基づいて、障害のある学生は学外の相談・調停窓口（文部科学省高等教育局学生・留学生課¹⁵、法務省人権擁護局、障害者差別に関する条例を制定する地方公共団体、障害者差別解消支援地域協議会¹⁶等）に、紛争解決のための相談を行なうことができる。そのため、大学等は、学内の紛争解決のための学内組織の存在に加えて、こうした権利保障に関する学外の相談窓口の存在を、障害のある学生に周知し、必要に応じて連携を図ることが重要である。

6. 各大学等が取り組むべき主要課題とその内容

(1) 教育環境の調整

障害のある学生に提供する教育については、5. (3)③ i に記載した内容と同様、まず、その変えることのできない本質の確認が必要である。その上で、この本質は変えることなく、提供方法を調整するとともに、授業内容や教科書、資料等へのアクセシビリティを確保することで、全ての学生が同等の条件で学べるようにすることが重要である。また、(卒業後の)資格取得や

15 基本方針に、国の行政機関（主務大臣）における相談窓口を対応指針に記載することとなっており、これを受けて文部科学省対応指針に、文部科学省の高等教育分野における相談窓口を記載。なお、障害者差別解消法第12条の規定により、文部科学大臣は、特に必要があると認められるときは、関係事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができることとされている。

16 障害者差別解消法第17条第1項の規定により、国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するものは、障害者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織することができることとされている。

就職に関するものなど、教育の本質とは異なる付随的要件を理由に評価されることは避けなければならない。

この際、合理的配慮の提供等により、障害のある学生に様々な教育活動への参加が保障されるのであれば、このことについての積極的な検討が重要である。これらのために留意すべき観点を以下に示す。

- ① 3つの方針（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）やシラバス等の明確化・公開により、教育の本質を可視化することで、大学等の選択に必要な情報を入学希望者等に提供するとともに、合理的配慮の提供において変更可能な点と変更できない点を明確にする。特に、シラバスに授業の目標、内容、評価方法を明記することは、授業選択の手掛かりとなるばかりでなく、障害のある学生が大学等からの支援が必要かどうかを事前に検討する上でも重要な情報となる。
- ② 授業においては、講義、演習等その形態を問わず、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるようにアクセシビリティを確保することが重要である。その際の手段として、例えば、言葉の聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生のために、必要な情報保障を行なう、コミュニケーション上の支援を行なうなどがあげられる。
- ③ 教科書・教材、学術論文等研究活動に必要な資料は、障害のある学生が利用することを考慮してアクセシビリティを確保することが重要である。また、教員が作成する配布資料等も、障害のある学生が必要な準備をできるように、アクセシビリティを確保し、事前に提供することが望ましい。これらのための手段として、点字や音声変換が可能なテキストデータで提供することがあげられる。
- ④ 授業において、何らかの参加要件を設定する場合は、障害を理由に参加を妨げることがないような要件にすること、また、当該授業の受講に必要な能力要件や習得が求められる知識・技術等がある場合には、その具体的な内容を公開することなどが重要である。
- ⑤ 学外実習や留学、海外研修等、学外の複数の機関が関与する場合には、支援の主体が不明確になりがちである。この際、受入れ機関においても一定の支援が必要になる（国内の機関であれば障害者差別解消法による合理的配慮の提供義務等が発生）と考えられるが、この調整が困難になる場合もあることが予想される。そのため、大学等は障害のある学生が不利のない環境で実習等を行うことができるよう十分な事前準備を行なう必要がある。その際、学外実習であれば受入れ機関の利用者の権利利益を損なわないよう留意しつつ、実習等の目的・内容・機能の本質を満たす支援の在り方を検討するため、大学等はこれらの機関と密接に情報交換を行なうこと

が重要である。

- ⑥ 入試¹⁷や単位認定等のための試験においては、障害のある学生の能力・適性、学修の成果等を適切に評価することを前提としつつ、障害の特性に応じて、試験時間の延長や別室受験、支援技術の利用等による情報保障、解答方法の変更等を行なう。その際、支援の在り方について事前に検討できるように、試験の形式や、評価基準について、シラバス等に明記する。
- ⑦ レポートや発表等、試験以外の課題においても、その目的や評価基準を明確に示すことが望ましい。また、目的を損なわないようにしながら、障害のある学生の学修成果を適切に評価できるように、提出や発表の形式については柔軟に変更できるようにする。
- ⑧ 成績評価においては、教育目標や公平性を損なうような評価基準の変更や、合格基準を下げることなどは行わないよう留意する。
- ⑨ 障害により教育課程の履修に時間を要すると考えられる場合は、当該学生と相談の上、その状況に応じた履修計画を策定するように努める。この際、障害のある学生の負担軽減の観点から、長期履修制度の活用も検討することが望ましい。

(2) 初等中等教育段階から大学等への移行(進学)

高等学校や特別支援学校高等部等(以下、「高校等」という。)に在籍する障害のある生徒が大学等への進学を希望するに当たって、これらの学校で提供されてきた支援内容・方法を大学等へ円滑に引き継げるように留意するとともに、これらの学校に対して大学等から支援体制や制度、取組について情報発信を強化していくことが重要である。このため、大学等は、以下の点に留意して関連の取組を進めることが必要である。

- ① 高校等が作成している個別の教育支援計画等の支援情報に関する資料¹⁸等を活用し、教育支援内容の効率的な引継ぎを図る。
- ② 支援の連続性の観点から、個別の支援情報を外部の機関と共有することが求められる場合が多いが、これらの共有・引継ぎに当たっては、障害のある生徒・学生本人の意向を最大限尊重するとともに、個人情報保護の観

17 独立行政法人大学入試センターにおいては、第一次まとめ等を踏まえ、障害のある受験生のための取組を進めている。具体例として、平成25年度大学入試センター試験から受験上の配慮に係る申請期間の前倒しを行うとともに、一般の問題冊子(10ポイント)と比べて文字を拡大して配付していた14ポイントの問題冊子に加え、平成28年度試験からは新たに22ポイントの問題冊子を作成・準備するなどを行なった。

18 教育再生実行会議「すべての子供たちの能力を伸ばし可能性を开花させる教育へ(第九次提言)」に当該資料の作成・活用について記載。

点からも、本人(必要に応じて保護者も)の同意を得た上で行なう。

- ③ 障害のある入学希望者等からの問合せを受け付ける相談窓口等を整備するとともに、これらの相談窓口や、入試時・入学後に受けられる支援内容について、オープンキャンパスや入学説明会等の機会を利用し、生徒や保護者、高校等の教職員に幅広く発信するよう努める。
- ④ 必要な支援を適切に提供することによって、能力を発揮することが可能となったケース、目標を達成したモデルケースについて、障害のある学生本人の同意を得た上で大学等が積極的に発信する。それにより、障害のある生徒の大学等進学への意欲を喚起するとともに、高校等における進路指導での活用につながると考えられる。
- ⑤ 入学後の環境の変化や、障害の状態の変化、自己選択・決定、コミュニケーション等の機会の増加により、高校等在籍時に比べ教育活動や生活上の困難・不適応が顕著になるケースもある。そのため、高校等在籍時の支援状況如何に関わらず、支援の在り方については大学等入学後にも検討する。

(3) 大学等から就労への移行(就職)

障害のある学生の就職においては、一般的な採用方式と障害者雇用促進に関する諸制度に基づく採用方式があること、卒業後の就労支援機関や就労系障害福祉サービスの利用も視野に入れる必要があることなど、一般の学生に比べて就職活動が複雑になる。これに加え、モデルケースを周辺に見つけづらい状況に置かれていることにより、就職後のイメージを確立しながら、自分に合った就職活動を円滑に行なうことが難しい。また、学内において担当教員、障害学生支援室、就職課等の関係者が多岐にわたることに加えて、学外の支援機関や受入れ企業との連携が必要になる場合もある。このため、大学等においては、対話の中で障害のある学生の意向をつかみながら、早い段階から多様な職業観に関する情報や機会の提供を行なうとともに、以下のような就職支援のための取組や関係機関間でのネットワークづくりを促進することが重要である。

- ① 職業観の涵養や自らの障害特性、適性の理解、対処法の習得、権利擁護の知識と理解に資するプログラムの提供、障害に配慮したインターンシップやアルバイトを行なうための支援。
- ② 障害のある学生には、一般の学生と異なる多様な就業・就労形態があることや、一般的な採用方式で雇用された場合においても、雇用主に合理的

配慮等を求めることができる¹⁹ことなどを伝える。また、大学等在籍時から相談できる地域の関係機関や、障害者雇用促進に関する諸制度、それらの活用方法についての情報提供を行なう。

- ③ これらの支援や情報提供を行なうことは、障害のある学生への支援担当部署、あるいは単独の大学等のみでは困難であると考えられることから、以下のような関係部署・機関間の連携を強化する。
 - i 学内における、修学支援担当部署と就職支援担当部署、障害のある学生への支援を行なう部署等との間の連携。
 - ii 学外における、ハローワークや地域の労働・福祉機関等就職・定着支援を行なう機関、インターンの実施等を含む就職先となる企業・団体との連携。
 - iii 障害のある学生の就職のノウハウの共有のため、大学等におけるガイダンスや説明会、出張相談を共同で実施するなどの大学等の間での連携。
- ④ 高校や大学等が作成・引き継いでいる個別の教育支援計画等の支援情報に関する資料等を活用し、支援内容の効率的な引継ぎを図る（6.（2）①参照）。
- ⑤ 支援の連続性の観点から、個別の支援情報を外部の機関と共有することが求められる場合が多いが、これらの共有・引継ぎに当たっては、障害のある学生本人の意向を最大限尊重するとともに、個人情報保護の観点からも、本人の同意を得た上で行なう。

（4） 大学間連携を含む関係機関との連携

- ① 地域単位・課題単位での多層的なノウハウ、人的・物的資源の柔軟な共有（他大学等への支援者や支援補助学生の派遣、ICTの活用を含むアクセシビリティに配慮した教材やデータ、講義の映像の蓄積・共有、これらの教材等の利用方法の研修、一般教養科目における単位互換の活用等）、支援担当者間の情報交換を行なうネットワークの構築等、支援の量的・質的拡大に資する活動の促進が望まれる。
- ② 障害のある学生から生活面への配慮（通学、学内介助（食事、トイレ等）、寮生活等）を要する相談がある場合には、必要に応じて地域の福祉行政・事業者等と連携し、公的サービス・業務委託・ボランティア派遣を含めた幅広い支援の提供について検討することが望まれる。

19 雇用主は平成28年4月に施行された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（改正障害者雇用促進法）等に基づく対応が必要。

(5) 障害のある学生への支援を行う人材の養成・配置

組織的な支援を適切に行なうためには、支援全体の調整を図るコーディネーターや、個別の場面において支援を行なうカウンセラー、手話通訳者、アクセシビリティの確保に精通した技術者等の専門知識や技術を有する障害のある学生への支援を行う人材（以下、「支援人材」という。）の養成・配置が不可欠である。これらの支援人材は、障害のある学生の権利主張、意思決定、支援要請の相談に乗ることができる最も身近な存在である。同時に、障害のある学生との対話を通じてニーズを確認し、学内外の様々な関係者と部署や職種を越えて連携し、支援を実質的に進めていく役割を担う。これらの支援人材の養成・確保について重要な点を以下に示す。

- ① 大学等において支援人材の組織的な位置づけや専門職としての立場を明確にする。
- ② 支援人材の更なる専門性の向上やキャリアパスの構築を推進する。特に、継続的な関わりが重要となる障害のある学生への支援の性質に鑑み、支援人材が長期的に支援を担うための身分的位置づけを確保する。
- ③ 支援人材が業務を円滑に遂行できるよう、サポート体制の整備や相談できる仕組みを構築する。
- ④ 支援人材の養成・研修等と、そのためのノウハウの蓄積・共有を推進する。なお、これらのことについては、支援補助学生にも同様の措置を進めることが有効である。

(6) 研修・理解促進

- ① 障害のある学生への支援を進めるに当たっては、全ての関係者の障害者差別の解消に向けた意識の向上²⁰が重要である。障害のある学生へのハラスメントは、障害や関連の制度への理解不足から生じるということの意識の徹底、そのための研修や理解促進のための取組が必要である。なお、これらの研修等は機構、大学等、関連の学協会等が実施しているものも活用し、多くの教職員に受講の機会を積極的に提供することが重要である。
- ② また、支援補助学生への研修や、障害のない学生を含めた学生全体の障害への理解促進のための取組を実施することが望ましい。

20 障害者差別の解消に向けた意識の向上のため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を前に、政府において「ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議」を開催。当該会議「ユニバーサルデザイン2020行動計画」において「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことであり、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要であるとし、そのためには「障害の社会モデル」の理解等がポイントであるとされた。

(7) 情報公開

- ① 学内規程や相談窓口の整備に留まらず、大学等全体としての支援に関する姿勢・方針や取組を積極的に公開する。
- ② これらのことを含む大学等に関するあらゆる情報の発信においては、全ての人がアクセス可能な形で提供することが重要である。

7. 社会で活躍する障害学生支援センター(仮称)の形成

我が国の大学等における障害のある学生への支援は、現場における個別の対応によるところが大きく、これらの積み重ねにより手法やノウハウが蓄積されてきた。一方、平成18年の障害者権利条約の国連における採択以降、我が国における国内法令の整備が進んだこともあり、大学等関係者の間で障害のある学生への支援に関する意識が高まってきている。そのような中、これらの関係者間では、各大学等の現場に個別に蓄積されてきた知見や経験を共有するためのネットワークが形成され、共通の課題も浮き彫りになってきた。

これらの課題は、6. に主要なものをまとめたが、いずれもその達成には多くの関係者の共通理解と努力が不可欠であり、また、そのための手法に関する調査・研究・開発・蓄積が必要と考えられる。このため、これまでの取組を格段に飛躍させる大学等組織間、関係者間の協力により、障害のある学生への支援の手法の開発・調査やルールの検討等が行われるとともに、成果の現場への普及・共有化が図られる必要がある。このためには、現状を正しく認識し、問題を共有するネットワークの構築と、課題を適切に設定し解決していくための組織的アプローチが必要である。この取組は、状況の変化を踏まえながら不断の見直しを行ないつつ、永続的に行なっていくべきものであり、まずは、このためのプラットフォーム(組織的アプローチの土台)を形成することが必要である。このため、「社会で活躍する障害学生支援センター(仮称)」(以下、「センター」という。)の形成を以下のとおり提案する。

(1) センター形成の趣旨

我が国において、将来にわたり障害のある学生への支援を支えていくプラットフォームとしてセンターを形成し、今後3年間を目途に将来的な活動の基礎固めを行う。

センターにおいては、関係者のコミュニティを形成するとともに、関係機関間のネットワークを構築する。また、障害のある学生への支援における課題の設定と解決に向けた調査や研究開発を先導し、関係する機関や研究者の糾合を図りつつこれを推進する。さらに、得られた知見等の成果を集約し、

研修会等を通して全国の大学等に普及・展開を行う。

(2) センターの体制イメージ

センターは、活動を推進する中核となる幹事校と複数の連携校(大学等)、連携機関(福祉や労働行政機関、障害当事者団体、企業等)から構成される。

センターの運営は、幹事校及び連携校の代表者、連携機関代表者、文部科学省担当者からなる運営委員会を中心に行う。また、運営が適切に行われているかについて、評価する仕組みも導入する。

(3) センターにおける取組例

センターで実施される取組例として、以下のようなものが考えられる。

- ① 大学等(在籍する障害のある学生等を含む)からの相談(支援体制の整備、合理的配慮の妥当性判断・内容のモニタリング、必要な根拠資料についてなど)に対しての専門的な助言の実施。
- ② 専門的な知見・技術を有する支援人材の養成・派遣。
- ③ 支援補助学生の養成・組織化の促進、研修の実施、他大学への派遣。
- ④ 点字やテキストデータ、字幕等の各種メディア変換教材等の作成・共有。
- ⑤ 障害のある学生を主な対象にしたインターンシッププログラムの開発・実施。
- ⑥ 様々な分野で活躍する障害者を講師としたキャリア教育講座の開発・実施。
- ⑦ 個別の支援情報に関する資料を活用した進学・就職の際の移行支援(6.(1)②参照)。
- ⑧ これらの大学等からの相談対応を踏まえた支援の手法や、人材や教材等の共有、障害のある学生のためのプログラム・講座の開発・実施等をとおして蓄積されたノウハウを基にした、障害のある学生の支援スタンダード²¹の構築。

8. おわりに

少子・高齢化や社会・経済状況の変化、あるいはグローバル化の急速な進展等に伴い、大学等が置かれている環境は大きく変化している、そのような中で、様々な考え方の学生や、様々な人種、国籍・宗教を持つ外国人留学生、学び直

21 障害のある学生への支援を実践するに当たっての関連法の解釈や考え方、留意事項、有効な体制整備や取組等を一定程度網羅的に標準化してまとめたものを想定。具体的な在り方は、センターの実施に合わせて検討予定。

しのための様々な年齢層の学生等、これまでになく多様な学生が大学等に在籍するようになってきている。そして、障害のある学生もこの多様な学生の一つの形として位置づけられる。

大学等は、これら多様な学生一人一人の特性や希望、状況を踏まえたきめ細やかな学生支援に日々取り組んでおり、障害のある学生に対しても、学生一人一人の障害特性に応じた対応によりその修学を支援するべく努力している。

本まとめは、大学等における全ての教職員が、障害のある学生への支援に関する理解を深め、より適切で効率的な支援を行なえるようになることを目的に、取り組むべき事項や考え方について参照できるよう取りまとめたものである。本まとめでは基本的な考え方を示すとともに、できるだけ取組の具体例を示すことに努めたが、全ての課題に対応できているとはいえない。大学等の現場においては、本まとめを参考に取組を推進していただくとともに、一層の創意・工夫を図っていただきたい。また、本まとめに記載した対応は、全ての大学等において直ちに実施できることばかりではない。しかし、そうだとすると、一つ一つの大学等が、目指すべき姿に向けて少しずつ努力と工夫を積み重ねていくことが重要であり、これにより我が国における障害のある学生への支援は大きく進んでいくことであろう。

なお、障害のある留学生²²への支援や障害のある学生への支援に積極的な大学等の評価、障害のある学生がいることを前提にした災害対策、障害のある教職員²³への支援の在り方²⁴等、今回の検討会で議論できなかった課題もある。これらについては、今後の議論が望まれる。

国においても、大学等の取組を推進するため、社会で活躍する障害学生支援センター（仮称）の形成を始めとする大学等への財政支援や、本まとめを踏まえた「障害者基本計画（第3次）」²⁵の実施状況の監視並びに「障害者基本計画（第4次）」の策定への対応、障害のある学生への支援を一体的に行なうための行

22 障害及び社会的障壁によるものに加えて、日本と出身国との言葉や法、生活・宗教上の習慣の違い等による困難があるため、これらも考慮した対応・取組が必要。

23 外国から招聘した障害のある研究者等も含む。

24 関連法については脚注19参照。本検討会は障害のある学生が検討対象であるため、障害のある教職員についての議論は行っていない。

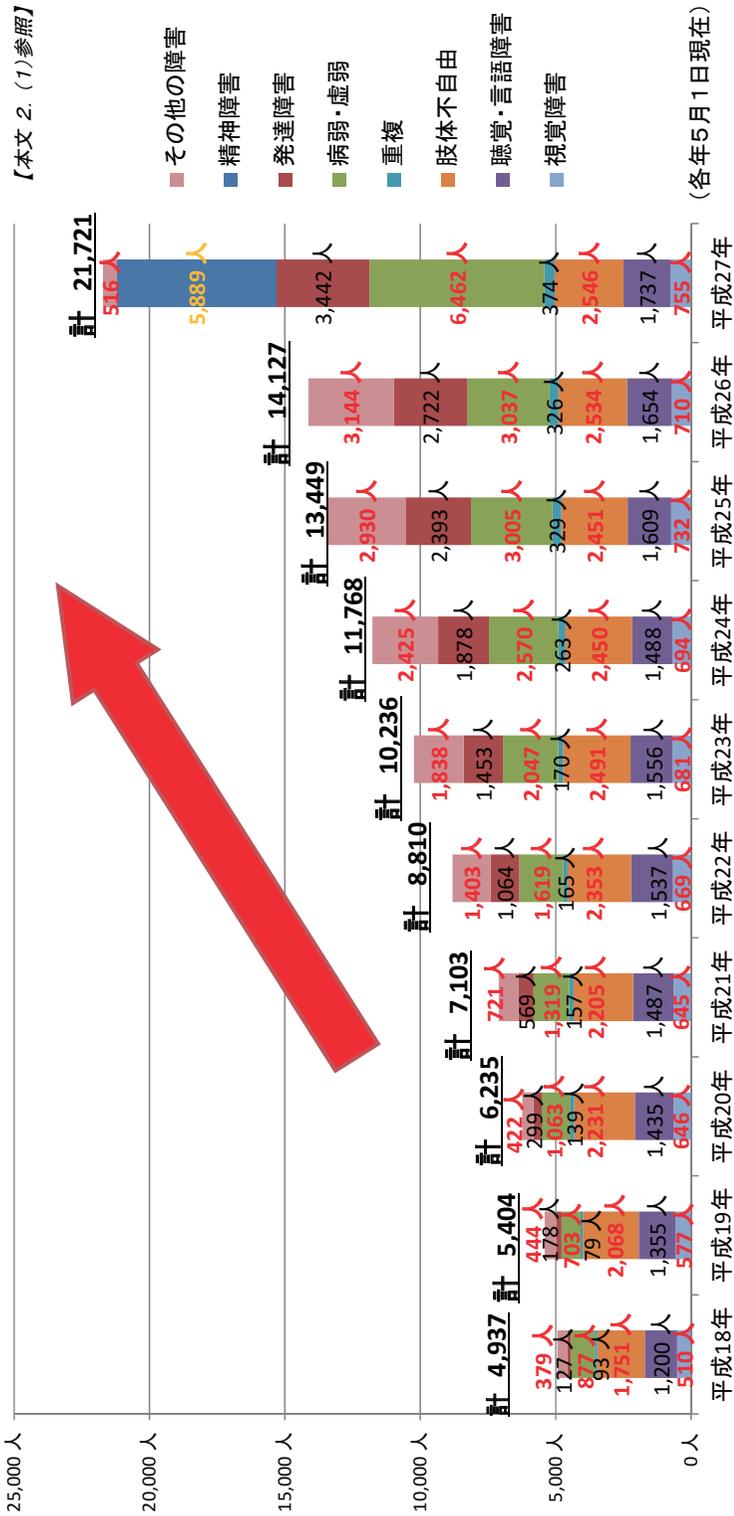
25 障害者基本法に基づき、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国が定める基本計画。現在、平成25年度から平成29年度までの概ね5年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めた第3次計画が策定されている。

政機関間の連携強化を進める必要がある。

今後、全ての大学等において障害のある学生への支援の取組を更に充実させていくことにより、障害のある学生への支援が大学等における基本的役割として定着し、当たり前に進進しなくてはならないものとして社会に浸透していくことを期待する。

障害のある学生の現状

障害のある学生の在籍者数



※1 本調査における障害のある学生とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。

※2 「病弱・虚弱」とは、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓等の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、神経疾患、悪性新生物等、及び身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とするものを含む。

※3 「精神障害」は平成27年度よりカテゴリーとして独立。平成26年度までは「その他」に含む。(平成24年度から「その他」の内訳を調査(平成26年度の「その他」3,144人中、精神疾患・精神障害は2,826人、慢性疾患・機能障害は247人、知的障害46人、それ以外25人))

※4 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。

(出典:平成18～27年度 障害のある学生の修学支援実態調査(日本学生支援機構))

障害のある学生の在籍者数(内訳)

【本文 2. (1) 参照】

学校種別	学生数				障害学生数				障害学生在籍率(※1)			
	平成25年	平成26年	平成27年		平成25年	平成26年	平成27年		平成25年	平成26年	平成27年	
全体	3,213,518	3,189,744	3,185,767		13,449	14,127	21,721		0.42%	0.44%	0.68%	
大学	2,991,385	2,975,589	2,977,704		12,488	13,045	19,591		0.42%	0.44%	0.66%	
短期大学	164,133	156,544	150,493		515	535	1,246		0.31%	0.34%	0.83%	
高等専門学校	58,000	57,611	57,570		446	547	884		0.77%	0.95%	1.54%	
学校種別	支援障害学生数(※2)				支援障害学生在籍率				障害学生支援率(※3)			
	平成25年	平成26年	平成27年		平成25年	平成26年	平成27年		平成25年	平成26年	平成27年	
全体	7,046	7,482	11,507		0.22%	0.23%	0.36%		52.4%	53.0%	53.0%	
大学	6,596	6,943	10,554		0.22%	0.23%	0.35%		52.8%	53.2%	53.9%	
短期大学	232	266	525		0.14%	0.17%	0.35%		45.0%	49.7%	42.1%	
高等専門学校	218	273	428		0.38%	0.47%	0.74%		48.9%	49.9%	48.4%	

※1 障害学生在籍率: 障害のある学生数 ÷ 学生数 × 100 (%)

※2 支援障害学生数: 学校に支援の申し出があり、それに対して学校が何らかの支援を行っている障害学生数

※3 障害学生支援率: 支援障害学生数 ÷ 障害学生数 × 100 (%)

(各年5月1日現在)

(出典: 平成25～27年度障害のある学生の修学支援実態調査(日本学生支援機構))

障害のある学生の在籍学校数

【本文 2. (1) 参照】

学校種別	学校数				障害学生在籍学校数				障害学生在籍率(※1)			
	平成25年	平成26年	平成27年	平成27年	平成25年	平成26年	平成27年	平成27年	平成25年	平成26年	平成27年	平成27年
全体	1,190	1,185	1,182	1,182	811	833	880	880	68.2%	70.3%	74.5%	74.5%
大学	780	780	782	782	603	619	650	650	77.3%	79.4%	83.1%	83.1%
短期大学	353	348	343	343	155	160	177	177	43.9%	46.0%	51.6%	51.6%
高等専門学校	57	57	57	57	53	54	53	53	93.0%	94.7%	93.0%	93.0%
学校種別	支援障害学生在籍学校数				支援障害学生在籍率				障害学生支援率(※2)			
	平成25年	平成26年	平成27年	平成27年	平成25年	平成26年	平成27年	平成27年	平成25年	平成26年	平成27年	平成27年
全体	664	700	757	757	55.8%	59.1%	64.0%	64.0%	81.9%	84.0%	86.0%	86.0%
大学	513	545	583	583	65.8%	69.9%	74.6%	74.6%	85.1%	88.0%	89.7%	89.7%
短期大学	106	110	126	126	30.0%	31.6%	36.7%	36.7%	68.4%	68.8%	71.2%	71.2%
高等専門学校	45	45	48	48	78.9%	78.9%	84.2%	84.2%	84.9%	83.3%	90.6%	90.6%

※1 障害学生在籍率：障害のある学生の在籍学校数÷学校数×100(%)

※2 障害学生支援率：支援障害学生在籍学校数÷障害学生在籍学校数×100(%)

(各年5月1日現在)

(出典：平成25～27年度障害のある学生の修学支援実態調査(日本学生支援機構))

支援の実施状況(大学・短期大学・高等専門学校数)①

【本文 2. (2)① ②参照】

■障害のある学生(全ての障害種(※1))への授業支援及び授業以外の支援の実施状況

区分	実施校数			実施率(※2)		
	平成25年	平成26年	平成27年	平成25年	平成26年	平成27年
授業支援	実施校数 (なんらかの授業支援を行っている 回答した大学等)	621	639	686	52.2%	58.0%
	主な支援内容別					
	教室内座席配慮	367	381	416	30.8%	35.2%
	配慮依頼文書の配布(※3)	—	—	390	—	—
	実技・実習配慮	297	307	306	25.0%	25.9%
授業以外の支援	実施校数 (なんらかの授業以外の支援を行っている 回答した大学等)	539	567	619	45.3%	52.4%
	主な支援内容別					
	専門家によるカウンセリング	275	302	386	23.1%	32.7%
	休憩室・治療室の確保等 ()は、休憩室のみの調査	(181)	(204)	253	(15.2%)	(17.2%)
	対人関係配慮(※3)	—	—	237	—	20.1%

※1 視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、病弱・虚弱、重複、発達障害、精神障害、その他の障害

※2 実施校数÷各年回答校数×100(%)

※3 平成27年度から項目を追加

(各年5月1日現在)

(出典：平成25～27年度障害のある学生の修学支援実態調査(日本学生支援機構))

支援の実施状況(大学・短期大学・高等専門学校数)②

【本文 2. (2)③ 参照】

■ 発達障害のある学生または発達障害のあることが推察される学生への授業支援及び授業以外の支援の実施状況

区分	実施校数			実施率(※1)		
	平成25年	平成26年	平成27年	平成25年	平成26年	平成27年
発達障害のある学生または発達障害のあることが推察される学生に支援を行っている大学等数 (発達障害学生が1人以上在籍していると回答した大学等)	526	560	602	44.2%	47.3%	50.9%
	—	—	246	—	—	20.8%
	276	400	181	23.2%	33.8%	15.3%
授業支援			180			15.2%
	281	371	392	23.6%	31.3%	33.2%
授業以外の支援			270			22.8%
	225	335	231	18.9%	28.3%	19.5%
	—	—	198	—	—	16.8%

※1 実施校数÷各年回答校数×100(%)

※2 平成27年度から項目を追加

※3・4 平成27年度調査において項目を分割

(各年5月1日現在)

(出典：平成25～27年度障害のある学生の修学支援実態調査(日本学生支援機構))

障害のある生徒の受入に関する配慮及び入学者数

■ 障害のある受験者・入学者数

【本文 2. (3) 参照】

区分	平成25年		平成26年		平成27年	
	平成25年	平成26年	平成25年	平成26年	平成25年	平成26年
障害のある入学者数	2,762	2,945	2,762	2,945	2,762	2,945
受験上の配慮実施	784	793	784	793	784	793
障害のある受験者数	4,812	5,259	4,812	5,259	4,812	5,259
受験上の配慮実施	2,742	2,904	2,742	2,904	2,742	2,904

(各年5月1日現在)

■ 入学者選抜において実施可能な配慮

区分	実施可能校数		全学校中の比率(※)	
	平成25年	平成26年	平成25年	平成26年
車椅子の持参使用	904	1,006	76.0%	84.9%
松葉杖の持参使用	911	990	76.6%	83.5%
別室を設定	886	963	74.5%	81.3%
試験場への車での入構許可	864	960	72.6%	81.0%
トイレに近接する試験室に指定	808	898	67.9%	75.8%
窓側の明るい席の指定	784	868	65.9%	73.2%
補聴器の持参使用	814	901	68.4%	76.0%

(各年5月1日現在)

※ 実施可能校数 ÷ 各年回答校数 × 100 (%)

(出典：平成25～27年度障害のある学生の修学支援実態調査(日本学生支援機構))

特別支援学校高等部からの進学状況

■特別支援学校高等部からの進学者数

【本文 2. (4) 参照】

区分	卒業・進学者数			進学率(※)		
	平成26年 3月卒業者	平成27年 3月卒業者	平成28年 3月卒業者	平成26年 3月卒業者	平成27年 3月卒業者	平成28年 3月卒業者
特別支援学校高等部の卒業者数	19,576	20,532	20,882	—	—	—
大学への進学者数	199	198	207	1.0%	1.0%	1.0%
短期大学への進学者数	14	13	11	0.1%	0.1%	0.1%
大学・短期大学の通信教育部への進学者数	3	8	8	0.0%	0.0%	0.0%
計(A)	216	219	226	1.1%	1.1%	1.1%

※ 進学者数 ÷ 特別支援学校高等部の卒業者数 × 100(%)

(各年5月1日現在)

■大学、短期大学、大学・短期大学の通信教育部への障害種別進学者数

区分	進学者数			全障害種中の比率(※)		
	平成26年 3月卒業者	平成27年 3月卒業者	平成28年 3月卒業者	平成26年 3月卒業者	平成27年 3月卒業者	平成28年 3月卒業者
視覚障害	39	42	39	18.1%	19.2%	17.3%
聴覚障害	101	99	114	46.8%	45.2%	50.4%
知的障害	4	4	2	1.9%	1.8%	0.9%
肢体不自由	42	49	47	19.4%	22.4%	20.8%
病弱・身体虚弱	30	25	24	13.9%	11.4%	10.6%

※ 各障害種別進学者数 ÷ 大学等への進学者数(A) × 100(%)

(各年5月1日現在)

(出典：平成26～28年度学校基本調査(文部科学省))

障害のある学生の卒業後の進路

【本文 2. (5) 参照】

区分	障害学生数			卒業の障害学生数中の比率(※2)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
最高年次在籍障害学生数(※1) (各年度5月1日現在)	2,480	2,885	4,608	—	—	—
卒業した障害学生数 (各年度3月31日現在)	1,881	2,122	2,930	—	—	—
進学者数	247	270	349	13.1%	12.7%	11.9%
全就職者数	947	1,082	1,477	50.3%	51.0%	50.4%
就職者数	919	1,061	1,470	48.9%	50.0%	50.2%
進学者のうち、すでに就 職している者	28	21	7	1.5%	1.0%	0.2%

※1 全大学等のうち、各年5月1日現在、通学制の最高年次に在籍していた障害学生数
最高年次

大学……4年次または6年次(4年制、6年制の両方が設置されている場合は、その学生数の合計)
短期大学……2年次または3年次(2年制、3年制の両方が設置されている場合は、その学生数の合計)
高等専門学校……5年次

※2 各進学・就職者数 ÷ 卒業した障害のある学生数 × 100(%)

(各年5月1日現在)

(出典：平成25～27年度障害のある学生の修学支援実態調査(日本学生支援機構))

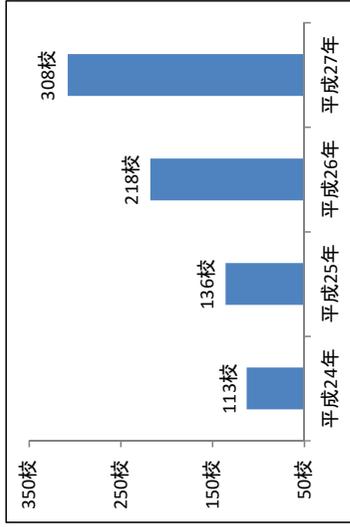
第一次まとめにおいて関係機関が取り組むべきとされた事項の現在までの取組状況

短期的課題

【本文 3. (1) 参照】

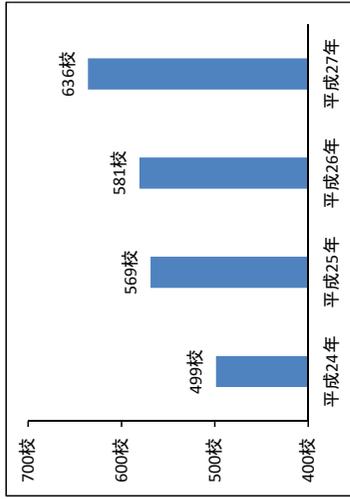
①情報公開の状況

■障害のある学生支援に関するホームページを開いている学校数(国公私)



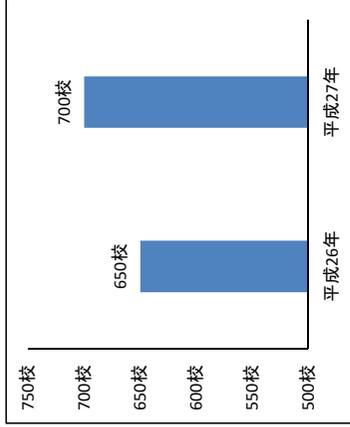
②入学者選抜において障害を理由とする配慮について入試要項及びホームページに記載した大学等

■障害のある学生による支援の申し出等の相談を受け付ける窓口を設置している大学等



③窓口の設置

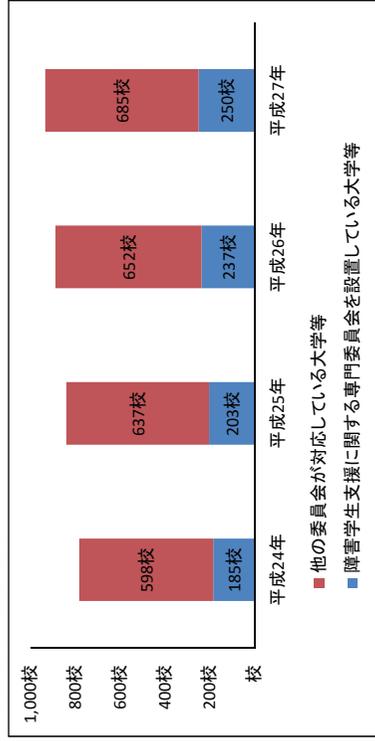
■障害のある学生による支援の申し出等の相談を受け付ける窓口を設置している大学等



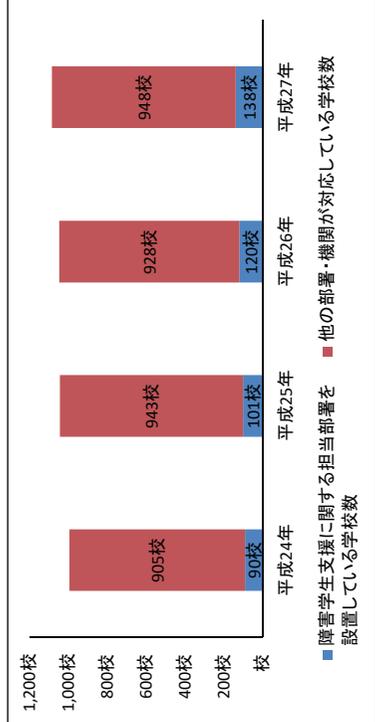
※平成26年度より項目追加

③体制の整備(委員会、支援部署、施設・設備等)

■委員会の設置状況



■担当部署の設置状況



(出典:平成24～27年度障害のある学生の修学支援実態調査(日本学生支援機構))

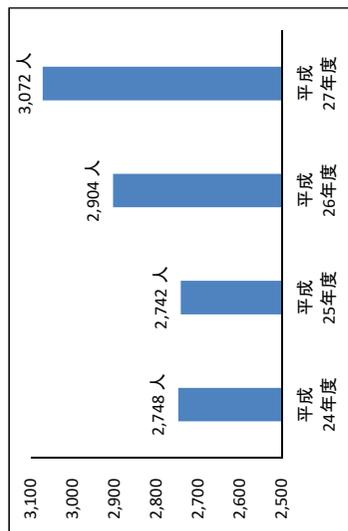
第一次まとめにおいて関係機関が取り組むべきとされた事項の現在までの取組状況

中長期的課題

【本文 3. (2) 参照】

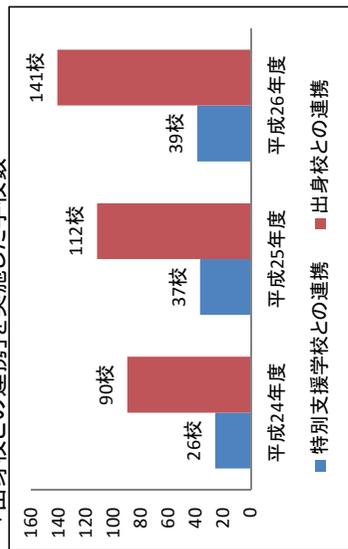
①大学入試の改善

■ 入試において受験時に特別措置を行った受験者数



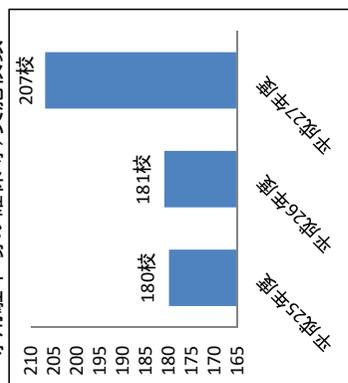
②高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化

■ 授業以外の支援として「特別支援学校との連携」、「出身校との連携」を実施した学校数



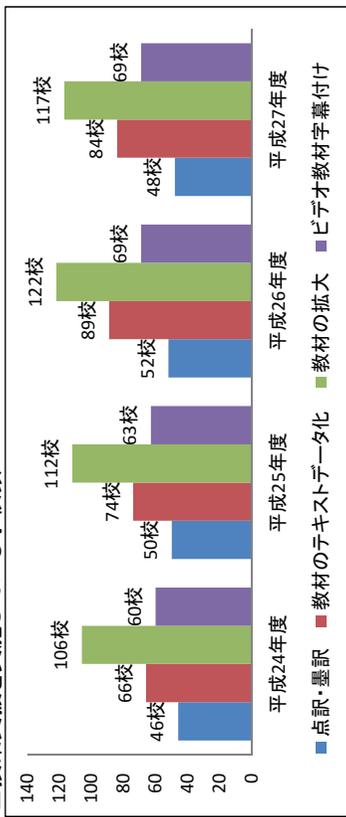
③通学上の困難の改善

■ 通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)実施校数



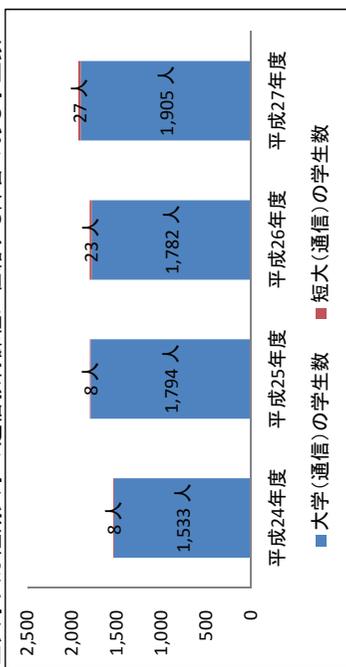
④教材の確保

■ 授業支援を実施している学校数



⑤通信教育の活用

■ 大学又は短期大学の通信教育課程に在籍する障害のある学生数



※平成25年度調査より項目追加

※平成27年度調査では、他項目(「個別支援情報の収集」)

に統合。

(出典:平成24～27年度障害のある学生の修学支援実態調査(日本学生支援機構))

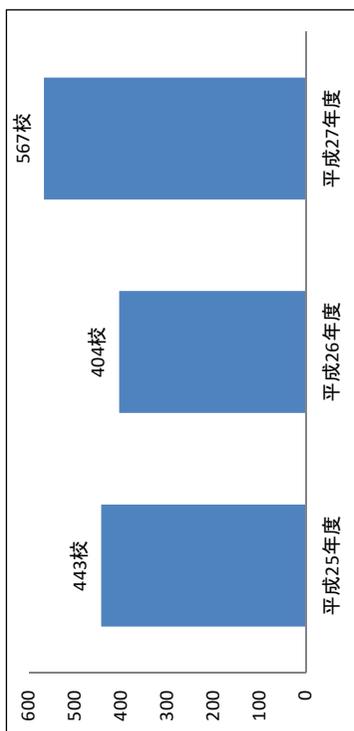
第一次まとめにおいて関係機関が取り組みむべきとされた事項の現在までの取組状況

中長期的課題

【本文 3. (2) 参照】

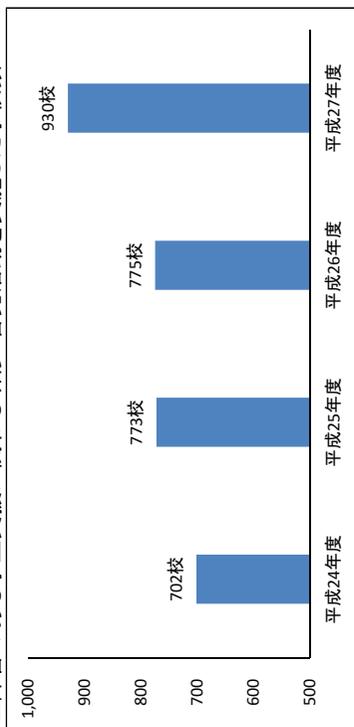
⑥就職支援

■進路指導・就職支援等を実施する学校数

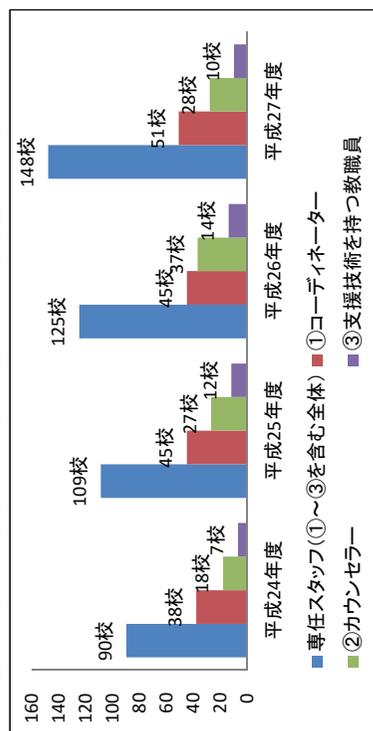


⑦専門人材の養成

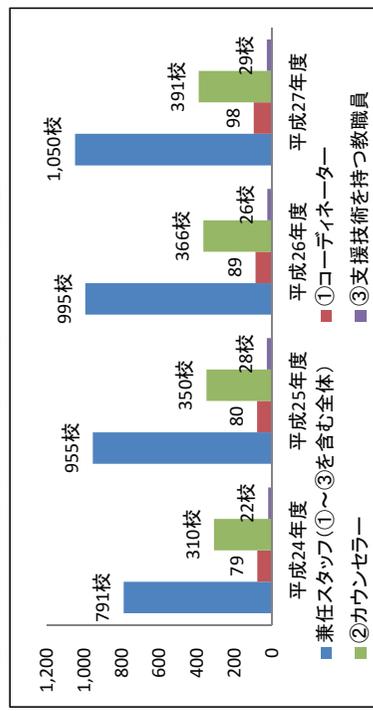
■障害のある学生支援に関わる研修・啓発活動を実施した学校数



■障害のある学生在籍校のうち、専任スタッフを配置している学校数



■障害のある学生在籍校のうち、兼任スタッフを配置している学校数



※ 支援技術を持つ教職員(例)：点訳者、手話通訳者等

(出典：平成24～27年度障害のある学生の修学支援実態調査(日本学生支援機構))

第一次まとめにおいて関係機関が取り組むべきとされた事項の現在までの取組状況

中長期的課題

【本文 3. (2) 参照】

⑨ 財政支援

○ 国立大学法人運営費交付金

平成25年度から、障害者向け情報発信促進等経費として、既に障害のある学生への支援を専門的に担当する部署を設置し、専属の教職員を配置している大学に対する教員経費を計上。

(措置実績・予定)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	6大学	18大学 (+12大学)	25大学 (+7大学)	44大学 (+19大学)	56大学 (+12大学) 予定

○ 私立大学等経常費補助金(一般補助)

平成25年度から、障害のある学生のある学生の受入れや修学支援等に積極的に取り組んでいる私立大学等に対して、これまで講じてきた私学助成における支援を拡充。

各大学(特に私立大学)において、これらの経費が加算されていることの趣旨に鑑みて、障害のある学生支援の体制・取組の充実に活用することが重要。

平成29年度から、第二次まとめに記載の提案内容を踏まえて「社会で活躍する障害学生支援センター形成事業(仮称)」を開始予定。



障害のある学生支援に関する
ネットワークや機関

障害のある学生支援に関するネットワークや機関

全国高等教育障害学生支援協議会

平成24年より、障害のある学生支援に取り組む42大学の発起により設立。平成28年11月現在、76大学・機関が参加。障害のある学生支援に関する知識や経験を持ち寄り蓄積する全国大会の開催を中心に、高等教育機関における障害のある学生の知識や経験の蓄積と共有を推進。

・HP : <http://ahead-japan.org/>
 ・メール : secretary@ahead-japan.org



全国高等教育障害学生支援協議会(通称「AHEAD JAPAN」)



【主な事業内容】

全国大会の開催

毎年度1回程度開催。平成28年度は、約250名(国立大50校、私立大55校、公立大8校)が参加。分科会として「合理的配慮の大学組織としての意思決定、紛争解決、妥当性判断や根拠」、「中小規模の私立学校での支援」、「学外実習における合理的配慮」、「高専における合理的配慮」、「支援室の立ち上げや職員のキャリアパス」、「授業のアクセシビリティ、ユニバーサルデザインと支援の質の担保」について議論した。また教育講演では「障害者差別禁止アプローチの日本の法的枠組みと今後」として法的背景についての知識を深めた。加えて35件のポスター発表があり、各大学の具体的取り組みの実践発表や研究発表など、活発な意見交換が行われた。

その他・予定・課題等

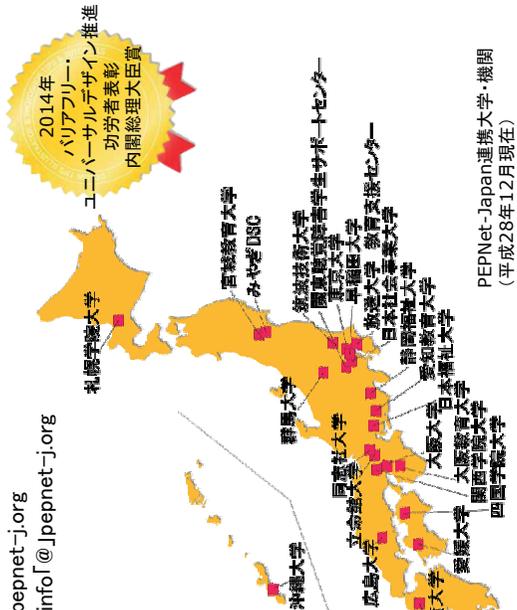
平成29年度は、京都にて全国大会を開催予定。現在の参加大学・機関の増加を踏まえ、以下の観点から、機能の充実や強化、問題点の共有と意見交換を行なうこととしている。

- ① 協議会誌の創刊・障害のある学生支援に関して、質の高い実践報告・研究報告の収集と共有、最新情報の提供などを目的とした会員向けの専門誌を創刊する。
- ② 地域連携・国際連携の促進・国内の各地方での連携や、障害のある学生支援の特定のテーマに関する連携、国外の団体や大学との連携を促進する活動を実施する。
- ③ 障害のある教職員支援・学生のみならず、障害のある教職員の支援体制についての情報共有や在り方の検討を行う。

障害のある学生支援に関するネットワークや機関

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(PEPNet-Japan)

・HP : www.pepnet-j.org
 ・メール : pepj-info@jepnet-j.org



聴覚障害のある学生を積極的に受け入れ、支援を行っている13大学・機関とともに平成16年に設立。平成28年12月現在、23大学・機関が参加している(事務局:筑波技術大学)。聴覚障害のある学生支援に関するシンポジウムや各種研修会の開催、教材開発、モデル事例の構築などを通して、全国の大学における聴覚障害のある学生支援の発展に寄与している。



日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウムの開催

聴覚障害のある学生支援に関する情報を発信するとともに、ネットワークの活動成果を広く普及するため、年1回、全国の連携大学・機関と共同でシンポジウムを開催。平成28年度は、茨城県つくば市において実施。「障害者差別解消法元年を迎えて」というテーマの下、430名程度の参加者が障害のある学生支援の在り方について議論を行った。

支援関連教材の開発・普及

聴覚障害のある学生支援に関わるノウハウを普及するため、「Access! 聴覚障害学生支援DVDシリーズ」や「やってみよう! パソコンノートタイプ」など、約80種類に渡る支援関連教材を開発。問合せに応じて無償で送付するとともに、ホームページ等を通してダウンロード可能な形態で公開。平成27年度のダウンロード数は18,000件以上。

モデル事例の構築と成果発信

聴覚障害のある学生支援における今日的課題を解決するため、次世代型の支援ノウハウ創出を目指した各種事例の構築に取り組んでいる。これまでに実施したテーマは、「遠隔情報保障技術を利用した支援事例の構築」「支援学生の主体性を引き出すコミュニケーション形成」「地域通訳者との連携」「聴覚障害学生の意思表明支援」等。

今後の取り組み等

全国の大学において、より高いスタンダードに基づく合理的配慮の提供を可能にするため、現在事務局を中心に行っている相談支援・コンサルティング活動を、全国の連携大学・機関に広げるとともに、連携大学・機関のリーダーによる地域事例検討会の開催を検討中。また、インターネットを介した支援者養成の取り組み等について協議を進めている。

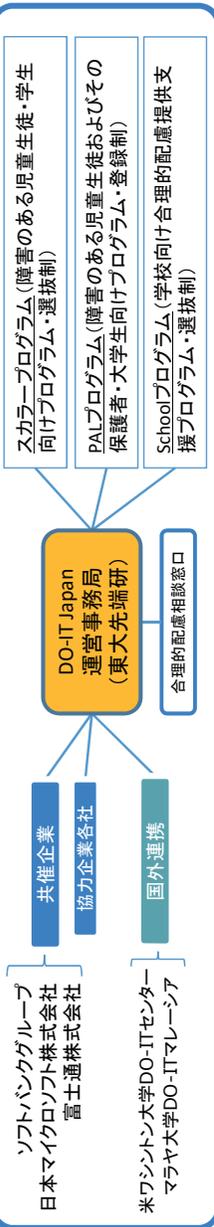
PEPNet-Japan: 連携大学・機関
 (平成28年12月現在)

障害のある学生支援に関するネットワークや機関

DO-IT Japan

・HP : <http://doit-japan.org/>
 ・メール : toiawase@doit-japan.org

平成19年より東京大学先端科学技術研究センターが主催。産学連携により全国の障害のある児童生徒・学生の修学・進学・就労における移行支援(特にICT活用と自己権利擁護などのソフトスキル育成を重点化)を実施。長期視点に立った障害のある人材育成を行う。



【主な事業内容】

多様な教育プログラムの提供

障害のある児童生徒・大学生向けに、共催企業・協力企業と連携してプログラムを提供。ICTの活用や、合理的配慮を求めめるソフトウェア(障害や多様性の理解、本人の自己決定、自己権利擁護等)について学ぶ教育プログラムを提供。親元を離れて大学生生活を疑似体験する宿泊プログラムや、企業研修、海外研修など。

学校向け支援・一般向け支援の実施

学校内でのICT利用による合理的配慮の提供について、学校に機器の貸出しや具体的なノウハウの提供を行う「School」プログラムを実施。また、障害のある児童生徒・学生及びその保護者向けに、定期的にメールマガジンを発行したり、不定期にセミナーへの参加機会を提供する「PAL」プログラムを実施。

オンラインメンタリングや個別相談の通年実施

参加者を対象に、日常の学習環境の構築支援、進学相談、学校との合理的配慮の合意形成支援、自治体への支援申請、就労移行など、様々なテーマの個別相談に対応。全国の参加者同士がテーマを立てて意見・情報交換するオンラインミーティングや、障害のある先輩や専門家等から参加者へのメンタリングも通年で実施。

その他・予定・課題等

平成28年度から、「DO-IT Japan 合理的配慮に関する相談窓口」を設け、電話相談を受け付けている。また、毎年の活動は、ウェブサイトで年次報告書を一般公開している。DO-IT Japanの教育プログラムの主要なものは、選抜された障害のある児童生徒・学生のみ参加できるが、応募者多数のため対象範囲拡大が課題。

障害のある学生支援に関するネットワークや機関

関西障害学生支援担当者懇談会

URL: <http://www.consortium.or.jp/project/dss/kssk>

大学コンソーシアム京都では、関西にある大学の障害のある学生支援に携わる実務担当者の交流を目的とした「関西障害学生支援担当者懇談会(略称:KSSK)」を開催。

【KSSKとは】

KSSKは、「実務者目線」を基本的な理念として、2008年度に立ち上げ。障害のある学生支援に携わる実務担当者が「面と向かって」、理想的な支援や支援の成功例、失敗例、実際の現場での工夫や方法などを率直に、ざっくばらんに話し合うことが、この懇談会の特徴である。大学コンソーシアム京都により、この理念を引き継ぎ、2015年度からKSSKを主催している。

【年に2回の懇談会:70名程度が参加】

大学の現状や課題を知る話題提供と、テーマごとに少人数に分かれて実施する分科会で構成している。特に分科会では、何らかの答えを得るというスタンスではなく、担当者が抱える様々な悩みや疑問、また、支援の方法を聞くことで障害のある学生支援に関する気づきを得ることができる。

(幹事校)

大阪大学
大谷大学
関西学院大学
京都大学
京都精華大学
神戸松蔭女子学院大学
同志社大学
佛教大学
桃山学院大学

取り組みのメリット・課題

関西圏にある同じ地域や大学の規模だからこそ共有できる情報を交換することで、現場の担当者がそれぞれのノウハウや問題意識を共有するとともに、大学間や担当者間のネットワークづくりに貢献。

一方、参加希望者は増加しているが、懇談会の性質上、大幅に定員を増やすことは難しい。各地域で同様のネットワークが増えていくことで、多くの関係者が参加できるようになることが望ましい。

障害のある学生支援に関するネットワークや機関

全国障害学生支援センター

・HP : <http://www.ncsdsj.jp/>
・メール : info@jncsdsj.jp

“学びたいときに 学びたい場所で 自由に学べる社会を実現”を目指し、平成11年より受験から学内サポート・生活面までを総合的に支援する障害当事者団体として設立。平成20年度バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰「内閣府特命担当大臣表彰優良賞」を受賞。



【主な事業内容】

大学調査の実施および『大学案内障害者版』の発行

全国すべての大学に対し、障害のある学生の受入れに関する調査を実施し、個別の大学の情報を公開する、全国唯一の『大学案内障害者版』を発行。内容は、受験時の対応、授業での配慮、設備の有無、就職や通学を含めた学内の支援体制など多岐にわたる。

相談・情報提供

障害当事者スタッフが、困っていることや今後の目標など、障害のある学生に寄り添い、プライバシーに配慮し相談を行う。必要に応じて障害のある学生とともに大学を訪れて、支援の担当者と話し合ったり、要望書を提出するなど、積極的に問題解決を図る。

学生交流事業・機関誌の発行

障害のある学生・教職員・保護者・地域の人々との交流を図るため、各種のイベントを随時開催。センターの機関誌「情報誌・障害者をもつ人々の現在」を年4回発行。障害のある学生自身の体験談「先輩からのメッセージ」や関連書籍の紹介、教育や自立生活に関する話題などを掲載。

その他・予定・課題等

現在障害のある学生・支援者向けポータルサイト整備事業を実施中。当センターの調査で得た各大学のデータの検索システムを構築。また、大学内の障害学生支援室、学内外で支援を行う点訳や手話などのボランティア団体、福祉サービスを行う自治体等、多角的な情報を掲載予定。

障害のある学生支援に関するネットワークや機関

ACE(社) 企業アクセシビリティ・コンソーシアム

・FB: <https://www.facebook.com/help/289207354498410>

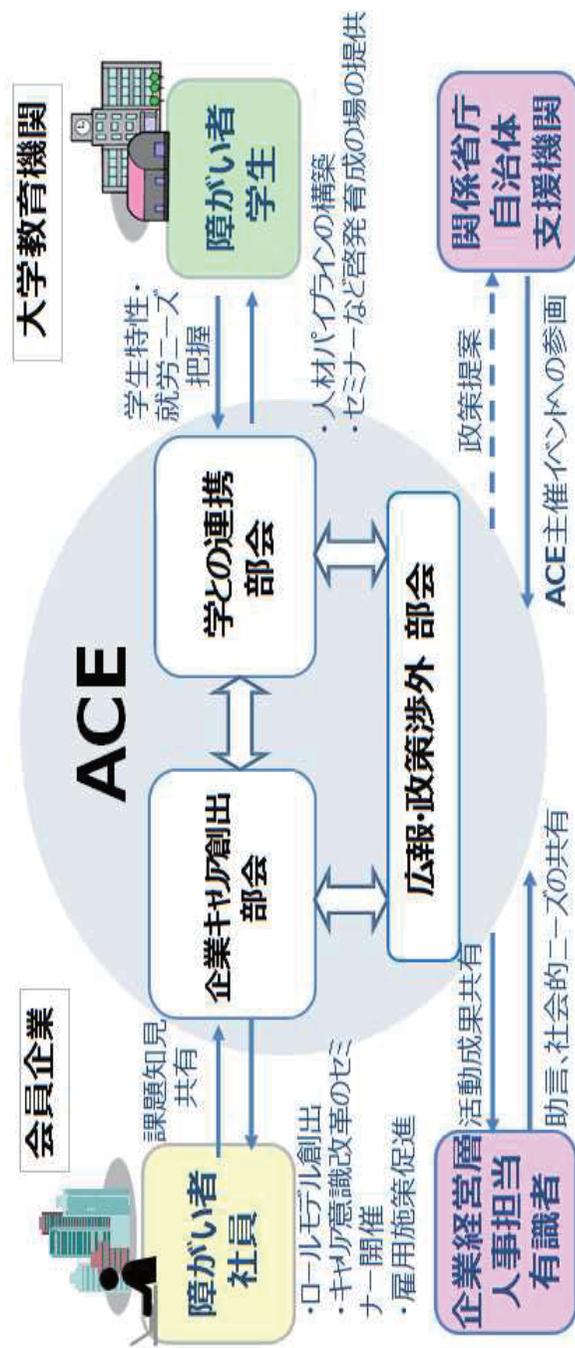
・Mail: aceofficepsn1@gmail.com

企業の成長に資する新しい障害者雇用のモデル確立と企業が求める人材を社会に発信することを目的として2013年9月に設立。現在会員企業は、31社。



【組織と主な事業内容】

ACEでは、障害がい者雇用にに関する企業現場の課題に加え、社会における構造的な課題にも取り組むために、3つの事業部会が連携して活動しています。



障害のある学生支援に関する
特色ある取組や支援・配慮事例

障害のある学生支援に関する特色ある取組や支援・配慮事例

筑波大学

①

・HP : <http://www.human.tsukuba.ac.jp/shien/>
・メール : shougai-shien@Jun.tsukuba.ac.jp

聴性まひで全身性障害の学生について、学内の支援担当部署を中心に授業時支援の提供及びバス会社との協議によるバス通学の調整を実施。相談支援事業所との連携により学内外における障害福祉サービス・有料介護サービスを利用。

【障害の内容】 電動車いすを利用。授業中のノートテイクや荷物の出し入れ、移動や排泄に関して困難がある。高校までは特別支援学校において介助員に依る排泄等の支援を受けていた。

【学外機関との連携】 通学は大学と契約する民間バス会社の学内循環バスを利用。乗降時の介助や停車時の配慮などは定期的にバス会社と障害学生支援担当部署で協議を行い、改善を図ってきた。学内の学生ボランティアによる授業間移動の支援と授業時支援を利用してきたが、生活関連部分は我慢するところもあり、その後、居住地の相談支援事業所への相談を助言。緊急性などを考慮し、一時的に大学予算にて有料介護サービス利用を開始し、週2日、バス停からの移動、排泄、食事、図書館利用の援助を受けることとなった。

【本事例の特筆すべき部分】 バス会社と連携を図り、車いす利用の学生が円滑に通学できるよう環境整備を継続した。また、ボランティアや介助の専門性のない職員では対応が困難なトイレ介助等について、相談支援事業所の協力を得て、学外の支援機関によるサポートを学内に導入した。

① 障害のある学生からの申出 等

入学手続の際に障害学生支援担当部署に対して、授業時の支援を求めの申出があった。身体障害者手帳(写)、受験時の配慮依頼文書を根拠資料とした。また本人承諾に基づき特別支援学校から情報を得た。入学後、通学、排泄などの困難について改めて相談があった。

③ 決定された内容のモニタリング

修学支援については、担当教員が随時面談を行い、必要に応じてサポートの調整を行った。外部ヘルパーによる学内介助については、試験的な導入であることを踏まえ、本人、相談支援事業所、障害学生支援担当部署の三者によるモニタリングを毎月行い、内容や時間数の調整等を行った。

② 障害のある学生と大学等による建設的対話

入学時には所属予定の学科長、学科担任を中心に、共通科目の担当教員(外国語、情報処理、体育)、事務職員などにより、入学前後の支援内容を協議。また、外部ヘルパーによるトイレ介助導入時は、本人の望む学生生活、学業の進め方を基に、大学として許容できる範囲を見定めながら調整を行った。

その他・予定・課題 等

予算規模を踏まえると、トイレ介助等に対して大学として継続的に費用支出をすることは困難。また、ヘルパー事業者は本人との個別契約を原則としており、大学との契約や請求に対応できる事業所は限定される。今後は、学生のニーズ保障を前提に、大学と自治体で協議を重ね、より良い役割分担を検討する必要がある。

障害のある学生支援に関する特色ある取組や支援・配慮事例

筑波大学

②

・HP : <http://www.human.tsukuba.ac.jp/shien/>
・メール : shougai-shien@Jun.tsukuba.ac.jp

両下肢欠損があり、車いすを利用する学生について、プライバシーの保護、学生の安全性の観点から、排泄介助を学内対応から学外機関利用(併用)に変更。

【**障害の内容**】先天性両下肢欠損により、手動車いすを利用。移動や排泄に関して困難があるほか、上肢にやや不自由がある。高校までは、保護者の車により通学並びに排泄の支援を受けていた。

【**学外機関との連携**】学生ボランティア、友人、教職員による排泄介助を行っていたが、介助者の性別等の問題により対応できないケースが増えたこと、また事故のおそれがあったことから、大学が民間のヘルパー事業者との間で契約を結び、大学の費用負担にて同性ヘルパーによる排泄介助を実施した。また、就職を見据え、外部医療機関にてリハビリテーションを受けるとともに、トイレ利用の工夫を施し、排泄の自立を図った。

【**本事例の特筆すべき部分**】学内人的資源でできる範囲を検討し、必要に応じて学外機関の事業所を活用した。また、人的支援だけに頼らず、学生本人の機能向上を図り、生活上の課題の解決を目指した。

① 障害のある学生からの申出 等

入学手続の際に障害学生支援担当部署に対し、授業時の支援を求める申出があった。根拠資料は、身体障害者手帳(写)、受験時の配慮依頼文書。入学当初の協議により、実験設備やトイレ、PC室の改修などが行われた。排泄介助は当初、クラス等で呼びかけ協力者を求めて対応したが、学年進行につれて介助者確保が困難になったため、障害学生支援担当部署に申入れがあった。

③ 決定された内容のモニタリング

ヘルパー利用により大学内の排泄介助の問題はクリアされたが、就職活動を始めるが、排泄の自立が就職の大きな壁となった。教員からリハビリテーションの利用を勧め、就職活動の継続のために、通院を開始した。

② 障害のある学生と大学等による建設的対話

入学前に学生本人のニーズを聞き取り、障害学生支援担当部署、所属学科の相談窓口教員、担任、事務職員(学科、施設担当)等で協議を行った。排泄介助を改めて周囲の学生にサポートを呼びかけるが十分ではなく、修学支援担当の学生ボランティア、障害学生支援担当部署の職員などが介助の不足を補った。その後、ヘルパー利用に本人が同意し、大学と事業者との契約に至った。

その他・予定・課題 等

大学の費用負担で排泄の問題が一時的に解決されたとしても、企業で同様の持ち出しでの対応は期待できず、問題の先送りとなってしまっている。学生生活におけるバリアを解消することは重要だが、出た後の支援との連続性も考える必要がある。

障害のある学生支援に関する特色ある取組や支援・配慮事例

富山大学

①

・HP : <http://www3.uoyama.ac.jp/support/communication/index.html>
・メール : tcsif@lctg.u-toyama.ac.jp

平成24年に慢性呼吸不全を伴う先天性筋ジストロフィーのある学生を受け入れ、卒業までの在学期間中、大学が費用を負担し、学外ヘルパーによるトイレ介助を実施した。

【**障害の内容**】先天性筋ジストロフィー(非福山型)により、全身の筋力が低下しているため、移動に電動車椅子を必要とし、授業準備やトイレ使用時には介助が必要であった。高校までは、居住市の福祉サービス(移動支援)により、学校にヘルパーが派遣されていた。

【**学外機関との連携**】学生及び保護者が入学前から富山市に相談したが、富山市では通学や大学内で移動支援を利用できなかった。大学からも富山県及び富山市に修学における福祉サービスの利用について相談したが、同様の回答であったことから、暫定的措置として大学の負担で介助サービスを提供することとし、卒業まで続けられた。

【**本事例の特筆すべき部分**】学内では福祉サービス利用が困難であったため、障害のある学生の学習保障の観点から積極的改善措置として、在学期間中、大学の負担で学内介助(トイレ介助:週3日、1日30分のヘルパー利用)を実施した。

① 障害のある学生からの申出 等

入学時に、学生及び家族から、①自動車通学(家族運転)のため入構許可証の発行、②医療機器の保管場所の確保、③休憩室の確保、④トイレ介助者の配置、⑤専任の介助者の配置、等の修学上の支援を求めるとの申出があった。

③ 決定された内容のモニタリング

学外ヘルパー委託完了までの手続(学内調整)の間は、保健管理センターの看護師等がトイレ介助を実施した。委託業者決定後は、期毎に履修状況に合わせて依頼予定を連絡調整し、学生との定期面談でトイレ介助や修学状況に問題がないかを確認した。また、トイレ介助の継続については、年度毎に本人に希望を確認し、当該学生の学習を支える措置として必要であるとの大学の判断により、卒業時まで実施した。

② 障害のある学生と大学等による建設的対話

アケビリティ・コミュニケーション支援室(以下、支援室)が中心となって、学生及び家族から支援ニーズを確認し、所属学部及び教養教育担当者を交え、支援内容を検討した。専任の介助者の配置については過重な負担と判断し、授業準備や移動介助については学生ピアサポートを活用する旨の話し合いを行ない、本人の了解が得られた。トイレ介助については、安全性と学生の意向を尊重し、学生ピアサポートではなく、学外ヘルパーに委託することとした。

その他

環境整備として、利用頻度の高い建物入り口を自動ドア化、スロープ及び屋根付き駐車場の設置を実施した。受講準備、移動介助については、有償の学生ピアサポートにより実施した。また、学内移動の負担軽減のため、初年度は履修科目の約8割に対して教室変更を行い、研究室配属後は、学生に利用可能な実験機器等を購入し、専属のチャーターを配置するなど、適宜、学習環境を整備した。

障害のある学生支援に関する特色ある取組や支援・配慮事例

富山大学

②

・HP : <http://www3.uoyama.ac.jp/support/communication/index.html>
 ・メール : tcsif@ctg.u-toyama.ac.jp

平成23年度、アスペルガー障害のある学生から就職活動の支援依頼があり、アクセシビリティ・コミュニケーション支援室(以下、支援室)が、学外就労支援機関(以下、ハローワーク)と連携し、就職活動支援と卒業後フォローアップ支援を実施した。

【障害の内容】 大学3年生次に病院を受診し、アスペルガー障害の診断を受ける。対人コミュニケーションの問題とマルチタスクに苦手さがある。

【学外機関との連携】 ハローワーク富山(上席職業指導官、求人開拓推進員、精神障害者雇用トータルサポーター)との連携により、本人にあった企業開拓を行う。

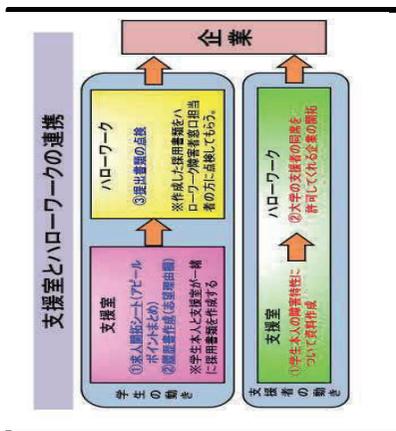
【本事例の特筆すべき部分】 学生の要望のもと、ハローワークと支援室が企業と交渉を行い、大学支援者が採用面接に同席し、本人の特性を説明した。また、フォローアップ支援を継続した結果、就職後に発生した問題も迅速に把握でき、職場環境改善の介入ができた。

① 障害のある学生からの申出等

大学3年生次に「就職のことで悩んでいる」と支援室に自主来談した。既のアスペルガー障害の診断を受け、障害者手帳を申請していた。在学中は一般雇用での就職活動を希望していたが、採用には至らず、学生から「卒業も就職活動支援をお願いしたい」との申出があった。

③ 決定された内容のモニタリング

内定後は、トライアル雇用3か月、試用期間3か月を経て、正規雇用(障害者雇用)で就職。就職後も本人からの要望を受けて、フォローアップ支援を開始した。就職後1年半が経ったところで、部署内の異動に伴い、職場環境の再調整が必要となった。大学支援者とハローワーク(上席職業指導官)が会社を訪問して、社員に障害特性に関する説明を行い、人事担当者には業務内容の伝達方法の工夫と職場環境の改善を求めた。現在も、月に1度、支援室を訪れ、フォローアップ面談(定着支援)を継続しており、キャリアに関する相談を受けている。



② 障害のある学生と大学等による建設的対話

卒業後は本人が障害者雇用枠での就職を希望したため、ハローワークと支援室が連携して就職活動支援を行った。具体的には、大学が作成した「修学状況と障害特性をまとめたプロフィールシート」をもとに、ハローワークの求人開拓推進員が、本人に適切な企業を開拓した。その際、採用面接時に、大学支援者の同席を許可してくれる企業を探してもらうこととした。採用面接では、大学支援者は、面接担当者と本人とのコミュニケーション支援を行い、強みと弱みについて理解してもらえよう心がけた。

課題

- ・大学での修学支援のポイントを就労支援機関に引き継ぐための話し合いの場が必要である。
- ・企業が大卒の発達障害者の特性を理解し、職場環境における合理的配慮を適切に提供する必要がある。
- ・一般雇用枠で就職した発達障害者のフォローアップの担い手がいない。

障害のある学生支援に関する特色ある取組や支援・配慮事例

京都大学

学生総合支援センター 障害学生支援ルーム

URL: <http://www.gssc.kyoto-u.ac.jp/support/>

平成28年度より、専門的なヘルパーによる介助が必要な肢体不自由（電動車椅子利用）の学生が入学し、大学として授業等における合理的配慮（教室等へのアクセス確保、専用昇降機の使用、授業内での人的サポートなど）を提供する一方、京都市や支援機関と相談・連携し、福祉サービスによるヘルパー派遣を利用する形で大学構内におけるトイレ介助や食事介助を実施。

【本事例の特筆すべき部分：学外機関との連携】

通常、福祉サービスにおけるヘルパーによる介助は、大学の中で実施することができない（制度上の課題）。一方、大学における合理的配慮の範囲としても、このような介助を実施することは難しい。これにより、当事者側がヘルパーを直接雇用するなど自己負担を強いられる場合もあるが、本件については、自治体と支援機関、サービス事業所などの協力を得て、福祉サービスによる大学構内へのヘルパー派遣が実現した。

学生・大学による対話・支援のプロセス

入学試験を受ける一年以上前から本人と大学の相談を開始。大学構内を見学するなど、具体的なイメージをもって、大学を選択。合格後は、住居や福祉サービスの相談、入学時の式典やガイダンス、授業等について、同時並行で相談・支援を実施した。入学後は適宜見直しながら、環境の充実にチャレンジしている。

課題等

本ケースは、自治体や支援機関、サービス事業所などの理解・協力を得て実現したケースであるが、このような支援を実施できる地域は全国的に限られている。福祉サービスを利用する必要がある人が大学での学習・研究をすすめるには、大学としての合理的配慮だけでなく、制度的な改善も必要。

障害のある学生支援に関する特色ある取組や支援・配慮事例

仙台高等専門学校

・HP : <http://hirose.sendai-nct.ac.jp/SSR/>

・メール : sodan-h2@jsendai-nct.ac.jp

精神障害があり、服薬治療中の学生について、特別支援室を中心に復学支援を実施。

【障害の内容】 精神障害により、不安症状が強く、集中力や対人コミュニケーションに困難がある。休学・入院療養を経て復学。障害者手帳2級を取得。

【学外機関との連携】 学生本人と保護者の同意のもと、学生本人の通院時に指導教員（担任）が同席し、主治医から助言を直接受けた上で、学内の特別支援室で協議。学内での支援計画を副室長（学生相談室長）が中心となって立案。室長（教務主事）、学科長、指導教員、科目担当教員で情報共有を図った。カウンセラーが学生本人に同行して地域の就労移行支援事業所を見学。卒業1年前からの就労移行支援サービスの利用を視野に入れた就労支援の方針を確認した。

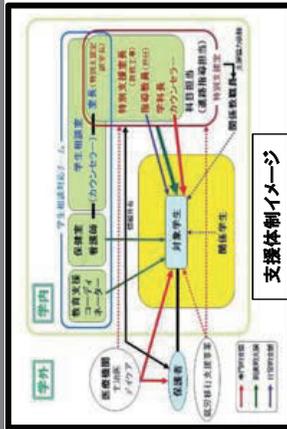
【本事例の特筆すべき部分】 復学支援のための専門的助言を、主治医から学内関係者が直接受けて、学内での支援計画を立案し実施した。また、カウンセラーの常勤化により、学外専門機関との連携（情報交換・同席など）を従前より綿密に行った。

① 障害のある学生からの申出 等

復学の際に、不安症状が高まった際の対処方法として、駆け込める場所の確保や、卒業後の進路に向けた就労支援を求める旨の申出があった。根拠資料として障害者手帳の提示があった。

③ 決定された内容のモニタリング

当初決定した別室でのビデオ視聴による受講スタイルから、学生本人の「勉強についていけないか不安」という気持ちを受け止め、マンツーマンで丁寧に指導するSSR（スペース・サポート・ルーム）での個別対応に変更。さらに、指導教員が担当する教科を手始めに、段階的な教室復帰について検討。



② 障害のある学生と大学等による建設的対話

特別支援室を中心に、カウンセラー、学校保健室の看護師、所属研究室の指導教員と学科長、教育支援コーディネーターも交え、支援の内容を検討。主治医の助言を踏まえ、学業については、学生本人の意向を確認し、別室での個別対応を経て段階的に教室復帰を目指す形で支援を行なうこととした。

その他・予定・課題 等

支援については、週一回カウンセラーによるカウンセリングを実施。加えて、教育支援コーディネーターによる学業の遅れを指導する補習を実施。現状では、支援スタッフの負担増が課題。今後、臨時的な個別対応ではなく、事前的改善措置として特別支援専門のコーディネーター制度の整備を検討予定。

障害のある学生支援に関する特色ある取組や支援・配慮事例

放送大学

- ① ・HP : www.ouj.ac.jp
・メール : s-soudan@ouj.ac.jp

精神障害があり、教職員への頻繁で過激なメールなどの問題行動が目立っていた大学院の学生について、医療機関や保護者、学習センターと連携しながら、「障がいに関する学生支援相談室」が学生本人とのカウンセリングを続け、病識を持てるようになり、医療を受診して生活状況の改善につながった。

【障害の内容】 精神障害によると思われる教職員への攻撃が見られたが、病識がなく医療への受診が途切れた状態にあった。
【学外機関との連携】 医療と連携して本人の病気管理に関して情報交換をし、定期的な母親との電話相談によって母親も支援しながら進めた。本学機関ではあるが、遠方の学習センターと連携して、カウンセリングの場所や枠組みを整えて相談支援が進められた。

【本事例の特筆すべき部分】 精神障害の難しい事例であり、本人の不適応行動も顕著であったが、医療機関と直接連絡を取り合い、母親を通じて服薬管理に努め、本人との継続したカウンセリングを続けることによって、病気であるという自覚を持つようになり、自ら受診した。

① 障害のある学生からの申出 等

本人からの直接の申し出はなかった。当初は母親のカウンセリングを行っていたが、母親からの依頼により本人にもカウンセリングを始めた。

② 障害のある学生と大学等による建設的対話

当初は本学教員へのメールでの攻撃や出身大学の批判、本学への電話での攻撃が顕著であったが、医療を背景とした相談室教員との継続的なカウンセリングの中で「自分は病気であるかもしれない」「新たな道を目指していきたい」との考えを示し、自ら医療を受診するに至った。

③ 決定された内容のモニタリング

当初はメールでのカウンセリングを希望。その後自宅からの電話でのカウンセリングを希望。その後の話し合いにより、学習センターでの電話相談という形で決定し、定着した。

その他・予定・課題 等

当初は進学を目指していたが、病気を持ちながら生きていく別の道を模索している。今後も病状に波はあると予想されるが、修学中は継続して心理的な支援を続けていきたい。

障害のある学生支援に関する特色ある取組や支援・配慮事例

放送大学

②

・HP : www.uoj.ac.jp
・メール : s-soudan@uoj.ac.jp

発達障害があり、うつ傾向で心理的に不安定な学生について、「障がいに関する学生支援相談室」を中心に、学生本人の出身校である特別支援学校や医療機関と連携をしながら、本人に直接対応する学習センターに対する支援を実施。

【障害の内容】 発達障害、精神障害により、心理的に不安定さがある。高校までは、特別支援学校で個別的な支援を受けていた。

【学外機関との連携】 特別支援学校を卒業後もしばらくは学校が相談にのるなど支援を続けていたが、近年は卒業後10年以上経過し、学校とは疎遠になっていた。本人の相談は学習センター職員が聞いていたが、内容が心理面に關する難しい対応になり、「障がいに関する学生支援相談室」が相談を受けた。本人の了解のもと出身校と連絡を取り、当事の担任から情報を聞き、さらに担任が直接学習センターに出向き、医師の意見を含めて本人の特性に合わせた対応を助言することで、職員が安心して対応できるようになった。

【本事例の特筆すべき部分】 出身校である特別支援学校と連携し、本人の特性を良く理解している元担任に医師の意見を含めて助言してもらうことで、心理的な問題を抱えた難しい事例に対応することができた。

① 障害のある学生からの申出 等

具体的な申し出はないが、修学を続けていくことの困難に関しての相談が学習センターにあった。

② 障害のある学生と大学等による建設的対話

学習センターが対応し、なかなか建設的な対話にはならないが、話をするときの約束事などを決めて相談している。

③ 決定された内容のモニタリング

学習センターから様子を聞きながら、本人の状況に応じて対応を検討している。

その他・予定・課題 等

地域の福祉関係機関には、本学に入学前から相談するなど支援を受けていた。今後もそれらと情報交換しながら、また特別支援学校とは具体的な対応方法等について助言を受けながら支援を進めたい。

參考資料

障害のある学生の修学支援に関する検討会の開催について

平成28年4月19日
高等教育局長決定

1. 趣旨

平成25年に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)において、大学等を含む行政機関等や事業者に対して、障害者への不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が義務ないし努力義務とされた。

平成27年11月には、文部科学省が所管する私立大学等の事業者のための対応指針を策定・告示し、また、平成27年度内に国立大学等が国等職員対応要領の策定・公表を行うなど、障害者差別解消法等に基づく対応を、関係機関が進めてきた。

平成24年度には、これらの動きに先んじて「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」を高等教育局長決定において開催し、当該検討会において「第一次まとめ」を取りまとめ、大学等における障害のある学生(以下、障害学生)の修学支援の充実を促してきた。

一方、各大学等においては、障害学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に、これらの学生の受入れや修学支援体制の整備が急務となっている。

こうした状況を踏まえ、障害者差別解消法の施行を踏まえた高等教育段階における障害学生の修学支援の在り方について検討を行うため、障害のある学生の修学支援に関する検討会(以下、「検討会」という。)を以下の要領にて開催する。

2. 検討事項

- ①障害者差別解消法の施行を踏まえた高等教育段階における障害学生の修学支援の在り方
- ②その他の必要な事項

3. 実施方法

- ①検討会は別紙に定める有識者により構成する。
- ②検討会は必要に応じて他の関係者にも協力を求めることができる。

4. 設置期間

平成28年4月19日から平成29年3月31日までとする。

5. 庶務

検討会に関する庶務は、関係局課の協力を得つつ、高等教育局学生・留学生課において処理する。

(別紙)

障害のある学生の修学支援に関する検討会 名簿

石川 准	静岡県立大学国際関係学部 教授 東京大学先端科学技術研究センター 特任教授
市川 裕二	東京都立清瀬特別支援学校 校長
大島 友子	日本マイクロソフト株式会社技術統括室 プリンシパルアドバイザー
柏倉 秀克	日本福祉大学社会福祉学部 教授
近藤 武夫	東京大学先端科学技術研究センター 准教授
白澤 麻弓	筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター 准教授
神藤 典子	関西大学学生相談・支援センター 事務グループ長
鈴木 慶太	株式会社Kaizen 代表取締役
高橋 知音	信州大学学術研究院教育学系 教授
◎竹田 一則	筑波大学人間系 教授
殿岡 翼	全国障害学生支援センター 代表
西村優紀美	富山大学保健管理センター 准教授
広瀬 洋子	放送大学学園 教授
村田 淳	京都大学学生総合支援センター 助教
矢澤 睦	仙台高等専門学校 教授

(オブザーバー)

関係府省

独立行政法人日本学生支援機構

※ 五十音順

※ ◎は座長

障害のある学生の修学支援に関する検討会の開催状況

- 第1回 4月19日(火) 14:00~16:00
 - ・ 論点整理
- 第2回 5月18日(水) 14:00~17:00
 - ・ 論点整理
 - ・ ヒアリング(松崎 丈 宮城教育大学准教授)
 - ・ 第二次まとめに向けた議論
 - － 「教育方法に関する考え方」
 - － 「大学間連携を含む関連機関との連携の在り方に関する考え方」
 - － 「初等中等教育段階から大学等への移行(進学)に関する考え方」
- 第3回 6月16日(木) 15:00~18:00
 - ・ ヒアリング(梅田 恵 日本アイ・ビー・エム株式会社 人事・ダイバーシティ企画担当部長、佐藤 慎也 東京新卒応援ハローワーク室長)
 - ・ 第二次まとめに向けた議論
 - － 「大学等から就労への移行(就職)に関する考え方」
 - － 「具体的な取組を促進する方策」
 - － 「一億総活躍社会」の実現に資するために優先的に推進すべき取組
- 第4回 7月22日(金) 15:00~18:00
 - ・ 第二次まとめの取りまとめに向けた基本的な考え方について合意
 - ・ ヒアリング(丸田 伯子 一橋大学保健センター教授、川島 聡 岡山理科大学総合情報学部社会情報学科准教授)
 - ・ 第二次まとめに向けた議論
 - － 障害者差別解消法を踏まえた「合理的配慮」や「不当な差別的取扱い」に関する考え方の確認
- 第5回 8月17日(水) 15:00~18:00
 - ・ 第二次まとめに向けた議論
 - － 障害者差別解消法を踏まえた「合理的配慮」や「不当な差別的取扱い」に関する考え方の確認
 - ・ 第二次まとめ骨子の提示・議論
- 第6回 9月28日(水) 15:00~18:00
 - ・ 第二次まとめ原案の提示・議論
- 第7回 10月31日(月) 15:00~18:00
 - ・ 第二次まとめの取りまとめに向けた議論
- 第8回 11月30日(水) 15:00~18:00
 - ・ 第二次まとめの取りまとめに向けた議論
- 第9回 1月30日(月) 15:00~18:00
 - ・ 第二次まとめの取りまとめ

関連する法律等

- 障害者の権利に関する条約
URL : <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018093.pdf>
(外務省ホームページ)
- 障害者基本法
URL : <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/s45-84.html>
(内閣府ホームページ)
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
URL : http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html
(内閣府ホームページ)
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針
URL : <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/honbun.html>
(内閣府ホームページ)
- 国立大学協会「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領(雛形)」
URL : <http://www.janu.jp/news/files/20151113-wnew-format1.pdf>
(一般社団法人国立大学協会ホームページ)
- 文部科学省「文部科学省事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」
URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/gakuseishien/1382208.htm
(文部科学省ホームページ)
- 文部科学省高等教育局「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」
URL : http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/1329295.htm
(文部科学省ホームページ)
- 日本学生支援機構「平成27年度(2015年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」
URL : http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/___icsFiles/afieldfile/2016/03/22/h27houkoku.pdf
(独立行政法人日本学生支援機構ホームページ)

- 教育再生実行会議「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ（第九次提言）」
URL： http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/pdf/dai9_2.pdf
(首相官邸ホームページ)
- 一億総活躍国民会議「ニッポン一億総活躍プラン」
URL： <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/pdf/plan1.pdf>
(首相官邸ホームページ)
- 障害者の雇用の促進等に関する法律
URL： <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S35/S35HO123.html>
(電子政府の総合窓口 (e-Gov) ホームページ)

索引

あ 行

アクセシビリティ	28, 32, 91
アスペルガー症候群	41
アセスメント	45, 55, 91
アドボカシー	91
アドボケイト	24, 25, 91
アドミッションポリシー	19, 20
医学モデル	5, 13, 92
(障害のある学生本人の) 意思の表明・決定	17, 91
移動の制約(肢体不自由)	79
医療的ケア	88, 92
ASD(自閉スペクトラム症)	41, 45
ADHD(注意欠如多動症)	45, 47, 48, 49, 50
APD(聴覚情報処理障害)	72, 73, 94
SLD(限局性学習症)	51
SLDのある留学生への対応(コラム1)	57
SD研修、FD研修	3
オープンキャンパス	35, 36

か 行

学内外連携	38
過重な負担	20, 92
画面読み上げ	66, 67, 68
カリキュラムポリシー	19, 55
がんサバイバーの学生への対応(コラム2)	71
吃音のある学生への対応(コラム3)	77
気分障害	59

共生社会	7, 91
限局性学習症 (SLD)	51
建設的対話	10, 11, 18, 19, 92
合意形成	21, 92
高次脳機能障害 (コラム5)	90
高大連携	35
広汎性発達障害	41
公平な態度	25
合理的配慮	5, 9, 17, 21, 92
合理的配慮の例 (自閉スペクトラム症)	42
合理的配慮の例 (注意欠如多動症)	47
合理的配慮の例 (限局性学習症)	53
合理的配慮の例 (精神障害)	60
合理的配慮の例 (視覚障害)	66
合理的配慮の例 (聴覚障害)	73
合理的配慮の例 (肢体不自由)	80
合理的配慮の例 (慢性疾患、難病その他の機能障害等)	87
国際疾患分類	59
コミュニケーション症	51
根拠資料	17, 18, 57

さ 行

支援が必要とされる学生の活動の範囲	14
視覚障害	65
肢体不自由	78
指導方法の例 (自閉スペクトラム症)	43
指導方法の例 (注意欠如多動症)	49
指導方法の例 (限局性学習症)	55
指導方法の例 (精神障害)	62
指導方法の例 (視覚障害)	69
指導方法の例 (聴覚障害)	74

指導方法の例(肢体不自由)	81
指導方法の例(慢性疾患、難病その他の機能障害等)	88
自閉スペクトラム症(ASD)	41
社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム	9
社会的障壁	6, 7, 14, 17, 22, 93
社会モデル	5, 9, 13, 14, 92
弱視	65
修学において起こりがちな困難さの例(制限・制約)	
(自閉スペクトラム症)	41
修学において起こりがちな困難さの例(制限・制約)(注意欠如多動症)	46
修学において起こりがちな困難さの例(制限・制約)(限局性学習症)	52
修学において起こりがちな困難さの例(制限・制約)(精神障害)	59
修学において起こりがちな困難さの例(制限・制約)(視覚障害)	66
修学において起こりがちな困難さの例(制限・制約)(聴覚障害)	72
修学において起こりがちな困難さの例(制限・制約)(肢体不自由)	79
修学において起こりがちな困難さの例(制限・制約)	
(慢性疾患、難病その他の機能障害等)	86
就労支援プログラム	38
障害者手帳	14, 18
障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)	5, 13, 17, 99
障害のある学生	14, 17, 93
障害のある学生の修学支援に関する検討会	8, 14, 15
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)	7, 107
情報保障	61, 62, 74, 93
シラバス	22
身体障害者手帳(障害者手帳)	14, 18
墨字	65, 66
生活規制(生活上の制約)	80, 86, 93
生活面の支援	84
精神障害	59
精神障害の診断と統計マニュアル	59

た 行

対応要領	8
第三者機関、第三者組織	9, 11, 21, 93
地域連携(コラム4)	84
チック(チック障害)	60, 61, 94
注意欠如多動症(ADHD)	45
聴覚障害	71, 72
聴覚情報処理障害(APD)	72, 94
著作権	69
ディスレクシア	51, 69
ディプロマポリシー	19, 55
点字	65
統合失調症	59
独語	61, 94
(合理的配慮の提供の)努力義務	7, 8

な 行

入学試験	35, 36
ノートテイク	55, 73, 74, 80, 81, 93, 94

は 行

パソコンノートテイク	73, 74, 93
発達障害	41, 51, 63, 64
発達障害者支援法	183
発達性ディスレクシア	51, 69
発達性協調運動症	51
バリアフリー	23, 94
不安障害	59, 61
不当な差別的取扱い	7, 9, 94
紛争	10, 11, 95

ま 行

三つのポリシー	19
盲	65, 69
モニタリング	21, 95

や 行

ユニバーサルデザイン	24, 27, 28, 29, 43, 48, 95
------------	----------------------------

本ハンドブックの掲載内容の著作権は各執筆者に帰属しており、本ハンドブックの掲載については各執筆者より利用許諾を得ております。

また、次の目的に利用する場合において、利用者は内容の一部又は全部を自由に複製、印刷して利用することができます。

ただし、利用に当たっては可能な限りクレジット表記を行なってください。

- (1) 高等教育機関等において、その機関に所属する教職員を対象とした研修などに用いる場合。
- (2) 教育関係団体（専修学校、高等学校、中学校などの教育機関を含む）の学生、生徒に対する修学支援等に活用するための資料とする場合。
- (3) 一人人が教育における障害のある学生の修学支援について学ぶために利用する場合。

なお、著作者、発行者の許可なく、専ら営利利用を目的として複製、印刷を行なうことは固くお断りいたします。その他の御意見、御質問は発行者までお問い合わせください。

発 行 者 独立行政法人 日本学生支援機構

合理的配慮ハンドブック
～障害のある学生を支援する教職員のために～

2018年3月

独立行政法人日本学生支援機構 学生生活部
障害学生支援課 障害学生支援計画係
〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1
Tell 03-5520-6173 Fax 03-5520-6051
E-mail tokubetsushien@jasso.go.jp
HP <http://www.jasso.go.jp/>